

江戸幕府「御家人株」売買慣行の諸相 —近世的任用制の一側面—

田原 昇*

目次

はじめに

- 1 御家人の御抱入と跡式の「株」化
- 2 「官府御沙汰略記」にみる御家人株売買
- 3 御家人株売買の諸事例
- 4 いわゆる「旗本株」について

おわりに

【図表編】御家人株売買の諸事例 概要一覧

【史料編】御家人株売買の諸事例 典拠史料

【出典編】御家人株売買の諸事例 主な史料・文献・論文一覧

キーワード 御家人株 旗本株 御家人 旗本 幕臣 御直参

はじめに

江戸幕府の御家人とは、旗本などの将軍直臣（御直参）のうち、禄高一万石未満、御目見以下の者をいう。御家人には家格として、譜代・二半場・一代抱の別があり、譜代と二半場は家督相続が許されており無役でも俸禄が支給され、一代抱は幕府のある役職（跡式）にその身一代を限って任用（抱入）された者をいう。

御家人の多くはこの一代抱であった。彼らが病気や老衰、その他の事情で退役（御暇）した際は、同時に御家人身分を失い家督相続も許されなかった。この欠員（明跡）補充は、上役が人物を選び幕府へ願い出たが、幕府からの条件は主に人柄である。前任者の倅や身寄りの者の方が抱入条件として有利だが人柄次第で他人でも構わなかった。

この仕組みを利用し、御家人身分（跡式）を「御家人株」と称して売買する慣行があった。買手は知己の幕府関係者を通じて売主の御家人から「株」を買い、売主は買手が身寄り・存寄りの者という名目

*東京都江戸東京博物館学芸員

で上役へ届け出る。その後、売主は御暇して買手は上役を通じその明跡へ抱入れとなる手順であった。こうした慣行は、売主が御家人身分を元手に金銭を入手し買手が金銭で御家人身分を取得する機会となった¹⁾。

かかる御家人株売買に関して、旧幕において御家人の間では、特段その慣行の理非を論じることはなく、事実存在する仕組みとして淡々と享受されていたように見受けられる。例えば、『同方会誌』所載の「御徒土物語」という明治期の懐旧談では、御家人株の価格について淡々と談じるのみで売買そのものを肯定も否定もしていない²⁾。同じく幕府の御徒であった山本政恒はその手記「政恒一代記」で新入りの御徒が初泊りの際に「他より養子となり出し者、又は株を買ひ出し者は、格別つらく思ふ様子なり」として「馬鹿馬鹿敷習慣」により他からの養子と「株を買ひ出し者」がつらい目にあいやすい様子は述べているが、株売買そのものを否定するような記述はない³⁾。事実、江戸時代から旧幕後に作成された、御家人株売買に関わった人物の家譜、自伝、回顧録、伝記などに関する記録、書籍などを見ても、管見の限りに当事者が株売買の理非を論じてはいない⁴⁾。

ところが、当事者以外、例えば当時の儒者などは、株売買に比較的否定的な立場を表明している。著名な例として荻生徂徠は著書「政談」で「御徒与力を頭の心儘に入る事故、悉く金の沙汰に成て、町人、百姓、又は小普請手代の類、金にて与力に成て居て、又金を出して我子を御番衆の養子にする、中継にする類、当時は甚だ多し。是等は職場を勤る者成ば、ケ様には有間敷事也」とする。庶民が御家人株により御徒や与力などとなる例が「当時は甚だ多」く、「悉く金の沙汰」「金にて与力に成り居」る状況であったが、これら役職は「職場を勤る者」(現場で実務する者)なので「有間敷事也」だという⁵⁾。

同時代において、株売買の当事者である御家人たちが特にその理非を論ぜず、むしろ部外者である知識人が否定的な見解を表明した結果だろうか、維新後に御家人株売買の意義に誤解や曲解が生じていく。例えば本庄栄治郎は『日本経済史概説』において「享保の頃に至っては旗本株や家人株の売買が普通一般のこととなり、株の価額迄も定まるに至った。かくて町人は、その金力によって武士階級に潜入し、或は武家に融通して切米扶持を受け、苗字帯刀を許され、武士の如き待遇を受け」「茲に於てか、財力によって町人が土農両階級を壓(圧)せしのみならず、身分関係に於ても紛雜を生じ、昨日の町人が今日は武士となり、武士が町人と変る世の中となった」と断じ、江戸時代の「身分関係に於ても紛雜を生じ」た原因が御家人株売買にあるかのように述べている⁶⁾。これらが錯誤や曲解によるものである証左は、「家人株」(御家人株)を本質的に異なる「旗本株」と同一視している点からもうかがえる⁷⁾。

このように従来の研究では御家人株売買について、御家人が困窮する中、経済力を得た百姓町人等が身分を改変する手段としてこの風潮が横行したという見方がなされがちであった。これは御家人の特徴、特に一代抱という身分的特徴をふまえ、売主が株を譲渡する事情や買手が株を取得する利点などについて、実際の事例にもとづいて株売買の慣行全体の動向に則した検討を怠ったためであると考えられる⁸⁾。そもそも幕府は御家人株売買慣行という変則的な仕組みにどのような姿勢で臨んだのか、必ずしも検討はされてはこなかった。

そこで本稿では、御家人株売買の諸相について、できるだけ多くの諸事例を挙げ江戸時代を通じた株売買慣行の傾向を明らかにし、一代抱という幕府の任用制と御家人株売買慣行との兼ね合いについて検

討する。特に、御家人株の譲渡者（売手）と購入者（買手）双方の実情を検討し、御家人株売買が近世的任用制に与えた影響を一考したい。

1 御家人の御抱入と跡式の「株」化

御家人株売買の諸事例について検討するに先立ち、本章では御家人の任用制、特に抱席御家人（一代抱）の任用の特徴について主に先行研究から検討し、抱席御家人の任用制の特徴から跡式の「株」化（御家人株売買）が生じて慣行となっていった事由を明らかにする。

(1) 御抱入の実際と人物の要件

御家人とは、将軍の直臣（「御直参」）で、禄高一万石未満、将軍に謁見できない御目見以下の者である。御家人の人数は時代によって変化するが、宝永期（1704～11）ごろの総人数は1万7,000人ほどであったという。御家人には家格の区分として、譜代（譜代席とも）・二半場（准譜代、譜代准席とも）・抱席（一代抱、抱入とも）の三席があった。譜代は、家康から家綱までの四代の間に留守居与力・同心などの職を勤めた者の子孫で、無役になると旗本と同様に小普請入し小普請組に編入された。二半場は四代の間に西丸留守居与力・同心などの職を勤めた者の子孫で家督相続が許されたが、退役後は小普請組には編入されず目付支配無役と称された。この両者には無役でも俸禄が支給された。

対して抱席は、四代の間に大番・書院番・町奉行の与力・同心などに召し抱えられた御目見以下の幕臣をいい、退役後は扶持を離れ御家人の身分を失い、当然、家督相続が許されていなかった。しかし実際には、倅や身寄りの者を自身の跡へ抱え入れてもらうのが一般的であった⁹⁾。

この抱席への欠員（「明跡」）へは、前任者の倅や身寄りの者を任用（「抱入」）してもらうよう同役の組の者一同が願い出たが、必ずしも倅や身寄りの者とは限らず人物次第では他人でもかまわなかった。例えば、延享四年（1747）四月に老中から諸役所に、諸組与力・同心など「軽キもの」の抱入に関する書付が出された。病気や暇によって生じた諸組与力・同心などの明跡を小普請組からの転入（「入人」）で補充するようにとの仰渡であるが、南北町奉行は、つぎのように願書で反論している¹⁰⁾。

すなわち、町奉行所の与力・同心は奉行所などで公事訴訟など様々な書類を処理し、また、検使や捕者などにも派遣されるなど様々な「役儀」があり、「不案内ニ而は御用難相勤」場所だとしている。だからこそ明跡を小普請組の入人で補充しては、「勤馴候内ハ御用ニ相立不申」として、老中の仰渡に反対している。さらに町奉行は、与力・同心が「組屋敷」で成長し「若年之節」から「見習」などとして励んでいたからこそ、抱入れても「早速御用ニ相立」として、これまで通り「私共吟味」（町奉行権限）での抱入を主張したのである。町奉行ひいては幕府にとって「軽キもの」の抱入要件とは、若年のうちから見習などで「勤馴」ていて「早速御用ニ相立」つことであった。

同じような主張はつぎの一件からも見て取れる。すなわち、寛政六年（1794）四月、南町奉行池田長恵配下の同心から町奉行所へ、町奉行所同心と町人・町医師・浪人などとの縁組取組の可否について「内々承合」があった。これに対して町奉行は、同心と町人などとの縁組を是とする判断を下している。その

根拠として、以前から町人などが同心に抱入となる際に町人から「身分請合之證文」を提出させて許可している以上、しかるべき手続きをして受理されれば町人などが同心と養子や縁組を取り組むことに異議はないという¹¹⁾。

ここで注目すべきは、町人などから同心への抱入を当然のものとして考え、同心が例としてあげている点である。このことから同心の抱入に関して身分はそれほど問題ではなく手続きを経て許可されていたとわかり、恐らく「身分請合之證文」から判断されたのは「早速御用ニ相立」か否かであったのであろう。また、同心の縁者が町人や町医師、浪人など、雑多な身分から形成されていた事実もこの一件からはうかがえ、当然、こうした縁者からなる「身寄りの者」を抱入れる限り、結局、町奉行所同心は、様々な身分の者から形作られていった。御家人の抱入も養子や縁組も幕府にとっては人物次第であったのである。

(2) 暇と抱替による明跡事情

明跡への抱入要件が人物次第（「早速御用ニ相立」）であるとするならば、そもそも御家人に明跡が生じる事情とはなんであるのか、確認しておきたい。

先述の通り、町奉行所同心など抱席の御家人は、相続が許されず、隠居も許されてはいなかった。もし同心が存命のうちに、病気や老衰など何らかの理由で同心の役目を継続できなくなった場合は、退任（暇）しなければならなくなった。その時点で幕府との関係は終了し幕臣身分も失効する。もし旗本ならば、役職を退任した場合でも旗本身分であり続け、家督を譲っても存命している場合は、隠居という一応の身分を幕府から付与される。この点が旗本と抱席御家人との大きなちがいである。

では、町奉行所同心などを暇した御家人は、その後、どのような生活をおくったのか。もし、老衰を理由に暇したならば、身寄りある同心のもとで厄介として余生をおくる者が多かったであろう。しかし、若年で病気となり図らずも暇した者たちは、その後、どのような生活をおくったのか¹²⁾。実は、病気によって暇した御家人であっても、その経歴が終了するわけではなかった。かれらはまず「浪人」という身分で療養に励み「全快」のあかつきには再就職する（「他江有付」）ことを模索する。暇して前職を離れた元御家人がより高禄の役職に「有付」き、再度御家人に抱入となる機会を得る場合もあり幕府はそれを妨げてはいない¹³⁾。

そもそも一代抱といい、本来、特定役職の熟練者（「早速御用ニ相立」）としての活躍が求められる抱席御家人ではあるが、他の役職に配置替えとなる仕組みがなかったわけではない。上記の通り、病気や老衰といった不可抗力の事由によって暇となり、結果として再び抱入となるだけでなく、より積極的に他役職へ抱入となることを目的として「心願」により暇して、直後に他の役職に再度抱入となる場合もあった。これを抱替あるいは場所替という¹⁴⁾。

例えば、近田又右衛門は、文化十年（1813）六月に大番頭山口但馬守弘致配下の御預同心近田定蔵の明跡に抱入となり、同十二年十二月には作事方定普請同心出役となる。以後、場所替の心願書を提出するまで十二年にわたって勤務し「常々実躰御奉公出情仕」「御用ニ茂相立」との評価を受けていた。ところが、実父が「久々病気」となり、しかも「追々及老年候」ため、日勤も多く場合によっては遠国へ

の在番もある大番同心のままでは「看病孝養共行届兼候」といった状況となる。そこで大番同心から御鎗同心へ場所替を望んだ¹⁵⁾。

近田の事例では、大番同心（30俵2人扶持）から御鎗同心（30俵2人扶持）と場所替前と後で役高に変化はない。しかし、場所替先が物品（「御鎗」）の管理を行う庶務的な部署であり、少なくとも「看病孝養共行届」ようになり、心願の目的を場所替によって達成したといえる。また、こうした場所替の事例から鑑みれば、幕府の官僚機構は、思いの外柔軟な組織であった。「御用ニ茂相立候者」である近田だからこそ、大番同心から繁多な作事方定普請同心へ出役（出向）を命じられ、実父の病気・老齢に臨んで閑暇な御鎗同心へ場所替してもらえる、その人物の事情を加味した適材適所を実行できる組織であった¹⁶⁾。

いずれにしても御家人、なかんづく抱席御家人は、病気や老衰など不可抗力により暇となるだけでなく、心願などにより積極的に暇となる場合もあった。このため御家人が抱入となる諸役職は、いつなりとも明跡が生じる、その補充に留意する必要がある流動的な場所であった。

（3）御抱入の多様化と跡式の「株」化

生じた明跡は人物次第、すなわち「勤馴候」「早速御用ニ相立」「常々実躰御奉公出情仕」「御用ニ茂相立」ことを要件として補充されたことは先述の通りである。が、「組屋敷」にて成長し「若年之節」から「見習」などとして励んでいた「勤馴候」人物、すなわち倅や身寄りの者が抱入となる場合が多かったのも事実である。

では、この倅や身寄りの者とはどのようなものたちであったか。実は、御家人の跡式は、家筋としては確かに継承される場合が多いが、実際には養子が継ぐ場合が多く、しかも養父と養子との間には必ずしも続柄はなかった。父親が現役中で中々暇をせず、成人してしまった実子が父親以外の明跡に抱入となる場合が多かったためである。その父親の明跡には、別途養子となった者が抱入となった結果、名目上の家筋は継続しても御家人の跡式において血筋の継続性はそれほどなかった。ましてや養子の出自は、「身分請合之證文」一件で述べた通り、御家人に限らず、町人や町医師、浪人、大名家臣、百姓など多彩になった。そして、のちにかれら養子たちが同心に抱入れられて、組同心の出自は多彩になっていったと予想できる¹⁷⁾。

では、病気や老衰、死去を理由とした暇や抱替などによって、明跡は随時生じていたわけであるが、その明跡が、容易く直ちに御家人の実子や養子、療治した元御家人によって補充できたかというところではなかった。なぜなら幕府、ひいては御家人の役職は、社会経済の進展にともなう職務の拡大によって慢性的な「手不足」にあったからである。

例えば、町奉行所同心には、100人前後といわれている正規人員がいたが、それ以外にも増人抱入や仮抱入という臨時の増員や員数外での補充を図り、一時的には見習、無足見習によって急場をしのいでいた¹⁸⁾。この点は、他の御家人の各役職でも同様であった¹⁹⁾。さらには、「御人少」「手足り不申」という状況の中、「御雇」という仕組みを設けてもいる。御雇とは、人数借用のことをいう。例えば、小人など五役の者（中間、小人、黒鍬之者、掃除之者、御駕籠之者）が「御人少」を理由に無足部屋住の惣

領どもをその日を限り、とくに御手当などは支給しないで「軽キ御用」に「御雇」(人数借用)してあてがっていた。また、五役の者が御雇とする人数は、何も無足部屋住に限られてはおらず、御成御用など、特に人数を必要とする業務ならば、例えば五役のうち中間は、まず倅共を御雇し、さらに同じく五役の中から黒鋏之者を御雇し、なお人数不足ならば掃除之者を御雇するという規定があった²⁰⁾。

こうして幕府は御家人の職務における「御人少」といった状況を、正規人員に加え、増人抱入や仮抱入、見習、無足見習といった臨時、員数外人員でしのぎ、さらには御雇という仕組みを設けるにいたった。実は先述した御家人の抱入、養子や縁組が、幕府によって人物次第(「早速御用ニ相立」)となった状況は、こうした「御人少」「手足り不申」といった実情に対応したものである。抱入や養子、縁組が様々な身分から形成されることを許容してでも、人員確保を優先した結果であったのである。

こうした状況は、思いもかけず御家人の跡式の「株」化を招く結果となる。かかる人物次第優先の結果、続柄のないものによる明跡への補充(抱入)が増加する中、本来、一代抱えの抱席御家人は、抱入の際、特に先代の名字を名乗る必要はなかった。にもかかわらず、家名を尊重する当時の風潮からか、たとえ続柄のない者が明跡を継ぐ場合でも先代の名字を名乗る慣行が顕著になった。これは、人物次第の明跡補充とはいえ、形式上は養子にして倅とするか、同じ名字を名乗らせ見かけ上は身寄りの者としての体をとろうした結果である²¹⁾。

ところが、こうした慣行が、さらなる慣行を定着させる結果となった。このことはつぎの書付からもうかがえる。

[参考史料]

享和三亥年根岸肥前守殿江上ル 向方書面

御答

年番

御組同心御抱入之者、苗字相改候而者株式売渡候様ニ成行、御組之風儀崩者不致哉、御尋ニ御座候、右其もの之苗字を名乗候共、又者、追而願之上先代之苗字名乗候共、是迄之通御聞濟被下候得者、古来之致来ニ付穩ニ有之、以来、先代之苗字是非名乗候様ニ相成候而者差支筋茂出来可申哉奉存候、
此段申上候、以上

亥十二月

原兵左衛門・中田郷左衛門

この書付で危惧されている通り、「先代之苗字是非名乗候」慣行に乗じて、家名の存続を名目に続柄のない者が「苗字相改」て、「株式売渡候様」にして御家人の跡式を売買する風潮、いわゆる「御家人株」が蔓延していったようなのである。

事実、戦前の大蔵大臣で田口卯吉の又従弟で甥でもある河田烈は、その自叙伝においてつぎのように述べている。すなわち「(前略) 佐藤一斎翁の長男慎左衛門(片岡氏香圃女史所生)は武勇の豪傑で、学を好まず酒を嗜みて乱暴の性があったので乃翁の気に入らず、そこで田口という御徒士の株を買ひ別家した。此の又田口の家が本姓鈴木で、其の鈴木某が数代前に田口と云ふ徒士の株を買ったのだそうだ。其の本姓鈴木氏の田口の株を又佐藤氏が買ったのだから、田口と云ふ姓は何等縁故のない所へ

移った訳だ(後略)」という²²⁾。田口卯吉の祖父で佐藤一斎の長男慎左衛門は、御徒田口家の株を買い田口慎左衛門となった。しかもこの田口家は元は鈴木氏が田口家の株を購入したもので、それをさらに佐藤氏が購入したのだから「田口と云ふ姓は何等縁故のない所へ移った」というのである。しかも、慎左衛門の跡は、旗本用人の三男西山樞郎、すなわち田口卯吉の父が御家人株を購入して継いでいる²³⁾。御徒田口家の跡式は、三代の間に鈴木・佐藤・西山によって「株式売渡候様」に移譲されていたのである。

以上、幕府は、御家人の人手不足(「御人少」)の中、遅滞なく業務(「役儀」)を遂行し円滑に欠員(「明跡」)を補充(「抱入」)するため、「早速御用ニ相立」限り、雑多な身分からの抱入、養子、縁組を許容するようになった。一方、倅や身寄りの者による明跡抱入の体を維持するため「先代之苗字是非名乗候」慣行もまた根強く残り、結果、御家人(「軽キ者」「御抱入之者」)において「株式売渡」、すなわち御家人の明跡を金銭を介在としてやり取り(「売渡」)するような風潮となった。しかし、この風潮は、人員確保という事由と密接に関連しており、むしろ幕府に利用され、明跡補充の手段として幕末まで慣行として機能したようなのである²⁴⁾。

2 「官府御沙汰略記」にみる御家人株売買

いわゆる「御家人株」売買の慣行は、こうして生まれたが、問題は「株」売買とはいえ、御家人身分そのものが「株」と称して金銭的に売買されたわけではない。御家人の「明跡」(欠員)は、候補者を同役の組の者一同が幕府へ願い出て成立するが、前任者(売手)は「早速御用ニ相立」人物であることを前提として、場合により倅、身寄りの者、あるいはそれに類似した者として候補者(買手)を組の者へ「口入」(仲介)できた。この口入料の授受が「株式売渡候様」のもの(慣行)として、いわゆる「御家人株」売買と称されたわけである。

例えば、幕府制度史の大家である小川恭一氏は「[与力千両、御徒五百両、同心二百両]という俗語はありました。庶民から(が誤りか*筆者註)御家人株を買って、幕臣となる権利金です。」として²⁵⁾、また、江戸文化に関して多くの著作を持つ氏家幹人氏は「さて、「株」を買うというのも、番代(抱入のこと*筆者註)の一種に他なりません。どういうことかということ、息子や親類等に適当な後任者がおらず、しかも後家の再婚もままならぬ場合など、当主の退職(あるいは死亡)にともなう欠員の後任権が「株」として売りに出されたのです」としている²⁶⁾。いずれも「権利金」「後任権」のように身分そのものではなく、身分を入手する前提となる権利であるとしている。

事実、ある人物が、御家人株の売買により御家人跡式(後任)の権利を得たとしても、前任者による組の者への仲介(「口入」)により願書が幕府に提出され、幕府が「身分請合之證文」などの審議を経て受理しなければ、御家人に抱入とはならなかった。すなわち、御家人売買とは、明跡か明跡になるであろう跡式の「口」について情報を入手し、前任者(仲介者)と「口入」の約束をして、口入料支払い(「株式売渡」)の算段を付ける段階を狭義にはいう。そして御家人株売買慣行の様相を知るにあたっては、この明跡の「口」情報(御家人株)がどのように流通していたのかを明らかにすることが肝要となる。

そこで本章では、幕臣小野家の記録である「官府御沙汰略記」に所載の御家人株に関する記述から、御家人株の情報流通の様子について確認する²⁷⁾。

(1) 「官府御沙汰略記」と幕臣小野家

「官府御沙汰略記」(「略日記」とも、以後「略記」)は、小野直方の自筆による全28冊の記録で、延享二年(1745)から安永二年(1773)にいたる記事からなり、国立公文書館のみが所蔵する(請求番号165-0044)。小野家における幕府役人としての出来事をはじめ、家族や親族の人生儀礼、病気や災害・事故・事件、家計に関わる情報、諸芸の稽古や趣味、遊興の様子など、多岐にわたる興味深い内容に富んでいる。のみならず各記事の前には、「三宅元右衛門小普請入」など具体的な見出しに加え、雑多な内容に関しては御用・変事・惣出仕・免職・外出・入来・雑事など適宜見出しが記されている点に特徴がある²⁸⁾。

本記録の舞台である小石川三百坂の小野家とは、「寛政重修諸家譜」によると延宝六年(1678)に幕府の御徒となった(のち組頭)小野直興に始まり、直賢、直泰(庄兵衛)、直英、直貞まで五代続いた家系である。「略記」が記された頃の小野家当主は、最終年(安永二年)を除いて直泰で、直泰は幕臣として一橋徳川家に出向して小十人、大番組頭、徒頭を歴任、在職中の安永元年九月に56歳で病死した。その直泰の父直賢は、宝永六年(1709)九月晦日に遺跡を継いで御徒となり、その後紅葉山火番、御徒目付、御広敷添番を歴任した²⁹⁾。

国立公文書館所蔵「諸家系譜」(請求番号156-0023)には、この直賢の兄弟が掲載されている。三人の妹と二人の弟があり、妹はそれぞれ幕臣の三宅茂助(御徒)と平塚教巴(漆奉行)、小野一吉(旗奉行)に嫁いでいる。末弟は藤堂家の家臣小野家に養子入りした小野岡右衛門で、上の弟が直方(甚平)で「略記」の著者小野直方(なおかた)となる。従来は、兄の小野直賢(なおかた)が「略記」の著者とされていたが、その弟直方が実際の著者となる。「諸家系譜」には「学問師範 安永四未年正月廿九日死七十五」という記述があり、直方が幕府の役を勤めることなく「学問師範」として安永四年(1775)に75歳で没した事実がわかる。よって、安永二年(1773)で終わる「官府御沙汰略記」は全冊ではなく、1、2年先まで作成されていた可能性がある³⁰⁾。

すなわち「官府御沙汰略記」は、幕府の御徒から一橋家に出向した小野直泰が当主の頃の小野家の記録であり、同家に同居し「学問師範」であった叔父小野直方が記したものとなる。

この「略記」には、宝暦元年(1751)に大御所徳川吉宗の逝去にともない大御所附の御徒を暇となった、直泰(庄兵衛)の妹きのの夫である大井友右衛門が御家人株を紹介されて再び抱入となるまでの経緯が、詳細に記されている。そこで次節で、この一件から、幕臣小野家を取りまく御家人株の情報流通の様子を確認したい。

(2) 大井友右衛門再仕一件にみる株売買

宝暦元年六月二十日、大御所徳川吉宗の逝去にともない大御所様附御徒三組90人が暇となる。これは「今大御所様御他界なれば御用はなし、何十年御用なく無役にて指置ん事莫大の御費なり、只今御暇遣

して仕廻ん事公儀の御為なり」との老中堀田相模守正亮の発案によるという³¹⁾。このため、大御所様附御徒の一人であった、直泰の妹きのの夫大井友右衛門もまた暇となった³²⁾。

これにともない友右衛門はじめ同役の御徒は、無禄となり御徒の拝領組屋敷が召し上げられ、様々な生活基盤を失った。そのため「天下浪人すごゝやみゝと民家に落て、埴生の小屋を借り求めて雨露を凌ぎけるこそ、誠に哀れ成りけれ」といった有り様となる³³⁾。中には、幕臣への復帰（「帰参召帰されの儀」）を求めて、上野寛永寺（「東叡山宮様」）へ度々御取次を願い出る者もあり、これは数年にわたったという話しも伝わっている³⁴⁾。

「略記」を見る限り、友右衛門がこのような歎願を行った様子はない。というのも、「略記」の寛延4年（宝暦元年）七月十二日〈大井友右衛門御暇〉の項に「（大御所様附之面々免職は）当年中御扶持切米并金子七十兩頂戴○仙石監物組○家内ハ八月七日大井宗次方へ引越ス○家蔵四兩二分ニ払座敷二間四方半込へ引并宗次郎地ニ住宅ス、尤下男下女暇出ス」³⁵⁾とある通り、当年中は御扶持切米が支給され、加えて「妻子養育金」の名目で「三十年の勤役は金子七十兩」が支給されたからである³⁶⁾。さらに「大井宗次方」（友右衛門弟）屋敷地内に家屋などを移築して住居とし、下男下女こそ解雇したが落ち着き先を確保した³⁷⁾。

浪人の身ながら、妻子養育金と親族の支援により当座生活に安定をみた友右衛門のもとに、相次いで再抱入の先が持ち込まれはじめる。宝暦元年九月二十三日にはじまり、宝暦三年六月十五日の再抱入決定まで、件数にしてつぎの19件の御家人の口が紹介されている。「持参金」など金銭に関する記述がともなうものが多く、概ねいわゆる「御家人株」売買の記事とみて間違いなからう³⁸⁾。

【事例①】 御持筒与力看抱の口 紹介：館野忠四郎（親類、直泰弟）／大井宗次郎（御徒、友右衛門弟）

宝暦元年九月二十三日〈入来〉に、直泰弟の館野忠四郎が来て、「（御持筒）与力看抱ノ口」があるので友右衛門と相談することを告げる³⁹⁾。同月二十四日（外出）には、この口の具体的な内容について問合せを行い⁴⁰⁾、同日〈入来〉暮時には今回の口の世話人方へ行ったところ、「頭ヨリ当分指留候由」が告げられ、本件は当分保留となる⁴¹⁾。ところが、同月二十六日〈入来〉に大井宗次郎が来て「御持与力看抱ノ口有之由」を告げており、情報が前後している様子がうかがえる⁴²⁾。

【事例②】（田村三太夫口入）御徒明渡 紹介：田村三太夫（親類）

宝暦元年十一月十五日〈外出〉、田村三太夫と会い「御徒明ケ渡シ百五十金持参ノ口有之由」が伝えられる。しかし「金子不調」のため、三太夫へ断りを入れる⁴³⁾。翌日〈入来〉、再度三太夫からこの件について相談を受けたため、友右衛門と直に相談するよう伝えるが⁴⁴⁾、結局、折り合わず、同年十二月十二日〈外出〉に用意していた「口入金元利持参シ」て返却している⁴⁵⁾。

【事例③】 大井宗次郎組御徒明渡 紹介：はつ母（三宅元右衛門妻、親類）

宝暦二年四月朔日〈入来〉にはつ母が来て「御徒明渡シ有之由」を伝えるが、大井宗次郎（友右衛門弟）の組であったため断る⁴⁶⁾。

【事例④】御徒明渡 紹介：はつ母（三宅元右衛門妻、親類）

宝暦二年五月九日〈入来〉にはつ母が来て「御徒明渡シ有之由」を伝える⁴⁷⁾。翌日〈入来〉、再度はつ母が来て、昨日の「御徒明渡ノ書付持参」し、より詳細な情報が伝える⁴⁸⁾。同年五月十二日〈外出〉に小野庄兵衛（直泰）が友右衛門方へ行き、はつ母の紹介である「御徒明渡ノ義」について相談する⁴⁹⁾。以後記事なし。

【事例⑤】目白組御徒明渡 紹介：人見又市（隣家人見久之丞家族）

宝暦二年六月朔日〈雑事〉、昨日人見又市から「目白組御徒明渡シノ義」が伝えられた旨、友右衛門へ連絡する⁵⁰⁾。以後記事なし。

【事例⑥】佐脇源兵衛組御先手与力養子 紹介：本山喜四郎（親類）

宝暦二年八月二十五日〈雑事〉、本山喜四郎から「御先手与力養子ノ義」が伝えられる。佐脇源兵衛組で「土産百八十両」とのことであった⁵¹⁾。翌月朔日〈雑事〉喜四郎から今回の口の持参金のうち「二、三十両ハ来年遣シ候テ不苦由」が伝えられる⁵²⁾。以後記事なし。

【事例⑦】高木左内組本所御徒明渡 紹介：豊屋又八（出入りの者か）／牧村太右衛門（世話人、小細工頭長谷川庄五郎家来）／中ノ橋団蔵（世話人）

宝暦二年九月十四日〈入来〉、豊屋又八が「御徒明渡シ高木左内組ノ由」について書付を持参、世話人は小細工頭長谷川庄五郎家来牧村太右衛門であった。その後、友右衛門へ本件について連絡する⁵³⁾。翌日〈入来〉、友右衛門が小野家へ来る。世話人の牧村太右衛門が来るはずなので待ち、夜になりようやく太右衛門と対談する。後日、この御徒明渡について友右衛門が本所御徒組屋敷に問い合わせたところ「組明ノ沙汰一向無之由、怪ク聞へ候ユエ」、断ることとなる⁵⁴⁾。

ところが、同月二十一日〈入来〉、豊屋又八が来て、先日の御徒明渡の世話人の一人、中ノ橋団蔵から「雑ニテモ面談シ度」との申し出があったと伝える⁵⁵⁾。そこで同日〈雑事〉中に、明日団蔵を訪問することを又八に伝え、合わせて友右衛門へこの件の内容を連絡する⁵⁶⁾。以後記事なし。

【事例⑧】御材木手代明渡 紹介：はつ母（三宅元右衛門妻、親類）

宝暦二年九月十八日〈入来〉、はつ母が来て「御材木手代明渡シ有之由」について書付を持参するが、即座に断る⁵⁷⁾。

【事例⑨】丸山御徒明渡 紹介：腰抱女（出入りの者か）

宝暦二年十月十三日〈入来〉、腰抱女が来て「丸山御徒明渡シ持参百七十両ノ由」を伝えるが、「持参金多キユエ」断る⁵⁸⁾。

【事例⑩】 目白組御徒番代取組 紹介：大山勘五郎母（不詳）

宝暦二年十月十五日〈入来〉、大山勘五郎母が来て「御徒番代ノ義」を伝える⁵⁹⁾。同月二十二日〈入来〉、再度大山勘五郎母が来て本件について話す⁶⁰⁾。同月二十四日〈入来〉、大山勘五郎母が来て本件について世話人が友右衛門方へ行き直談判したいとのことを伝える⁶¹⁾。宝暦三年五月十五日〈入来〉、大山勘五郎母が来て「目白組御徒番代取組ノ義」について伝える。友右衛門へ本件について話す⁶²⁾。翌日〈入来〉、大山勘五郎母が来て、昨日話した「御徒番代」の世話人を紹介する⁶³⁾。以後記事なし。

【事例⑪】 開田喜右衛門組（御徒）番代 紹介：開田喜右衛門（親類か）

宝暦二年十月二十八日〈雑事〉、開田喜右衛門方から「自分組番代有之由」連絡がある。しかし「持参金過分故」断る⁶⁴⁾。

【事例⑫】 下谷組御徒番代 紹介：張代藤八（親類）

宝暦二年十一月三日〈雑事〉、張代藤八方から「下谷組御徒番代有之旨」連絡があり、友右衛門へ伝える⁶⁵⁾。宝暦三年五月十五日〈入来〉、本件を相談するため下谷組屋敷へ行く⁶⁶⁾。以後記事なし。

【事例⑬⑭】 大番与力明渡／小川町火消同心 紹介：はつ母（三宅元右衛門妻、親類）／小川町久貝忠左衛門家来

宝暦二年十一月四日〈入来〉、はつ母が来て「大番与力急成ル明渡シ有之由」を伝える。本件の世話人小川町久貝忠左衛門家来方へ行く。また「小川町火消同心方」へも行く。しかし「右番代両口共ニ障り有之」、破談となる⁶⁷⁾。

【事例⑮】 御徒番代 紹介：三宅元右衛門（はつ父、親類）

宝暦二年十一月八日〈入来〉、はつ父元右衛門が来て「御徒番代有之由」を伝える。「持参金多キユへ断り」となる⁶⁸⁾。

【事例⑯】 織田権太夫組丸山御徒番代明渡 紹介：秋山幸八（知人）

宝暦二年十一月二十一日〈入来〉、秋山幸八が来て「丸山御徒番代ノ義」を伝える⁶⁹⁾。同月二十八日〈入来〉、友右衛門が来たので「織田権太夫組丸山御徒番代明渡シ、家蔵共ニ持参金百二十両ニテ、尤、無借金大方相談濟寄り候由」を伝える⁷⁰⁾。宝暦三年正月二十二日〈入来〉、友右衛門が来てこの件については内々で進んでいたが「指支出来候由」を話す⁷¹⁾。ところが、同年六月三日〈入来〉、友右衛門が来て「丸山御徒組番代取組大方濟寄り候由」を伝え⁷²⁾、同月十五日〈入来〉、友右衛門が来て「今朝願之通御徒御抱入ニ被仰付之旨」を伝える。これによって「下男モ召抱候由」を合わせて伝える⁷³⁾。

【事例⑰】 御徒番代 紹介：三宅元右衛門（はつ父、親類）

宝暦二年十一月二十七日〈雑事〉にはつ父三宅元右衛門が来て「御徒番代有之由」を伝えてくる。

以後記事なし⁷⁴⁾。

【事例⑱】御徒番代 紹介：六尺町源七（出入りの者か）

宝暦二年十二月朔日〈入来〉、六尺町源七が来て「御徒番代ノ義」を伝える⁷⁵⁾。以後記事なし。

【事例⑲】御徒明渡番代 紹介：平田伊兵衛（一橋御徒）／小野三太夫（親類）

宝暦三年四月二十五日〈外出〉、一橋御徒平田伊兵衛方へ行き「御徒明渡シノ義」について相談する。この御徒番代については、小野三太夫方からも別途連絡があった⁷⁶⁾。以後記事なし。

以上にあげた大井友右衛門に御家人株を紹介した19例以外にも、同時期のものとして、寛延四年三月二十五日〈外出〉山地庄蔵（中村利兵衛孫聳、親類）に三宅元右衛門元組御徒桃井喜次郎の御徒明け渡し紹介の件（抱入となる）⁷⁷⁾、宝暦元年十二月四日〈雑事〉三宅弥蔵（小普請組三宅元右衛門倅、親類）等に御徒御抱入がある旨の紹介（望まず立ち消え）⁷⁸⁾、宝暦元年十二月二十二日〈神山軍次郎養家へ引越す〉神山（田辺）軍次郎（中村利兵衛子息、親類）に御書院番与力番代に関する相談（持参金150両で婿養子となる）⁷⁹⁾、が記事として載せられている。

以上から、大井友右衛門が再抱入の口を望んでから延べ15ヶ月の間に19例もの御家人株の口入に関する情報が小野直方にもたらされたとわかる。友右衛門以外の3例でも、その裏では破談となった様々な情報が飛び交っていたと考えて間違いなからう。

とするなら、御家人の口、株の情報は希少なものではなく、それなりに幕臣社会において流通し、小野家や大井家のように幕臣に連なり伝手がある限り、その情報が様々な紹介者から伝えられていた事実が見て取れるのである。御家人株購入の希望者は、その比較的豊富な「口」の中から、【事例①】「頭ヨリ当分指留候由」・【事例②】「百五十金持参ノ口」「金子不調」・【事例⑥】「土産百八十両」「二、三十両ハ来年遣シ候テ不苦由」・【事例⑦】「組明ノ沙汰一向無之由、怪ク聞へ候ユエ」・【事例⑨】「持参百七十両ノ由」「持参金多キユエ」・【事例⑪】「持参金過分故」・【事例⑬⑭】「右番代両口共ニ障り有之」・【事例⑮】「持参金多キユヘ断リ」といった条件的、金額的側面を吟味して、より最適な口を入手できる可能性があったわけである。

（3）大井友右衛門の再抱入先の決定とその後

結局、大井友右衛門は【事例⑯】織田権太夫組丸山御徒番代を選ぶこととなる。これは西丸附の御徒で尾藤幸八郎の番代であった⁸⁰⁾。持参金という形で支払った金額は、家屋や蔵の代金込みで百二十両であった（「家蔵共ニ持参金百二十両」）。加えて相手方は「無借金」であった。こうして友右衛門は、宝暦三年（1753）六月十五日に徒組に再び抱入となり、浪人の境遇を脱することができたのである⁸¹⁾。

その3年後の宝暦六年六月六日、大井友右衛門は持病の発熱などが原因で43歳で病死する。もともと、親族相談の上、友右衛門の後家に親類井上三郎兵衛の弟を婿養子にし（「後家入番代」）、大井三十郎として番代（明跡抱入）させるよう決まるのであった⁸²⁾。

3 御家人株売買の諸事例

前章までで述べた通り、御家人株売買の口は、それなりに情報として流通しており、購入希望者の条件が人物次第（「早速御用ニ相立」）という幕府の要件に適う限り、その情報を入手できる伝手がもの言うことが明らかとなった。伝手がある限りにおいて、購入者（買手）は譲渡者（売手）が提示する条件的・金銭的側面を吟味し解決すれば、まずは幕府への仲介権であるいわゆる「御家人株」を入手できたのである。

そこで本章では、御家人株売買の諸事例をできるだけ集めて検討し、どのような者が購入者・譲渡者となったか。購入の動機や経緯、条件的・金銭的側面をどのように解決し、購入後はどのような経歴を経たか、その概要について検討したい。

検討にあたっては、江戸時代から近代にかけて作成された、御家人株売買に関わった人物の家譜、自伝、回顧録、伝記などに関する記録、書籍を中心として、一次史料、二次史料の別によらず、できるだけ多くの事例を収集した。すると巻末に提示した【図表編】の通り36人の事例が集まった。また、収集した主な史料を各人物ごとにまとめたのが巻末【出典編】となる。

この36人分の史料を典拠として、御家人売買に関する記述内容を、A購入・譲渡の別、B時期、C購入・譲渡した身分、D元のあるいは後の身分、E購入・譲渡の動機、F購入・譲渡の経緯、G購入・譲渡の金額と元手調達の方法・使途の目的、H購入・譲渡後の展開を一覧にしてまとめたのが巻末【図表編】である。このうち特に、E購入の動機、F購入の経緯、G購入の金額・元手調達の方法、H購入後の展開の各項目に関しては、各典拠から巻末【史料編】に当該箇所を引用して掲載した。

なお、【図表編】の各人Noは【史料編】【出典編】のNoと対応し、【図表編】および【史料編】で各人Noごとに提示したイールはそれぞれ対応する。また、【史料編】【出典編】で各人Noごとに提示した丸数字（白地黒抜き、黒字白抜きとも）はそれぞれ対応する。各編の上段に掲げた〈凡例〉も合わせて参照されたい。

こうして作成した【図表編】掲載の事例36人分から、ともすれば個別具体的な検討のみが先行した従来の研究において等閑視されてきた、御家人株売買の江戸時代にわたる概要と傾向を検討したい。

(1) 諸事例からみた傾向

① 購入・譲渡の別と時期

まずはA購入・譲渡の別とB時期について確認してみたい。全事例36人分のうち、御家人株を購入した事例として33人が収集でき、そのうち江戸後期の事例が18人、幕末の事例が15人であった。対して、御家人を譲渡した事例は3人で、そのうち江戸後期の事例が1人、幕末の事例が2人であった。江戸前期以前の事例がないのは、上記にあげた通り、自伝、回顧録、伝記などに関する記録、書籍を中心として事例収集を行った結果、幕末から明治期のものが主な典拠として多くなったためと考えられる。が、少なくとも江戸後期と幕末で事例に偏りがいないため、概ね江戸後期以降は押しなべて御家人株売買が行われていたとみてよからう。

② 購入者の傾向

つぎに購入者の傾向を確認する。C購入した身分に関しては、御家人としての役職名が判明する事例が25人〈御徒9人・諸組与力3人・諸組同心7人・その他役人6人〉で、役職名が不明で「御家人」とのみ判明する事例が6人となる。その他、御家人株売買と考えられる事例が2人〈「旗本の株」・支度金100両の元の侍〉があった⁸³⁾。抱席御家人である御徒や諸組与力・同心といった諸職が購入の中心であった様子が見受けられる。

D元の身分について、特に御家人株購入直前の身分に焦点をあてて確認すると、武家関係の事例が22人〈大名家臣7人・旗本家来9人・幕府役人配下3人・幕臣子弟2人・浪人1人〉、学者や武芸者などの門人が7人〈学者5人・その他2人〉、百姓や商人など庶民の出が4人であった。御家人株の購入にあたっては、身分の上下はともかく何らかの形で武家社会の一員であることが有利であったようである。

E購入の動機について見てみるが、本項目は重複した場合もそれぞれ1人として計上した。御家人株を購入したいと志望した結果、購入にいたった事例が18人〈祖父・父・本人志望など、名誉挽回・収入増加など〉である。但し、祖父や父など本人以外が志望結果、購入した事例も見受けられること、名誉挽回のため、収入の増加を望んでなど、さまざまな理由に基づいて購入したことがあることが注目に値する。また、他者からの引立による事例が8人〈主君・恩師・同門・親族・知人引立など、叔父・門人斡旋〉いて、自身や家族が志望したとは限らず、他者からの引立や提案を受けて、御家人株を購入した事例もあった。さて、機会取得を動機とした事例が11人いたが、ここでいう機会取得とは、御家人株購入により幕府組織に参入することで、例えば昌平坂学問所に入所する機会を得たいなど、幕府内で何らかの立場を得るために購入した事例をいう。この件に関しては第2節でも取り上げる。もちろん動機不詳の者も1人いたが、御家人株購入については大体的場合、その動機が判明する場合が多いようである。

【図表編】でいうF購入の経緯とは、第1章第3節で問題となっていた、御家人株購入後の「苗字」(名字)について、購入前の元の名字のまま(本姓継承)であったか、購入先の名字に改めたか(改姓継承)について検討したものである。本姓継承者が9人に対して、改姓継承者が19人であり、第1章第3節で幕府が懸念した通り、改姓継承者が多くいることから、まさに「苗字相改候而者株式売渡候様ニ成行」く状況にあったことがうかがえる。しかし、本姓継承者も9人いて、御家人株の売買で、必ずしも譲渡側の名字に改姓することが要件ではなかったことも見受けられる。なお、その他の5人とは、購入予定のみで未遂となった者などである。

さて、G購入の金額・元手調達の方法であるが、金額が判明する事例が12人で1,000両から25両までの幅があるが、1,000両を越えた事例1人を除けば500~25両となり、相場は概ね数百両におさまるとみてよからう。では購入の元手をどのように調達したかという点、元手事情が判明する事例が6人いて、実家・恩師などからの出資や、弟子などの助成、本人の貯蓄などであった。なお、15人に関しては金額、元手調達方法とも不詳である。

では、H購入後の展開はどのようなものであったか。購入後にさまざまな役職を歴任した事例(諸職歴任)が13人おり、購入後の職歴は不明ながら、その家筋が倅や身寄りの者に継承されていった事例(家筋継承・他)が7人いた。これらはE動機である御家人となりたい志望を達成した者たちとみてよからう。

ただし、その他として御役御免となった者や代金不払により離縁となった者、獄死した者など（その他）が12人いて、必ずしも御家人株購入後が順調な者ばかりではなかったとわかる。なお、購入話しを断り未遂となった者（1人）もいた。

以上から、少なくとも江戸後期以降ともなると、武家社会に関わる者を中心として雑多な身分の者たちが、御徒や諸組与力・同心など抱席御家人を中心として株購入を果たしていた様子が見て取れた。その動機は本人などが志望する場合もあったが、何らかの知人による引立を受けて購入の機会を得る場合もあったようである。購入にあたっては改姓したものが多く、幕府が懸念した通り「先代之苗字是非名乗候」慣行に乗じて、御家人の跡式が「株」化していた様子がかがえる。購入金額は数百両前後と高額であったが、実家や恩師などから出資を受け、弟子などの助成を得て、さらには本人が貯蓄して、何とか調達したようである。その甲斐あって、御家人株を購入した後、諸職を歴任したり、後継者に身分を継承するなど、それなりに動機を達成したようでもあるが、中には、御役御免となったり代金不払により離縁となるなど、順風満帆とは言い難い事例もあった。

③ 譲渡者の傾向

では、御家人株を譲渡した事例での傾向はどのようなものであったか。購入者の事例33人に対して譲渡者のそれは3人と少ないが、一定度の傾向はみてとれた。

まず、C譲渡した身分、すなわち御家人株譲渡者の元々の身分であるが、御勘定付普請役、町奉行所（町方）同心、「江戸幕府賄い方」の3例であり、御家人の中でも諸組同心程度の者たちである。また、D後の身分、すなわち譲渡後の身分、社会的立場であるが、戯作者・伝授屋、商人、うなぎ屋であり、概ね商売人となった様子が見て取れる。E譲渡の動機であるが、戯作者としての活動のため余暇を創出する目的が1人、生活の困窮による譲渡が1人、起業資金の調達を目指した者が2人いた。なお、本項目は重複した場合もそれぞれ1人として計上している。いささかE動機と重なる内容となるが、F譲渡の経緯としては、余暇創出のための隠居を契機とした事例が1人、起業のための資金調達を目指した者が2人いた。

さて、G譲渡の金額・使途目的であるが、金額が判明するのは1人で382両であり、上記②の傾向に準じている。あとは起業という使途目的が判明するのが1人、金額も譲渡金も不明の者が1人であった。H譲渡後の展開としては、御家人株の譲渡後に商売を始めながら不調となった者が2人、商売繫盛した者が1人となる。

少ない事例ながら一つ明確なことは、御家人株の売買によって多くの金銭が動くため、こと譲渡者にとっては多額の資金を調達する手段となり得たことである。また、中には文芸に生きるための余暇を求めた売買もあったが、3人ともにいずれ起業し商売人となっている点が注目できる。すなわち、御家人、ひいては武士身分を譲渡した以上、他の身分で生きるにあたり、百姓などよりは商売人という都市生活者としての身分が最も移行しやすかったのであろう。この場合、当初から商売人を目指した場合もあれば、結果として商売人となった場合もあり得たと考えられる。

(2) 購入事情の具体例

本節では、御家人株の購入事情についていくつかの項目ごとに興味深い事例を選んで、具体的な史料から改めて確認して、前節で確認した御家人株売買の傾向を再検討する。なお、引用した史料の出典標記に関しては、本章冒頭を参照されたい。

① 購入の動機

田口卯吉の父であり、佐藤一斎の倅でもある【No.6 田口 慎左衛門 滉】の動機について、まずは本人が志望して「放蕩不羈で父命に従わず、自分から家出して幕府徒士田口某の養子となった」というが⁸⁴⁾、一方で父親の志望でもあり「佐藤一斎の長子慎左衛門と称す、放縱不羈にして、膂力あり、儒たるを得ず、故に一斎之をして出で、我田口氏を継がしむ」といった様子であった。同じ御家人株購入の事例ながら、父と子の見解の違いは興味深い、何れせよ慎左衛門の行状に端を発した動きであった⁸⁵⁾。

江戸後期の国学者で書物奉行などを勤めた【No.7 石井 内蔵丞 至穀】は、祖父の志望で「病床にましゝて遺言玉ひしハ、万事を置いて興廢のこゝろさしを継、再び 幕府に仕へて家名を起し累世の望ミを果さんハ、儉約をつとめて有余を貯へ積よ」との思いに基づくものであった⁸⁶⁾。一方、本人の志望でもあり、「はからさりき郷党の訴へに有しより盛時終に憤を發し、祖先累世の宿望し玉へる所なれハとて、江戸に出て御直參に奉仕し」との動機があった⁸⁷⁾。「はからさりき郷党の訴へに有しより盛時終に憤を發し」とは、石井至穀が村役人を勤める大蔵村にて起った「大蔵村郷党百五人徒党し」といった事件を言う。結局、この騒動は遠からず治まるが、この一件に巻き込まれて至穀は「憤を發し」、祖父の志望も相まって御家人株購入を目指したようである⁸⁸⁾。

何れの事例も、本人の意思に加えて父や祖父の意思がからみ合い、志望理由が成り立っていた様子が見受けられるのである。

では、引立の場合はどうか。清河八郎の門人である【No.26 笠井 伊蔵】は、「(川越の志士西川練造娘すみ子談) 元三郎さんは江戸に出てから二本差の武士となるためお侍の株を買って笠井伊蔵と名乗ったことを父や母から聞いております」とある通り、本人が「二本差の武士となるため」、武士身分になるという機会を得て武家社会で活躍するために御家人株購入を志望していた⁸⁹⁾。一方、「江戸下谷長者町医師木藤来輔は叔父に付、是へ尋来り、右世話にて御先手金田式部組、四谷坂町組屋しき小屋頭同心笠井七之助養子に相成」というように、叔父の引立・斡旋を受けてこそ、具体的な購入の算段を働かせられるようになったようである⁹⁰⁾。

そもそも本人が御家人株購入を積極的に志望したわけでもない事例もある。真下晩菘の門人で食客の【No.31 山崎 正助】は、同門の引立により購入に関わることとなった。すなわち「その男は、当時はまだ年齒若く、眉目秀麗の好男子だったが、然かも質素堅実で、将来有為の青年であった(中略) 翁(晩菘)の門人等、その山崎家(15俵5人扶持の御家人、筆者註)で養子を探す由を伝え聞き、我が正助こそ最も適当だらうといふので、吉日を選んで見合をさせた」というのである。結果、「当人同志は一見して意気投合した」ため、紆余曲折の末、この一件は成就するが、本人以上に周囲の引立意識が動機となった様子が察せられるのである⁹¹⁾。

本人が望むと望まざるとに関わらず、周囲による引立・斡旋の圧によって、御家人となる場合もあったようであり、如何に御家人株の購入にあたっては、本人を取り巻く環境や伝手がものをいったかがうかがえる。

あるいは、御家人株購入の全般に言える動機として機会取得がある。江戸後期の経済学者である【No.5 馬場 源二郎 右源次 寛蔵 正通】は、元来、百姓の次男に生まれ、旗本家来などを勤めていたが、自身が主体となって活躍するために株購入、ひいては御家人身分の獲得を志向する。すなわち御家人の地位を得るという機会取得のため「行々御家人株に可有付候手かゝりも随分宜敷、役柄之義故、御支配下之御家人に罷在候得者、随分取立も可有之候、勿論最初より随分無滞四五年も相勤候はゞ、相應之株にも有附候」と考え、勘定奉行中川忠英の家来として仕えている⁹²⁾。結局、本人が夭折したため果たせずに終わる。

また、樋口一葉の父樋口為之助の支援者であった【No.16 真下 専之丞 晩菘】は、「如何に優秀なる技倆を有する者と雖も、門地卑しき者は、登龍の途杜絶せられて又如何ともすべからざるものあり、晩菘深く爰に鑑みる所あり」、御家人身分になるという機会、御家人株購入を志向し⁹³⁾、その端緒となる伝手を得るため、旗本の下男や石和・谷村代官所の手代などを歴任するのであった。

本人などが志望したにせよ、他者が引立てたにせよ、その動機の根底には御家人身分の獲得、ひいては幕臣になるという機会を得ようとする当然といえれば当然の動機が、何れの事例にもあったのであろう。

② 購入の金額や元手の調達方法

まずは金額に関して詳しく見てみると、①でも取り上げた【No.7 石井 内蔵丞 至穀】は、御徒組坂部善次郎組の生田庄左衛門の御家人株を譲り受け、文化六年（1809）十一月十二日に召出となる⁹⁴⁾。この株譲渡の金額として「一、坂部善次郎組先勤生田庄左衛門養育金相渡証文有之、金二百二十両也、家代連金其外養育料、但、当巳年之高は庄左衛門江被下、十二月分御扶持方より請取之」として、養育金の名目で220両が支払われている⁹⁵⁾。

また、実業家郷誠之助の父で新政府の官僚であった【No.21 郷 策一 純造】は「幕臣の株を譲受けて素志を貫徹せんが為め」との思いから御家人株購入を考え「幕臣の株の売物」を探しはじめる⁹⁶⁾。そうしたところ「撒兵隊の園弥平なるものから二百五十円で株の売り物」があった。純造は「さっそく買ふことにして、番代りの願書を出した」ところが、折しも大政奉還となり「これが為め二百五十円の撒兵隊の株は百五十円に値下げしたといふ」のである⁹⁷⁾。

これら事例からわかるのは、単純に御家人株の価格があり支払われたわけではなく、家代、その他付帯条件も加味して、さらには俸禄支給先の切り替え時期なども交渉した上で「養育金相渡証文」など書類の取り交わしがあってはじめて購入・譲渡が完了した点である。また、価格には相場があり、交渉過程での減額（場合によっては増額）など価格の変更があった点である。

では、220両や150円といった多額の代金はどのようにして調達されたのか。例えば、和算の大家会田算左衛門は、壮年において【No.3 鈴木 彦助 安旦】と名乗り御家人株を購入しているが、その調達方法は「後、江戸にて御家人の旗本の株を買ひ、鈴木彦助と称へ、御普請方と云う身分となれるが、此旗本

の株を買ふに、堀込村なる実家より金を送りて其資に充てたり」というように実家からの送金が原資であった⁹⁸⁾。

また、英学者で政治家の【No.29 星 浜吉 亨】は、株代金の調達のため、その母親（松子）が弟子衆からの助成を募っている。すなわち「安藤金蔵（荏原郡碑文谷村向原の人）後妻談話／その時（浦賀より亨十四歳と来た）おたかさん（松子誤か）の言わるるには、自分は二本榎に旧知の者あればこれにも話すべけれど、当地にももとの弟子衆あればこれに話して幾分の助成を得たし、その為大勢に饗応したければ座敷を借りたしとの事なり。よって座敷を貸し与えたればもとの弟子等を集め幾分かの醸金を得て帰りたり」といい、存じ寄りの土地で座敷を借り、旧知の弟子衆を集めて饗応して「幾分か醸金を得たという⁹⁹⁾。

このように御家人株の代金調達においては、多額なだけに他者からの出資・助成がものを言ったようである。当然、常日頃からの家族、郷里、一門などとの関係性が重要であったのであろう。

上記のような出資・助成のみならず、自身が貯蓄した資金も当然、株の購入に充てられた。佐藤泰然の父で公事師・経世家の佐藤藤佐は、子息佐藤泰然のために御家人株購入を思い立つが、その資金について「畢生の勤勉辛苦を積みて買い得たる御家人の株」といい、苦勞して蓄積した資金であることを匂わせている¹⁰⁰⁾。

また、①でも取り上げた【No.16 真下 専之丞 晩菘】は、「天保七年七月十八日三十八歳の時、これまで貯蓄した金子を以て幕臣真下氏の家を購ひ、真下家を相続して専之丞を名乗った」というのである¹⁰¹⁾。

何れにしても、場合によっては数百両という高額の代金を必要とする御家人株購入において、当事者が他者からの出資や助成、本人の貯蓄など、さまざまな手段を講じて資金調達していた様子が見て取れよう。

③ 購入後の展開

かくして御家人身分となった株の購入者たちは、その後、どのような人生を歩んだのか。御家人株売買の慣行を利用して、幕臣社会の外から参入してきたとはいえ、その活躍に必ずしも制限が加わったわけではない。例えば、二十一世本因坊秀哉（田村保寿）の祖父【No.24 村田 謙六】は元は浅原耕司といひ唐津藩士であったが「事情あって江戸へ出て」、御家人株を購入し御先手組与力村田錠之助の跡へ御番代となり村田謙六を名乗る¹⁰²⁾。その後、「嘉永五子年十月二十九日御先手野間忠五郎組与力村田錠之助跡番代被仰付 安政二卯年四月十六日御徒目付被仰付 同五年二月二十六日富士見御宝蔵被仰付 文久元酉年二月二十五日増組江組替ニ罷成候」というように着々と諸職を歴任した¹⁰³⁾。

中には、御家人から旗本にまで出世する者さえいた。その著名な事例として【No.12 佐々木 脩輔 信濃守 顕発】がある¹⁰⁴⁾。壮年の頃（文政九年〈1826〉頃か）、奥右筆田中龍之助の家来であった佐々木脩輔は、同家の具足祝に参列する。田中が家来たちに御盃を下した際、「面々出世を望ぬ者ハ無之候得共、此内にも出世を願ひ候者も有之候哉」とのお尋ねがあった。末席にいた脩輔は進み出て「私事出世を願ひ候得共、差当り金子無之、願ひも叶不申」と申し出たところ、「夫ハ何程金子有之候得ば出世致候哉」

と再度尋ねられたので、「金三十両有之候へば出世之つるに取付候」と申し出た。すると「平常眼鏡に叶ひ候にや、然ば金子貸遣し候間、出世可致」と仰せられ、金30両に小袖などを添えて下された。脩輔はその金子で「目白台御徒之家へ養子に参り」、文政九年（1826）十二月に御徒に抱入れられ職禄70俵5人扶持を得たのである。

佐々木脩輔は、その後御徒から天保二年（1831）に支配勘定（御家人）に移り、以後、順調に出世する。勘定評定所留役（旗本）、勘定組頭（永久旗本）、勘定吟味役（布衣）、奈良奉行（信濃守となる）、大坂町奉行、小普請奉行、勘定奉行まで進み、一時御咎差控となるが、御徒頭（格下登用）に復帰すると作事奉行、町奉行、西丸留守居、町奉行、外国奉行を歴任した後、御役御免寄合となった。佐々木脩輔は、御家人株の購入後、一代で御家人から旗本、ついには信濃守（諸大夫）にまで出世したのである。

株購入者の中には、購入先の役職を滞りなく勤め上げるだけでなく、諸役職を歴任するなど活躍する者もいて、ことさらその活動に制限はなかった。のみならず、状況次第では旗本への道も拓けていたのである。

また出世などはさておき、購入した御家人身分も順当に次世代へと継承されてもいった。信濃国飯田の豪商で俳人でもあった【No.8 桜井才助 蕉雨 八巢蕉雨】は、文化十一年（1814）頃、「驕奢な生活振りが領主の忌避に触れ咎められたのを憤って」、江戸へ移住する。当初、ぶらぶらしていたところ「富家の驕兒としての郷里への意地もあったのであろう」か、知人である御徒稲川平次郎の勧めで御徒の株を購入する¹⁰⁵⁾。ところが、ほどなく倅の財十郎に家督を譲り、自分は隠退し元のように俳人として「専ら風月を友とした」という。これは「蕉雨にして見れば長年気まま勝手の生活をしていたので、名義だけとは言え主人持など勤まる筈がなく（中略）浮世を外の生活に戻」ったためであった¹⁰⁶⁾。

事実、蕉雨の二代後にあたる桜井雄次郎の「明細短冊」（幕府の履歴史料）に「桜井雄次郎 寅歳四十五 高百俵内五十俵三人扶持本高二十五俵御足高外御役扶持五人扶持御役金十兩 本国生国共武蔵 養祖父桜井才助死御徒相勤申候 養父桜井財十郎死御徒相勤申候（中略）嘉永元申年十二月七日御徒江被召抱（後略）」とあり、祖父桜井才助（蕉雨）・父財十郎・本人雄次郎と継承された姿がうかがえる¹⁰⁷⁾。

ところが、株売買前後における購入者と譲渡者との軋轢により、購入早々にその身分を失う場合もあった。②でも取り上げた【No.29 星浜吉亨】は、先述の通り株代金の調達のため、その母親が弟子衆から助成金を募るなど、何とか株代金の調達を試み、慶應二年（1866）に御先手同心小泉家から御家人株を購入しその養子となる（後に御先手同心から撒兵隊に編入）。ところが「小泉家に養子になりてよりすでに一年余を経過するも泰順氏（星亨義父、筆者註）なお未だ持参金を納れず（中略）ここにおいて小泉老夫婦は泰順氏を以って違約者となし、先生を以って世間不向の者となし（中略）慶應三年六、七月頃ついに離縁に決したり」という¹⁰⁸⁾。実は養子となってから離縁するまで、星亨は小泉亨として、すでに撒兵隊に勤務し開成所に通学していた¹⁰⁹⁾。この事例は、幕府による御家人抱入と御家人株売買のやり取りとが本質的に別物であるかを示し、株売買において代金支払いの不履行による購入者・譲渡者双方の齟齬・軋轢に関わらず、手続きさえ完了していれば抱入そのものは幕府により実施され、相違なく勤務している様子が見て取れるのである。

以上、いくつかの具体例により株購入者の事情を詳しく検討してみた。まず、本人などが志望したにせよ、他者が引立てたにせよ、その動機の根底には御家人身分の獲得、ひいては幕臣になる機会を得ようとする言うまでもない動機が、何れの事例の根底にも見て取れた。また、場合によっては数百両という高額の代金を必要とする御家人株購入において、当事者は他者からの出資や助成、本人の貯蓄など、さまざまな手段を講じて資金調達していた様子が見て取れた。そして御家人株売買の慣行を利用して、幕臣社会外から参入してきたとはいえ、その活躍に必ずしも制限が加わったわけではなく、着々と諸職を歴任する者、ついには旗本となる者などもいた。あるいは出世しなくとも、購入した御家人身分とはいえ順当に次世代へ継承されていったのである。もっとも、支払い不履行など事後に破談となる場合もあったが、御家人株売買における当事者間での齟齬・軋轢に関わらず、幕府での手続きが完了していれば抱入は実施される。御家人株売買の慣行と幕府の任用制とば本義的には別物である様相が確認できたのである。

(3) 譲渡事情の具体例

本節では、御家人株の譲渡事情について、いくつかの項目ごとに興味深い事例を選んで、具体的な史料から前節に引き続き確認し、株売買の傾向を再検討する。同じく、引用史料の出典標記に関しては、本章冒頭を参照されたい。

① 鼻山人（戯作者）

御勘定付普請役あるいは与力であったともいう細川浪次郎こと戯作者の【No.34 鼻山人 東里山人】は¹¹⁰⁾、天保三～七年（1832-36）頃、御家人株を譲渡して隠居の身となった¹¹¹⁾。その直後に天保七年に刊行された滑稽本「浮世酒屋 喜言上戸」には、冒頭の凡例に続く自画像につきのような詞書が付されている。すなわち「待て、ゝ、なんぼ居酒屋の滑稽だと言って、流行に遅れて書ゝれるものか、どりや、ゝ、表の内田へ行って、四文一合湯豆腐、辛味たっぷりで飲みながら、なんぞいい種を聞きだして来やせう（中略）近年、隠居株となって体が暇かと思もやあ、戯作を商売にするからやっぱり忙しいゝ、ゝ」と自身の隠居生活とはいいながら戯作者を専業としたため多忙となった実感を記している¹¹²⁾。鼻山人が御家人株を譲渡した動機は、余暇を得て文筆活動に専念するためであった。

ところが晩年になると落魄し、文筆業よりは専ら小商売で生活するようになったようである。「戯作者小伝」の作者活東子の師無物老人は、鼻山人（細川浪次郎）の知人であったが、その談話として「浪次郎晩年漂白して芝の切通しにて伝授屋といひて奇方妙術などを小さき紙にしるして売れり」とある。晩年は漂白して伝授屋という手品の種本屋になり、生計を立てていたようなのである¹¹³⁾。

② 浅井竹蔵（樋口為之助への譲渡者）

樋口一葉の父【No.30 樋口 為之助 則義】に御家人株を譲渡した【No.35 浅井 竹蔵】の動機は、生活に窮してであった。御家人株売買にあたり、樋口為之助が浅井竹蔵に保証した金額の明細書によると「黄金三百八十二両二分銀十二匁 内金百両・竹蔵養育料、同二百三十七両一分銀十一匁・町会所金（五十ヶ

年賦)、同十六両・御役所拝借金、同二十一両二分・蔵宿借、同七両三分銀一匁・尾州殿御貸付」であったという。このうち養育料100両を除いた282両余こそ、竹蔵の負債であった。樋口為之助はこれら全ての負担を条件に御家人購入を果たしたわけである¹¹⁴⁾。

では、浅井竹蔵のその後はというと「竹蔵は離籍して町人となり、本家から別居したといふ形になる。事実竹蔵夫婦は百両を受領すると同時に拝領長屋を去って浅草古谷鋤助方に移り、商人となった」という。ところが「商人となったが、その後思はしくなかつたらしい」のであった¹¹⁵⁾。

③ 深川屋 (うなぎ屋)

千代田区外神田明神下にある明神下神田本店の創業について、つぎのような話しが伝わっている。すなわち【No.36 深川屋】は「創業は文化2年(1805)で、江戸幕府の賄い方に勤めていた初代三河屋茂兵衛氏が武士から転身して、「深川屋」といううなぎ屋を開業したのにはじまるとされる」というのである¹¹⁶⁾。そしてこの「武士から転身」が御家人売買でなされたのである。「文化2年(1805)にやっちゃ場のあった現在の万世橋付近で、茶屋のようなよしず張りの屋台で鰻の割き売りをしたのが始まりである。もともとこの地で仕事をしていたが、幕末になって武士株(刀を二本させる権利。相撲の親方株などと同じ)を売ってそれを元手に当時流行していた鰻の店をだし」、明治維新後に現在地へ移転したという¹¹⁷⁾。すなわち深川屋の初代は文化二年に幕府賄方の御家人が株を売ってそれを「元手」(起業資金)にしてうなぎ屋を開業したというのである。

以上、3つの事例ながら、株譲渡者の具体例について検討したところ、その動機が大きく見て2つからなるとわかった。1つ目は、鼻山人の事例のように何らかの別業を行うため、御家人身分を離脱して余暇の創出を目論んだものである。この点は、前節【No.8 桜井才助 蕉雨】の事例でも同じような事情が見て取れる。2つ目は、起業資金の調達である。深川屋の事例は明らかにこれを目的とし、浅井竹蔵の事例にしても自身の負債を帳消しにした上で残った養育金のいくばくかがやはり商人となる元手に利用されたのではなかろうか。

少なくとも、御家人株の購入者・譲渡者ともに何らかの機会・可能性を求めて、多額の金銭が動く御家人株売買という慣行を利用したといえよう。

4 いわゆる「旗本株」について

最後に、御家人株があるならば「旗本株」はあったのかという問題について簡単に触れておく。すでに本稿においても、第3章第2節②の事例【No.3 鈴木彦助 安旦】で「後、江戸にて御家人の旗本の株を買ひ(中略)此旗本の株を買ふに」といった史料を取り上げている¹¹⁸⁾。ここでいう「御家人の旗本の株」が御家人株であることは明らかである。

こうした一見錯綜した表現となる理由は、つぎの事例からもうかがえる。福山藩の儒学者江木鰐水の義弟で、同じ福山藩の儒学者であった【No.27 五十川左武郎 淵 訊堂】は、御家人株の購入を志望する。その際の言い分として「終不如為旗下之士特達遇拔擢(中略)終出金、買御家人株」(このまま

では「旗下の士」のような特別待遇・抜擢を得られないので、金を出して御家人株を買う」という場面である¹¹⁹⁾。ここでいう「旗下の士」はあくまで幕府配下の幕臣といった意味で、そのうちの御家人の株を買うというのである。鈴木彦助の事例「御家人の旗本の株」という表現でも「旗本」を幕臣と読み替えて意味が通じる。この点からも「旗本」「旗下の士」には広義には幕臣といった意味合いがあり、上記のような表現としてならば、「旗本の株」もあり得た。

しかし、厳密な意味における旗本とは、御家人と同じ將軍直臣とはいえ禄高一万石未満ながら、代々にわたり御目見以上で家督相続ができ、幕府の重職就任の資格をもつ¹²⁰⁾。本質的に一代抱の御家人と異なり、この代々の御目見以上・家督相続許可という特別な格式により、その継承は幕府によって厳密に管理されていた。よって、狭義の「旗本株」は、その存在自体が違法とされていたのである。

(1) 「御家人株」との違い

この件に関しては、小川恭一氏が自著の中で端的に述べているのでここに紹介したい¹²¹⁾。すなわち、「旗本株」はあったかについて、「ところで、これまで述べてきた背景から、御家人株のように持参金さえあれば、庶民・陪臣・御家人のどこからでも養子入りできる「旗本株」があったと思われる向きが多いようですが、これは誤解です。」と明確に断じている。「もし庶民が旗本の「戸籍」を偽証し旗本になったばあいは、重大な犯罪になります。実際に庶民の子が旗本の実子として「偽戸籍」に入り、さらに他家に婿養子入りしたことが発覚し遠島となった事例が『公用雑纂』（写本）という、旗本家で生ずる「問題の手続」の集成に載っています。『寛政譜』のなかにも、いくつか庶民市中の者が「戸籍」を偽り旗本の当主となり、それがわかって厳罰絶家になる話が載っております。」という。ここで「戸籍」と表現しているが「ほんとうは旗本には戸籍にあたるものがなく「家譜」があるだけだからです。旗本家では「丈夫届」を出すまで、子の出生を何年も届けられない点を利用して、偽実子とする危険があったのです。なんとかバレずにすんだ人もあるでしょうが、生命がけの危険がありました。」というのである。第1章第3節で述べた通り、風潮・慣行として幕府も認知し黙許状態にあった「御家人株」とは異なり、「旗本株」は「厳罰絶家」「生命がけの危険」をとまなう行為であった。

(2) 旗本と持参金養子

こうした幕府の姿勢にもかかわらず、はじめにでも述べた通り、「家人株」（御家人株）を本質的に異なる「旗本株」と同一視する事態が、なぜ明治維新後に生じたのか。先述の通り「旗下の士」「旗本」といった表現を広義の意味（幕臣）とはとらえずに、狭義の「旗本」と取り違えたという風でもある。一方で、旗本による持参金養子という慣行を拡大解釈したためでもあった。この件に関して、同じく小川恭一氏が同著で簡潔にまとめているので紹介する¹²²⁾。すなわち旗本に跡継がない場合、「はじめは同族からの養子です。惣領が若死にし、嫡孫はいるものの幼年のときには、二男を相続人とすることがあります。このときは嫡系を大切にす習慣で、嫡孫を二男の養子に手続きをし、それを「順養子」といいました。」という。そして「次に婿養子。しかし他家よりの婿養子を迎えても家付きの娘とのあいだに子ができないことが目立ちます。」という。ついに「時代が下ってくると、だんだん血統のつなが

りより、家の存続のほうが重んじられるようになります。もし絶家でもして家臣が浪人となり、社会問題になるほうが困るのです。近親同族に養子とする人が少なくなると、最後には血縁に関係のない人が、「続無之候えども」と断って養子になります。しだいに養子は他人、しかも持参金養子があたりまえになってくるのです。」というのである。この他人養子には、儀礼的・補償的な意味合いをもち、決して対価ではない「持参金」が概ね介在したことから、旗本の養子先（「旗本株」）が「持参金」の多寡により売買されていたと錯誤されるにいたったようである¹²³⁾。

ともあれ、いわゆる「御家人株」といわゆる「旗本株」とは本質的に異なるもので、少なくとも前者を幕府が許容していたのに対して、後者を厳禁としていた点に大きな違いがあるのであった。

おわりに

以上本稿では、御家人株売買の諸相について、可能な限り多くの諸事例を挙げて検討し、株売買慣行の江戸時代を通じた傾向を明らかにした。その際、御家人の特徴、特に一代抱という身分的特徴を検討し、そもそも幕府は御家人株売買慣行という変則的な事態にどのような姿勢で臨んだのか明らかにし、売主が株を譲渡する事情や買手が株を購入する利点などをできるだけ多くの事例にもとづいてその動向を確認し、株売買慣行の江戸時代を通じた傾向に則して検討を試みた。その上で、御家人が困窮する中、経済力を得た百姓町人等が身分を改変する手段としてこの慣行が横行したという従来の見方に対して、再考を試みた。

まとめると、御家人株売買慣行の前提となる、御家人の任用制、特に抱席御家人（一代抱）の任用の特徴とは、「早速御用ニ相立」つ者こそ幕府が御家人（「軽キもの」）を抱入れる際の第一要件であるという点にあった。次いで、若年のうちから見習などで「勤馴」している者を、現場である各役所・奉行所が「私共吟味」（自身の判断・権限）で抱入できる点にあった。また、御家人の縁者などを含む「身寄りの者」とは、「身分請合之証文」等から「早速御用ニ相立」つか否かが判断された者たちであり、こうした「身寄りの者」から御家人の抱入や養子、縁組がなされる限り、幕府にとっては、何よりも人物次第で判断されていたという点も合わせて確認できた。

また、御家人、なかんずく抱席御家人の欠員（「明跡」）は、本人の死去だけではなく、病気や老衰などの不可抗力により暇となった結果として、または、心願などにより積極的に暇となり、他の役職へ抱替となる場合でも生じていた。このため御家人が抱入となる諸役職は明跡への補充をいつなりとも留意する必要があった。とはいえ、こうして生じた明跡は人物次第、すなわち「勤馴候」「早速御用ニ相立」「常々実躰御奉公出情仕」「御用ニ茂相立」ことを要件として補充されていた。しかし、この明跡が、容易く直ちに補充できたかというところではなかった。なぜなら幕府、ひいては御家人の役職は、社会経済の進展にともなう職務の拡大によって慢性的な「手不足」であったからである。このため幕府は、正規人員に加え、増人抱入や仮抱入、見習、無足見習といった臨時、員数外人員によりしのぎ、さらには御雇という仕組みを設けるにいたった。実は御家人の抱入も養子や縁組も、幕府にとっては人物次第（「早速御用ニ相立」）となった状況は、こうした「御人少」「手足り不申」といった実情に対応したものであ

り、抱入や養子、縁組が様々な身分の者を許容してでも、人員確保を優先した結果であったのである。

こうした状況は、思いもかけず御家人の跡式の「株」化を招く結果となった。幕府は、御家人の人手不足の中、遅滞なく業務（「役儀」）を遂行し円滑に明跡を補充（「抱入」）するため、「早速御用ニ相立」限り、雑多な身分からの抱入、養子、縁組を許容した。一方、倅や身寄りの者による明跡抱入の体を維持するため「先代之苗字是非名乗候」慣行ともあいまって、「軽キ者」「御抱入之者」において「株式売渡」といった風潮、すなわち御家人の明跡を金銭を介在としてやり取り（「売渡」）するような風潮ともなった。この風潮は、人員確保のための状況と密接に関連していたためむしろ幕府に利用され、明跡補充の仕組みとして、幕末まで「御家人株」売買の慣行として機能するようになったようなのである。

とはいえ、ある人物が御家人株の売買によって、御家人明跡（後任）の機会を得たとしても、前任者が前職の組の者へ仲介（「口入」）して、抱入の願書が幕府に提出、審議を経なければ抱入とはならなかった。御家人売買とは、明跡となったか明跡になるであろう「口」について情報を入手し、前任者（仲介者）と「口入」の約束をして、口入料授受（「株式売渡」）の算段を付ける段階を狭義にはいう。よって、株売買慣行の様相を知るには、明跡の「口」情報（御家人株）がどのように流通していたのかを明らかにする必要があった。

この御家人株の情報流通の問題について、幕臣小野家の記録「官府御沙汰略記」掲載の大井友右衛門再抱入一件を用いて検討したところ、御家人の口、株の情報は希少なものではなく、それなりに幕臣社会において流通し、小野家や大井家のように幕臣に連なり伝手がある限りにおいては、その情報が様々な紹介者から伝えられていた様子が見て取れた。御家人株購入の希望者は、その比較的豊富な「口」の中から条件的側面や金額的側面を吟味して、より最適な口を入手できる可能性があった。すなわち、購入希望者の条件が人物次第（「早速御用ニ相立」）という幕府の要件に適う限り、その情報を入手できる伝手がものをいったようなのである。伝手がある限り、購入者は譲渡者が提示する条件的・金額的側面を吟味し解決すれば、当面、幕府への仲介権であるいわゆる「御家人株」を入手できた様子が見て取れた。

そこで、御家人株売買の諸事例をできるだけ集めて検討し、どのような者が購入者・譲渡者となったか、購入の動機や経緯、条件的・金銭的側面をどのように解決し、購入後はどのような経歴を経たか、その概要について検討したところ、少なくとも江戸後期以降ともなると、武家社会に関わる者を中心として雑多な身分の者たちが、抱席御家人である御徒や諸組与力・同心を中心として株購入を果たしていた。その動機は本人などが志望する場合もあったが、知人による引立を受けて購入の機会を得る場合もあった。また、幕府に所属して出世の糸口にしようとする機会取得を目的とした者もいた。購入にあたっては改姓したものが多く、幕府が懸念した通り、「先代之苗字是非名乗候」慣行に乗じて、御家人の跡式が「株」化していた様子がうかがえた。購入金額は数百両前後と高額であったが、他者からの出資・助成、本人の貯蓄などで調達したようである。また、御家人株を購入後は、順調に諸職を歴任し後継者に身分を継承するなどできたが、中には、御役御免や離縁となるなど、何らかの不調により御家人身分を離れる場合もあった。

また、御家人身分を譲渡した者の場合であるが、一つ明確なことは、御家人株の売買によって多くの金銭が動くため、こと譲渡者にとっては多額の資金を調達する手段となり得たことである。中には諸芸

に専念するための余暇を求めた売買もあったが、多くは起業資金に利用したようである。また、御家人を譲渡したからには他の身分に編入される必要があり、百姓などよりは商人など都市住民が最も得やすい立場であった。このため、当初から商売人を目指した場合もあれば、結果として商売人となった場合も多かったようである。

最後に、いわゆる「旗本株」について、そもそも旗本は、本質的に一代抱の御家人と異なり、代々の御目見以上・家督相続許可という特別な格式により、その継承は幕府によって厳密に管理されていた。よって、いわゆる「旗本株」の存在自体が厳格に違法とされていた。ところが、旗本による他人養子の傾向が深まる中、儀礼的・補償的な意味合いをもつ「持参金」が多く介在するようになり、旗本の養子先（「旗本株」）が「持参金」の多寡により売買されていたと錯誤されるにいたったようである。ともあれ、いわゆる「御家人株」といわゆる「旗本株」とは本質的に異なるもので、少なくとも前者を幕府が許容していたのに対して、後者を厳禁としていた点に大きな違いがあるのであった。

すなわち、御家人の多くは、幕府のある役職に一代を限って抱え入れられた「抱席」（一代抱）であり、「明跡」（欠員）は、候補者を組の者一同から幕府へ願出して成立したが、その人選は、人物次第で他人でも是認されていた。この仕組みを利用して、御家人身分（株）への「口入（仲介）」権が慣行として売買されたものこそ、御家人株であった。この御家人株売買は、庶民等にとっては幕府役人身分を入手する手立てであり、御家人にとっては、多額の金銭を取得する機会として機能し、幕府にとっては、人手不足の中、円滑に人員補充する手立てともなっていた。ただし、慣行として認めていただけで、幕府は「株」売買を是認したわけではない。ましてや代々家禄の相続が許されていた旗本にいたっては、「株」の存在そのものが厳格に禁止されるのである。

今後の課題として、本稿で取り上げた36人の事例以外にもより多くの事例を収集し、御家人株売買慣行の江戸時代を通じた傾向の把握をより深化させるとともに、概要の紹介にとどまった各種事例について、個別具体的に出来事として紹介し検討することを試みたい。

【註】

- 1) 御家人および御家人株の概要については、高柳金芳『江戸時代御家人の生活』（生活史叢書12、雄山閣出版、1982年）9～21・71～73頁、竹内誠編『徳川幕府事典』旗本・御家人（田原昇）（東京堂出版、2003年）53・54頁、江戸文化歴史検定協会編『江戸文化歴史検定公式テキスト【上級編】江戸博覧強記』幕臣の身分（田原執筆担当）（小学館、2007年）98～110頁に端的にまとめられている。なお、抱席御家人については第1章第1節で改めて詳述する。
- 2) 鈍我羅漢「御徒士物語」（『同方会誌』第7号、1898年）36・37頁。
- 3) 山本政恒著・吉田常吉校訂『幕末下級武士の記録』（時事通信社、1985年）序文・114・115頁、氏家幹人『小石川御家人物語』第9夜武士ってなに〈「株」の売買〉（学陽書房、2001年）189頁。
- 4) 主なものとして巻末【史料編】【出典編】にあげた史料・文献・論文を参照。なお、この点に関しては、第3章で改めて検討する。
- 5) 荻生徂徠著・北島正元校訂『校註 政談』（巻3一、御徒衆与力心儘成事並御旗本諸人被召出事）（雄山閣、1937年）121頁、前掲註3）氏家同文献194頁。また、御家人株などに関する知識人の見解については、坂本頼之「身分流動からみた本性論の転換—徂徠から青陵へ」（『国際哲学研究』別冊14、東洋大学、2021年、同大機関リポジトリ）に詳しい。
- 6) 本庄栄治郎『日本経済史概説』（第10章2近世の封建鎖国経済）（刀江書院、1931年）393・394頁。他に「総て此の株式（御家人株など）が資本の勢力に動かされて連りに売買譲渡せられ、殊に元禄以来旗本株の町人の手中に帰する

- 事繁きに及び」(山本勝太郎『元禄時代の経済学的研究』、東京寶文館、1925年、343頁)、「【第二階級の墮落】(前略) 従って財力に窮し、或は高利金を借り入れ、或は武器を質入れにし、元禄の頃からは其の邸宅を町人に貸与して自ら矮屋に住む者も少なくなかったのである」(太田亮『日本史精義 下巻』、文献書院、1926年、233頁) など。
- 7) 御家人株と旗本株とを同一視する傾向は前掲註6) 山本文献からもうかがえる。また、いわゆる「旗本株」の問題に関しては、本稿第4章で取り上げる。
 - 8) もちろん、御家人株売買の個別具体的な実態に関する検討には、多くのすぐれた論考が存在する。古くは、馬場憲一「江戸幕府御家人株売買の実態について—八王寺千人同心を事例として—」(『古文書研究』36、日本古文書学会、1992年)があり、近年では姜鶯燕「研究ノート 近世中後期における武士身分の売買について—『藤岡屋日記』を素材に」(国際日本文化研究センター、『日本研究』37、2008年)などがある。その他論考については、巻末【出典編】掲載の各論考を参照されたい。
 - 9) 御家人の概要については、前掲註1) 竹内誠編同文献53・54頁、前掲註1) 江戸文化歴史検定協会編同文献98~110頁を主に参照し、その他本章で提示した註の諸論考によった。
 - 10) 田原昇「江戸幕府御家人の抱入と暇一町奉行所組同心を事例に一」(『日本歴史』677、2004年)22・23頁。
 - 11) 前掲註10) 同論文24・25頁。
 - 12) 前掲註10) 同論文27・28頁。
 - 13) 前掲註10) 同論文29~31頁。
 - 14) 田原昇「大番頭御預同心の場所替一件に関する資料」(『東京都江戸東京博物館紀要』2、2012年)226(25)~225(26)頁。
 - 15) 前掲註14) 同論文224(27)頁。
 - 16) 前掲註14) 同論文223(28)~222(29)頁。
 - 17) 前掲註10) 同論文22頁、田原昇「幕府役人の任用形態に関する一考察—小伝馬町牢屋敷役人を事例に一」(幕藩研究会編『論集 近世国家と幕府・藩』、岩田書店、2019年)199~202頁。
 - 18) 田原昇「江戸幕府「五役」の人員補充一部屋住御雇と公儀人足を事例に一」(『東京都江戸東京博物館研究報告』14、2008年)106・107頁。
 - 19) 前掲註17) 2019同論文197・207頁。
 - 20) 前掲註18) 同論文121頁。
 - 21) 前掲註10) 同論文30・31・33頁。
 - 22) 『河田烈自叙伝』(同刊行会、1965年)41頁(巻末【出典編】所収【No.6】㊦同文献)。なお、田口卯吉の祖父慎左衛門と河田烈の祖母しんはともに佐藤一斎の子供で、田口卯吉の妻ちよと河田烈の母りきはともに山岡義方の子供である。
 - 23) 巻末【図表編】【No.20 田口 樗郎】参照。
 - 24) 国立国会図書館所蔵「旧幕府引継書」806-41「書留」三之冊「改名願之部」、前掲註10) 同論文33頁。
 - 25) 小川恭一『歴史・時代小説ファン必携 江戸の旗本事典』第4章「イエ」制度のなかで(講談社、2003年)206頁。
 - 26) 前掲註3) 氏家同文献189・190頁。
 - 27) 本章の検討にあたっては、前掲註3) 氏家同文献および氏家幹人『「官府御沙汰略記」の著者小野直方について』(『北の丸』53、国立公文書館、2021年)に全面的に依拠した。具体的な当該箇所その他については、随時本文中や註において指摘する。
 - 28) 前掲註27) 氏家同論文107・108頁。なお底本には影印本である小野直方著・山田忠雄解題『官府御沙汰略記』全14巻(文献出版、1992~1994年)を利用した。また同書籍の各巻末解説・解題も参照した。
 - 29) 前掲註27) 氏家同論文109頁。
 - 30) 前掲註27) 氏家同論文110・111頁。
 - 31) 「当時珍説要秘録」卷之二〈大御所様附御徒御暇出候面々上野へ願出候事〉(『百万塔』8巻、金港堂、1892年所収、国立国会図書館デジタルコレクション)14・15頁。
 - 32) 大井友右衛門の御家人株売買・再抱入一件に関しては、前掲註3) 氏家同文献190・191頁において、詳細に検討がなされている。本節の検討に関しては、この先行研究に全面的に依拠しつつ、適宜、筆者によって事例などを補った。
 - 33) 前掲註31) 同資料15頁。
 - 34) 前掲註31) 同資料15・16頁。
 - 35) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻323頁。

- 36) 前掲註31) 同資料15頁。
- 37) 寛延4年(宝暦元年)8月13日(大井友右衛門組屋敷引払)の項(前掲註28)『官府御沙汰略記』3巻338・339頁。
- 38) 前掲註3) 氏家同文献191・192頁。同書では、7件の事例について、宝暦二年十月十三日・十月十五日・十一月三日・十一月四日・十一月八日、宝暦三年四月二十五日・五月十五日の記事を中心に紹介しているが、多くの記事に関して割愛している。本稿では左記を加えて全37日分の記事から検討を進めた。
- 39) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻357頁。
- 40) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻357頁。
- 41) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻357頁。
- 42) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻359頁。
- 43) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻379頁。
- 44) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻380頁。
- 45) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻393頁。
- 46) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻50頁。
- 47) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻69頁。
- 48) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻69頁。
- 49) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻69頁。
- 50) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻78頁。
- 51) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻125頁。
- 52) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻127頁。
- 53) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻134頁。
- 54) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻135頁。
- 55) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻138頁。
- 56) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻138頁。
- 57) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻136頁。
- 58) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻149頁。
- 59) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻150頁。
- 60) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻153頁。
- 61) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻154頁。
- 62) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻280頁。
- 63) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻281頁。
- 64) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻156頁。
- 65) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻159頁。
- 66) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻280頁。
- 67) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻160頁。
- 68) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻161頁。
- 69) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻169頁。
- 70) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻173頁。
- 71) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻220頁。
- 72) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻287頁。
- 73) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻296頁。
- 74) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻173頁。
- 75) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻176頁。
- 76) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻269頁。
- 77) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』4巻248頁。
- 78) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻333・389頁。
- 79) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』3巻384・385・399頁。

- 80) 前掲註3) 氏家同文献192頁。
- 81) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』 4巻296・297頁。
- 82) 前掲註28) 『官府御沙汰略記』 6巻95頁。
- 83) 【No.4 内海左平太】「旗本の株」の事例に関しては第4章で詳述する。
- 84) 【No.6】イ【本人志望】⑦ 46頁。
- 85) 【No.6】ロ【父親志望】② 1頁。
- 86) 【No.7】イ【祖父志望】②43頁。
- 87) 【No.7】ロ【本人志望】②44頁。
- 88) 【No.7】ハ【発端事件】② 7頁。
- 89) 【No.26】イ【機会取得】① 89頁。
- 90) 【No.26】ロ【叔父斡旋】③ 11頁。
- 91) 【No.31】イ【同門引立】④66頁。
- 92) 【No.5】イ【機会取得】②255頁。
- 93) 【No.16】ロ【機会取得】④ 29・30頁。
- 94) 【No.7】ホ【本姓召出】②297・298頁。
- 95) 【No.7】ニ【本姓召出】② 9頁。
- 96) 【No.21】ハ【本姓番代】② 43～45頁。
- 97) 【No.21】ニ【当初250円→値下150円】② 44・45頁。
- 98) 【No.3】ホ【実家出資】③ 20頁。
- 99) 【No.29】ハ【弟子衆助成】⑤ 35頁。
- 100) 【No.10】ニ【勤勉辛苦畜産】⑥10頁。
- 101) 【No.16】ニ【貯蓄】⑧ 25頁。
- 102) 【No.24】イ【事情有・再仕】⑩185頁。
- 103) 【No.24】ニ【着々歴任】⑭1071頁。
- 104) 以下、【No.12 佐々木 脩輔 信濃守 顕発】の事例に関しては、【No.12】ホ【着々歴任・諸大夫成】② 208～210頁および【No.12】イ【主君引立・自身志望】① 495頁によった。
- 105) 【No.8】イ【名誉挽回】⑧ 126・127頁・ロ【知人引立】⑧ 162頁。
- 106) 【No.8】ホ【子息継承】⑧ 158頁・へ【文人生活】⑧ 162頁。
- 107) 【No.8】ハ【本姓購入】⑨ 492・493頁。
- 108) 【No.29】ホ【代金不払・養家不和】⑤ 27・28頁。
- 109) 【No.29】ホ【代金不払・養家不和】⑤ 27・28頁。
- 110) 【No.34】⑬滝沢馬琴著『近世物之本江戸作者部類』東里山人(2ヶ所)、岩波文庫、2014年)。72・73頁。
- 111) 【No.34】ロ【余暇創出】⑧ 31頁。
- 112) 【No.34】イ【余暇創出】⑮5丁目・ロ【余暇創出】⑧ 31頁。
- 113) 【No.34】ホ【余生零落】⑧32頁・へ【余生零落】② 104頁。
- 114) 【No.35】イ【生活困窮】⑧ 43頁。
- 115) 【No.35】ロ【起業資金】⑧44頁・ホ【商売不調】⑧ 44頁。
- 116) 【No.36】ロ【起業資金調達】③ 40頁。
- 117) 【No.36】イ【起業資金】① 56頁。
- 118) 【No.3】ホ【実家出資】③ 20頁。
- 119) 【No.27】ロ【機会取得】⑤310頁。なお、巻末【図表編】における【No.4 内海 左平太】の事例で挙げたC購入身分「旗本の株」の「旗本」もまた、これら2事例と同じく広義の幕臣を表すと考えられる。
- 120) 前掲註1) 竹内誠編同文献53・54頁。
- 121) 前掲註25) 小川同文献194・195頁。
- 122) 前掲註25) 小川同文献183・186頁。
- 123) 旗本をはじめ武家の婚姻や養子にともなう持参金に関しては、松尾美恵子「近世武家の婚姻・養子と持参金一大名

榊原氏の事例」（『学習院史学』16、1980年）、田原昇「近世大名における養子相続と幕藩制社会—「他家」養子を中心として—」（『史学』67-2、三田史学会、1998年）に詳しい。

【図表編】御家人株売買の諸事例 概要一覧
 (凡例) 【No】 およびイ〜リは【図表編】のNo.とイ〜リに相当。本表は【史料編】掲載の史料および【出典編】掲載の史料・文献・論文を元に作成した。

No.	事例	元名	A購入/譲渡	B時期	C購入身分	D元の身分	E動機	F経緯	G金額・元手調達方法	Hその後の展開
1	村瀬 領藏 為居 (山県六三父)	甲斐国巨摩郡麻原村富農野沢山三郎、(武田浪人山県家入堀山県山三郎とも)	購入	【江戸後期】享保10〜元文3年	甲府勤番与力	富農→浪人入婿	イ【養家引立】	口【改姓(番代)】 ハ【改姓(養子)】	ニ【養家家産か】	ホ【子息継承】 ヘ【子息継承】
2	加藤 守万 美郷 大初	河津伊右衛門 美郷	購入	【江戸後期】至厩〜天明頃	大番与力	「永井侯薄士」子→大垣新田藩士婿養子	イ【養父引立】 ロ【主筋引立】	ハ【復姓(購入)】 ニ【復姓(婿養子)】	ホ【不詳】	ヘ【無事勤務】
3	鈴木 彦助 安旦 (後の会田安明)	会田算左衛門安明	購入	【江戸後期】天明3年頃	普請役	山形七日町産→山形藩足軽	イ【名義(挽回)】 ロ【名義(挽回)】 イ【本人(志望)】	ハ【改姓(継承)】 ニ【改姓(婿養子)】 口【不詳(相続)】	ホ【養家出資】	ヘ【御役御免】 ト【父(入世)】 ニ【不詳】
4	内海 左平太 (会田安明孫)	内海助次郎	購入*	【江戸後期】天明頃	「旗本の株」	山形七日町会田屋敷管理	イ【機業(取得)】	口【立場(取得)】 ハ【立場(取得)】 ニ【立場(喪失)】	ホ【不詳】	ト【御手賣(失)】 ト【旗本家来(出仕)】
5	馬場 源二郎 右衛次 實藏 正通	馬場 源二郎 右衛次 實藏 正通	購入*	【江戸後期】享和2年頃	御家人	高部万木村氏次男→大講藩家来(後辞す)→鹿見星島藩子→使目付随行→勘定奉行近留並(後辞)	イ【本人(志望)】 ロ【父(志望)】 ハ【父(志望)】	ニ【改姓(購入)】	ホ【不詳】	ヘ【購入後同僚(不和)】 ト【婿養子(継承)】
6	田口 實左衛門 栗 (田口明吉祖父)	佐藤實左衛門 栗	購入	【江戸後期】(文化4〜享和元年)	御徒	岩村藩儒、昌平學儒官男	イ【本人(志望)】 ロ【父(志望)】 ハ【父(志望)】	ニ【改姓(購入)】	ホ【不詳】	ヘ【購入後同僚(不和)】 ト【婿養子(継承)】
7	石井 内蔵丞 至敏	石井市右衛門	購入	【江戸後期】文化6年11月8日	御徒	名主・屋代山賢藩子	イ【祖父(志望)】 ロ【本人(志望)】 ハ【養親(事件)】	ニ【本姓(召出)】 ホ【本姓(召出)】	ヘ【220両・他】 ト【220両】	子【着々(歴任)】 リ【着々(歴任)】
8	桜井 才助 兼雨 八藏 兼雨	大坂屋 桜井三郎右衛門 喜重	購入	【江戸後期】文化11年頃	御徒	豪商、俳人	イ【名義(挽回)】 ロ【知人(引立)】	ハ【本姓(購入)】	ニ【不詳】	ホ【子(息継承)】 ヘ【父(入世)】 ニ【着々(歴任)】
9	櫻本 丹兵衛 武親 (櫻本甚盛父)	箱田良助	購入	【江戸後期】文政元年7月18日	御徒	庄屋次男・高橋景保 伊能忠政弟 子→伊能測量調査に随伴	イ【父(志望)】 ロ【父(志望)】	口【改姓(婿養子)】	ハ【1000両】	ホ【権利放棄・未遂】
10	佐藤 泰然	田辺昇太郎 庄右衛門 (旗本伊合家用人)、和田泰然 (團医)	購入	【江戸後期】文政8年頃	御徒 (未遂)	百姓・公番師、旗本家用人	イ【父(志望)】 ロ【父(志望)】	ハ【改姓(購入未遂)】	ニ【勤勤(辛苦)蓄産】	ホ【病氣(御暇)】 ト【父(入世)】
11	佐藤 泰然 (佐藤泰然弟)	佐藤喜忍治	購入	【江戸後期】文政8年12月24日	御徒	百姓・公番師、旗本家用人	イ【父(志望)】 ロ【父(志望)】	ハ【本姓(新規召出)】	ニ【勤勤(辛苦)蓄産】	ホ【病氣(御暇)】 ト【父(入世)】
12	佐々木 精輔 信守 順殊	河野権輔力	購入	【江戸後期】文政9年12月	御徒	飛騨郡代元元手代男→奥右筆 侍	イ【主筋(引立)】 イ【自身(志望)】	口【改姓(養子)】	ハ【30両・他】	ニ【着々(歴任)】 ホ【着々(歴任)・譜大(完成)】
13	甲斐 記右衛門 (河崎隆清父)	河崎記右衛門	購入*	【江戸後期】天保3年頃	定火消同心	米穀簡次男→古河藩士義嗣子	イ【本人(志望)】	口【改姓(跡継)】	ハ【不詳】	ニ【子(息継承)】
14	林 鉄藏 伊太郎 貞澤 鶴藏	西川鉄藏	購入	【江戸後期】天保3年頃	先手同心(入人) (本役鉄砲軍筋同心)	百姓男、備家井田芹坪弟 子	イ【親師(引立)】 ロ【本人(志望)】	ハ【改姓(継承)】 ニ【同心(召出)】	ホ【親師(出資)】 ヘ【恩師(出資)】	ト【着々(歴任)】
15	中村 武兵衛 重一 (中村鶴字父)	佃武兵衛	購入	【江戸後期】(天保3年以前)	「二条城交番同心」(あるいは書院番同心)	百姓 (名字帯刀) 次男	イ【本人(志望)】 ロ【本人(志望)】	ハ【改姓(購入)】 ホ【同心(召出)】	ヘ【不詳】	ト【跡継(誕生・子息継承)】 子【跡継(誕生・子息継承)】
16	眞下 等之丞 隆盛 (瀬口一義父の支援者)	瀬田 藤助	購入	【江戸後期】天保7年7月18日	表台所人	百姓→旗本小原氏下男→石和・谷村代官前手代	イ【機業(取得)】 ロ【機業(取得)】	ハ【改姓(相続)】	ニ【貯蓄】	ホ【着々(歴任)】
17	滝沢 太郎 興邦 (滝沢馬琴孫)	滝沢太郎興邦	購入	【江戸後期】天保10年10月28日	御持筋同心	松前藩医男	イ【祖父(志望)】	口【本姓(購入)】 ハ【本姓(明跡(抱入)】	ニ【こかね】 ホ【135両】	ヘ【嫡孫(継承)】
18	大野 大治郎 (白井孝藩子)	白井 (大野) 大治郎	購入	【江戸後期】天保11年	御徒	元旗本家来(浪人) 嫡子	イ【一家(志望)】 ロ【門人(推挙)】	ニ【本姓(跡継)】	ホ【500両】	ヘ【無事勤務】
19	柳家 安 (三遊亭半蔵口述『鶴助殊刃力』の登場人物)	小笠原安次郎	購入	【幕末】弘化〜安政頃	支度金100両の元(侍(購入資金のみ))	元小身御家人(本台所) 長男→大坂悪徳源助長株	イ【一家(志望)】 ロ【一家(志望)】	口【未遂】	ハ【支度金(100両)】	ニ【浪費(失金)】
20	田口 權郎 (田口明吉父)	西山權郎	購入*	【幕末】(享和元〜安政2年)	御徒*	旗本用人	イ【機業(取得)】 ロ【機業(志望)】	ハ【改姓(婿養子)】	ニ【不詳】	ホ【購入後(因窮)】 ヘ【購入後(早世)】

No.	事例	元名	A購入/譲渡	B時期	C購入身分	Dの身分	E動機	F経緯	G金額・元手調達方法	Hその後の展開
21	郷内 綱一 納通 (郷内之助父)	郷内盛允・敷馬 (以上、武家奉公人間中)	購入	【幕末】 慶応3年	郷兵隊	義隆三男・武家奉公人・精詣奉行人用一人・大坂町奉行家老	イ【納金取得】	口【改姓婿養子奉還】 ハ【本姓番代】	二【当初250円一個下150円】	ホ【著々歴任】 ヘ【著々歴任】
22	神田 孝平	神田孝平孟恪	購入*	【幕末】 嘉永3年	御家人	旗本用人庶子	イ【納金取得】 口【納金取得】	ハ【立場喪失】 ハ【改姓婿養子】	二【未渡】 ハ【不詳】	ホ【自力出任】 ヘ【出生後著々歴任】
23	川上 万之丞 實 冬雄	山岸幸松 尾之松 万之丞	購入*	【幕末】 嘉永4年6月24日	御家人 (「本藩20歳2人扶持」)	百姓末子一神職養子	イ【納金取得】	口【改姓婿養子】	ハ【不詳】	二【著々歴任】
24	村田 謙六 (本因坊秀哉祖父)	浅原耕司	購入*	【幕末】 嘉永5年10月29日	先手与力	元唐津藩士	イ【事情有】	口【改姓番代】	ハ【不詳】	二【著々歴任】
25	宮原 寿太郎 (江本藩水同僚)	宮原寿太郎	購入	【幕末】 安政3年~文久2年	黒織	福山藩儒一出雲崎代官所行録館教師一昌平學	イ【納金取得】	口【購入前歴】 ハ【購入前歴】 ニ【株購入】	ホ【100両余】	ヘ【不詳】
26	荻井 伊藏	小谷野元三郎	購入	【幕末】 (安政4年以前)	先手同心	入間郡白旗石井村民長男・川越藩剣術指南弟子・清可齋塾生	イ【納金取得】 口【叙父轉渡】	ハ【改姓養子】	二【不詳】	ホ【入年勤死】
27	五十川 左武部 洲 臥堂 (江本藩水備弟)	五十川臥堂	購入	【幕末】 文久元年8月	「御家人之株」	福山藩儒者・江本藩水等弟子	イ【納金取得】 口【納金取得】	ハ【本姓購入】 ニ【相談相手】	ホ【150両】	ヘ【著々歴任】
28	駒島 采綱 密 (細刺造の権掾人)	上野房五郎	購入	【幕末】 慶應2年3月	表台所人	豪農男一糸魚川藩医養子(破談)一武田重三郎弟子	イ【納金取得】	ハ【改姓繼承】 ハ【改姓養子】 ニ【義家歴任】	ホ【不詳】	ヘ【著々歴任】
29	星 浜吉 亨	星浜吉	購入	【幕末】 慶應2年	先手同心	左官長男一濱方医継子一神奈川奉行所付蘭方医弟子・横浜英学校学生	イ【納金取得】	口【改姓養子】	ハ【納子衆助成】 ニ【50両】	ホ【代金不私・義家不和】 ヘ【代金減額不調・離縁】
30	樋口 為之助 則義 (樋口一葉父)	樋口大吉・大輔・他	購入	【幕末】 慶應3年7月12日	町方同心	長百姓・真下階知人一番所取調所小遣一旗本中小姓(後公用人)	イ【生業遺留】 口【途中離脱】 ハ【収入増加】	ニ【購入手続】 ホ【購入手続】 ト【本姓番代抱入】 ト【未改姓理由】	チ【382両】 リ【努力蓄積】	又【駒渡者一商人】 ル【著々歴任】
31	山崎 正助 (真下藩御門人)	山崎正助	購入	【幕末】 不詳(幕末頃)	小人目付	甲州出身一仙台藩代官下役一真下階松食客	イ【同門引立】	口【改姓婿養子】	ハ【25両】	ニ【家門繁栄】
32	田村 保永 (本因坊秀哉父)	浅原某	購入	【幕末】 不詳(幕末頃)	御家人	元唐津藩士・御徒目付男	イ【一葉志望か】 口【本人願歴】 ハ【本人願歴】	ニ【改姓購入】	ホ【不詳】	ヘ【子息文化人】 ト【離新失意】
33	中川 龜三郎 (本因坊丈和三男)	戸谷長三郎・龜三郎 (本姓葛野)	購入*	【幕末】 不詳(幕末か)	御家人	本因坊丈和三男	イ【不詳】	口【改姓購入】	ハ【不詳】	ニ【不詳】
集計										
			購入33人	江戸後期18人 幕末15人	役職名無し6人 その他2人	武家関係22人 門弟7人 庶民・他4人	志望・他18人 引立・8人 機会取得11人 不詳1人	本姓9人 改姓19人 その他15人 ←左記項目の人数は重複有り。	金額判明12人 (1000~25両) 元手事情判明6人 その他15人	諸職歴任13人 家筋継承・他7人 未渡7人 その他12人
No.	事例	元名	A購入/譲渡	B時期	C譲渡身分	Dの身分	E動機	F経緯	G金額・使途目的	Hその後の展開
34	眞山人 東里山人	細川浪次郎	譲渡	【江戸後期】 天保3~7年頃	御定付普請役か(幕府の与力とも)	戯作者・後伝授屋(小商い)	イ【余職創出】 口【余職創出】	ハ【開居】	二【不詳】	ホ【余生零落】 ヘ【余生零落】
35	浅井 竹藏 (樋口為之助売の手)	浅井 竹藏	譲渡	【幕末】 慶應3年7月12日	町方同心	商人	イ【生活困難】 口【起業資金】	ハ【資金調達】	二【382両】	ホ【商売不調】
36	梁川 雁 (外神田明神下 神田川)	姓宇田川	譲渡	【幕末】 幕末	「江戸幕府精い方」(「加賀藩の料理精い方」とも)	うなぎ屋	イ【起業資金】	口【資金調達】	ハ【起業のため】	ニ【商売繁盛】
集計										
			譲渡3人	江戸後期1人 幕末2人	役職名有り3人	文筆業1人 商業3人	余職創出1人 生活困難1人 起業資金2人	開居1人 資金調達2人	金額判明1人(382両) 使途目的判明1人 不詳1人	余生零落・商売不調2人 商売繁盛1人

上記及び左記項目の人数は重複有り↑↑

【史料編】御家人株売買の諸事例 典拠史料

〈凡例〉

*【No.】は【図表編】【出典編】のNo.と丸数字に相当。

*次の略表記はそれぞれ次のデジタル版を表す。国会デジタル(国立国会図書館デジタルコレクション)、機関リポジトリ(各発行機関リポジトリ)。

【No.1 村瀬 領蔵 為信 (山県大弐父)】

イ【養家引立】「(山県氏は)其男惣左衛門、太郎右衛門、澤右衛門ト相続シ浪人シテ北山筋篠原村ニ住ス、澤右衛門死シ女子一人アリ、与母俱ニ居ル、極メテ貧シ、同村ノ富農山三郎者[素性未詳]、入婿シテ称山県山三郎、家益々富メリ、後ニ甲府詰与力[現米八十石]村瀬清左衛門(ママ)ノ番代トナル」^③広瀬広一・保坂量一編『山県大弐先生事蹟考資料』(山県大弐先生事蹟考資料研究会、1933年)1頁。国会デジタル。

ロ【改姓番代】「父山三郎は前節に述べた様に始め山県姓を名乗り、後甲府与力村瀬弥右衛門の番代となり、家格を買って村瀬清左衛門為信と名乗り、篠原村を出で、甲府百石町の組屋敷へ移った。(中略)元文三年五十餘歳で歿し、同町龍華院に葬られた。(中略)享保四年に篠原村字六本柳から、金剛寺に隣接する宅地に移転した後、兄の昌樹(享保七年生)大弐(享保十年生)は共に其家で生まれたのである。(中略)父山三郎昌孝が村瀬弥右衛門の番代となり、家格を買って甲府の組屋敷に移る迄大弐は生家に在って養育された。其後父に従って甲府に出るのであるが、此の年代も又不明である。」^⑤飯塚重威『山県大弐正伝 柳子新論十三篇新釈』(三井出版商会、1943年)8～11頁。国会デジタル。

ハ【改姓養子】「野沢山三郎代、甲府与力村瀬郡治(ママ)ト申エ買養子ニ入、村瀬清左衛門ト改メ申候趣、倅村瀬左中相続之処、多病勤兼舎弟村瀬郡治(山県大弐)エ相続候由、聞伝申候」^③同上21頁。国会デジタル。

ニ【養実家家産か】「家益々富メリ、後ニ甲府詰与力[現米八十石]村瀬清左衛門(ママ)ノ番代トナル」^③同上1頁。

ホ【子息継承】「父(為信)の死後兄の昌樹が家督を継ぎ与力となったが、彼は初め佐仲(左中・左仲とも記されてゐる)と云ひ公鳳と号した。中年からは市郎右衛門と称し、与力となって村瀬清右衛門と改名したが、生来病弱の為、延享二年八月致仕して家督を大弐に譲り、新たに龍王新町に居を営み、名を山県斎宮と称した」^⑤同上9頁。

ヘ【子息継承】「村瀬軍治殿(山県大弐)義は勤番与力に而、武門殿は舎弟之由、村瀬左中殿とて軍治殿之養父に而飯田新町に浪人に而町宅被致候由」^③同上14頁。

【No.2 加藤 宇万伎 美樹】

イ【養父引立】「(加藤宇万伎は)河津祐之の養子(葛の聲)で、(河津)長夫の義弟にあたる。長夫は和漢の学に秀で、はやくから国学を(賀茂)真淵に学んだが、延享四年に空しく世を去り、宇万伎に志

をつぐよう言い残した旨、「加茂翁家集」の哀傷歌の詞書に記されている（中略）宇万伎の義父祐之は戸田淡路守（氏房）に仕えたが、戸田淡路守とは真淵も直接交渉をもっていた（『県居雜録』）。

②井上豊「建部綾足の文学活動と賀茂真淵の周囲」（『弘前大学人文社会』22、1960年）64頁。機関リポジトリ。

ロ【主君引立】「戸田淡路守氏房は、美濃国大垣新田野村の領主で、大垣城主戸田氏の分家である（中略）氏房は京都所司代、大番頭、等をつとめたが、宝暦八年致仕、翌九年五十六歳で没。氏之が後を嗣いだが、宇万伎が氏之配下の大番与力となったのも右のような関係からであろう。」②同上69頁。

ハ【復姓購入】「『静舎隨筆』によると、宇万伎の仕えた戸田淡路守氏房は冷泉為久の門下で、宇万伎は氏房の蔵書で勉学したという（中略）氏房は宝暦九年に没し、子氏之が後を嗣いだが、宇万伎はひきつゞき氏之にも仕えている。宝暦十一年四月主君に従い日光廟に参詣した。同年五月十六日妻（葛）を失っている。妻は河津祐之の女で、当時二十一歳であった（中略）佐佐木博士『賀茂真淵と本居宣長』の「賀茂真淵伝資料」に引く真淵の書簡に、「（賀茂真淵嗣）平三郎加増により、去暮など安心いたし、賑ひ候……河津宇万伎、大番与力株を求め候うて、旧冬おしつめ浅草新堀へ引こし候、これも大慶いたし候、よき株にて、本高二百俵の地方故に、三百俵余になり候と申候、三年一度、京か大坂へ上り候也、」とあり、実際に大番の与力として勤仕したについても種々資料があるので、否定できない。大番役となった戸田淡路守氏之の配下として大番与力を勤めたのである」②同上67頁。

ニ【復姓婿養子】「又此以後は河津ではなく加藤である。或は再度の結婚等で本姓にかへったのであろうか」①丸山季夫「加藤宇万伎」（1）～（3）（『日本及日本人』380～382、政教社、1940年）（2）72頁。国会デジタル。

ホ【不詳】

へ【無事勤務】「宇万伎の主君戸田氏之侯は、明和七年の三月に、其の職を辞して居るが、宇万伎は安永六年六月十日に京都にて没して居るので、やはり城番の与力を勤めて居た事はわかる。此點疑問もあり、其の墓所三宝寺に問ひ合せた所、其の過去帳に依て、久留島信濃守通祐の組下であった事がわかった。」①同上（3）65・66頁。

【No.3 鈴木 彦助 安旦（後の会田安明）】

イ【名誉挽回】「然るに安明、秋元侯山形に移封以前足輕の株を買ひ士族となりし（中略）或時鬪犬の故を以て山形藩老臣の家に含む所あり、明和三年歳二十、遂に大に発憤して決然金三歩を懐にして江戸に出で御家人鈴木氏の株を買ひ鈴木彦助（或は彦輔とも書す）と称して御普請役となりし（後略）」①大木善太郎編『会田安明翁事跡並山形県の和算家』（大木善太郎、1933年）3頁。国会デジタル。

ロ【名誉挽回】「明和三年重松歳二十、鬪犬の事により大に発奮して決然江戸に出で、御家人鈴木氏の株を買ひ鈴木彦助と称して御普請役となる」①同上25頁。

ハ【改姓継承】「然るに彼の襲ぎたる鈴木氏は代々数学に長ぜる家柄なりしかば益々斯道の為に尽さんとの願望は暫しも止むことなく」①同上3頁。

ニ【改姓婿養子】「（『自在物談』十六、悪例を破りし事の一節）扱夫は思ひも寄らぬ事也。予は御存じの通り養子にて、一金もなし。金銀の事は皆養父の心に任せ置事なれば、いかんともする事能はず」②

会田安明著・平山諦・松岡元久編『自在物談』（抜刷、1966年）21頁。国会デジタル。

ホ【**実家出資**】「後、江戸にて御家人の旗本の株を買ひ、鈴木彦助と称へ、御普請方と云う身分となれるが、此旗本の株を買ふに、堀込村なる実家より金を送りにて其資に充てたり」③平山諦・松岡元久編『会田算左衛門安明』（富士短期大学出版部、1966年）20頁。国会デジタル。

ヘ【**御役御免**】「しかるに、天明七年家斉が第十一代將軍になるや、いわゆる「御代替」によって、安明は職を免ぜられ、浪人の身となった。時に安明は四十一歳であった。このときの喜びを安明自身の言葉で読んで戴きたい（自在物談の終りの方から一、二頁の所）（以下略）」③同上32頁。

ト【**文人出世**】「安明足尾銅山騒乱の初め川除監督の際、他人の嫉を受けて同役三十人と共に扶持放となり、職を失ひ閑地に就けるを以て、是より専心数学の研鑽に力め、数学師範の門を開き江戸本所表に住居す」①同上3・4頁。

【No.4 内海 左平太（会田安明甥）】

イ【**本人志望**】「然るに助次郎更に江戸住を欲し、天明の方山形より江戸に出で、叔父なる先生の斡旋により、旗本の株を買ひ旗本となり、内海左平太と称せり」③平山諦・松岡元久編『会田算左衛門安明』（富士短期大学出版部、1966年）21頁。

ロ【**不詳相続**】「（内海助次郎）左平太と改名し江戸赤坂中の丁に住」①大木善太郎編『会田安明翁事跡並山形県の和算家』（大木善太郎、1933年）27頁。

ハ【**不詳**】

ニ【**不詳**】

【No.5 馬場 源二郎 右源次 寛蔵 正通】

イ【**機会取得**】「行々御家人株に可有付候手かゝりも随分宜敷、役柄之義故、御支配下之御家人に罷在候得者、随分取立も可有之候、勿論最初より随分無滞四五年も相勤候はゞ、相應之株にも有附候様、如何様にも世話も可致との御事に御座候間、末々之儀も運次第に而、随分宜敷筋も可有御座与奉存候」②「馬場正通の生涯及其の著書」「馬場正通の生涯及其の著書」補遺「新に発見せられたる馬場正通の一遺著に就きて」（内田銀蔵『日本経済史の研究』、同文館、1924年）255頁。国会デジタル。

ロ【**立場取得**】「享和元年（一八〇一）蝦夷地旅行を思い立ち、幕府目付羽太正養（はぶとまさやす）の蝦夷地巡見に、羽太の部下湯浅三右衛門の従者として加わり、国後（くなしり）島アトイヤに至る。翌二年勘定奉行中川忠英に仕え、書物預りとなる。のちに箱館奉行となった羽太正養に仕え、文化元年（一八〇四）、正養の箱館赴任に従い箱館に赴き、そこに学舎を設けて学を講じる」④『国史大辞典』第一一巻〈馬場正通〉（吉川弘文館、1990年）657頁。

ハ【**立場取得**】「（享和二年五月十一日付馬場三郎助（正通父）宛馬場右源次（正通）書簡）（前略）然者私義、此度中川飛驒守様へ被召出、奉公仕候（中略）世話人は林大学頭様御内之儒者佐藤捨蔵殿、当時御勘定方に相勤候杉浦市左衛門殿と申御徒士衆、右両人之取持に御座候、勿論番町先生（鷹見星臯）も段々世話被下、則先生伯父分に致し親類書も相認申候間、請人同様に御座候、行々御家人株に可有付候手かゝりも随分宜敷、役柄之義故、御支配下之御家人に罷在候得者、随分取立も可有之候、勿論最初より随分無滞四五年も相勤候はゞ、相應之株にも有附候様、如何様にも世話も可致との御事に

御座候間、末々之儀も運次第に而、随分宜敷筋も可有御座与奉存候」②同上255頁。

ニ【**立場喪失**】「又忠英（勘定奉行中川飛騨守忠英）は役柄といひ勢力のあったことなれば、正通は此の人に仕へた上は行く々、身を立て、志を当世に行ふことも出来るだらうと期待したのであります。さり乍ら其の希望は遂げられませんでした。初めは上首尾で余程好望であったやうだが、幾もなくして志を得ずして仕を辞することになった。かやうにして折角の青雲の志も挫折したのである（中略）正通を中川忠英に薦めたのは、佐藤一斎と杉浦市左衛門とであった。また師の鷹見星臯も請人同様になって大に尽方したのである」②同上253・254頁。

ホ【**不詳**】

へ【**伝手喪失**】「又忠英は役柄といひ勢力のあったことなれば、正通は此の人に仕へた上は行く々、身を立て、志を当世に行ふことも出来るだらうと期待したのであります。さり乍ら其の希望は遂げられませんでした。初めは上首尾で余程好望であったやうだが、幾もなくして志を得ずして仕を辞することになった。かやうにして折角の青雲の志も挫折したのである」②同上253・254頁。

ト【**旗本家来出仕**】「其の後正通は間もなくまた出で、箱館奉行羽太正養に仕ふること、なりました」②同上257頁。

【No.6 田口 慎左衛門 滉（田口卯吉祖父）】

イ【**本人志望**】「文化元年八月十六日に、一斎の妻の香圃女史（栞）が歿したが、それから文化四年までの間に一斎は坂本氏と結婚し、長男の滉が生れてから離婚している。この滉の字は大涵、主一と称したというが、通称は慎左衛門である。放蕩不羈で父命に従わず、自分から家出して幕府徒士田口某の養子となった」⑦田中佩刀「佐藤一斎先生年譜補遺」（『明治大学教養論集』134、1980年）46頁。

ロ【**父親志望**】「田口氏は代々徳川氏の徒士なり、目白九番組に属す、素富有を以て称せらる、佐藤一斎の長子慎左衛門と称す、放縱不羈にして、膂力あり、儒たるを得ず、故に一斎之をして出で、我田口氏を継がしむ、然れども彼同僚と協はず、数々之と格闘す、組中之に苦む、後擢せられて天文方手附と為り、山路弥左衛門の部に属して文書を校す、即ち山路弥吉（愛山と号す）の祖父なり」②塩島仁吉編『鼎軒田口先生伝』（経済雑誌社、1912年）1頁。国会デジタル。

ハ【**父親志望**】「即ち佐藤一斎の長男慎左衛門君（片岡氏香圃女史所生）は武勇の豪傑で、学を好まず酒を嗜みて乱暴の性があったので、乃翁の気に入らず、そこで田口と云う御徒士の株を買い別家した。」

③『河田烈自叙伝』（河田烈自叙伝刊行会、1965年）41頁。国会デジタル。

ニ【**改姓購入**】「此の又田口の家が本姓鈴木で、其の鈴木某が数代前に田口と云ふ徒士の株を買ったのだそう。其の本姓鈴木氏の田口の株を又佐藤氏が買ったのだから、田口と云ふ姓は何等縁故のない所へ移った訳だ。現に田口氏が用ひて居る稲穂の丸の紋所は、これは鈴木氏の紋所で田口の固有の紋ではないそう。だから田口氏は寧ろ佐藤氏の源氏車の紋を用ふる方が適当かも知れない。此の事は田口の叔母も話して居た。其の田口慎左衛門の曾孫が卯吉即鼎軒だから、余とは再従兄弟となり、而も姓は異にして居ても佐藤氏の正系血統を引いて居ることも似通っている」③同上41頁。

ホ【**不詳**】

へ【**購入後同僚不和**】「(田口氏を継ぐが) 然れども彼同僚と協はず、数々之と格闘す、組中之に苦む、

後擢せられて天文方手附と為り、山路弥左衛門の部に属して文書を校す、即ち山路弥吉（愛山と号す）の祖父なり」②同上1頁。

ト【**婿養子継承**】「一斎の長子の滉（慎左衛門）は田口可都（カツと読むのだろうか）と結婚して町子を生み、町子は井上耕三と結婚して嘉永元年（一八四八）に鑑子を生み、耕三が早世したために、西山樞郎と再婚して安政二年（一八五五）に卯吉を生むが、樞郎も早世してしまう。なお耕三も樞郎も、共に田口姓を名乗っている」⑦同上47頁。

【No.7 石井 内蔵丞 至毅】

イ【**祖父志望**】「(祖父) 兼孝君にハ寛政十午の年三月十三日寿七十六にして終り玉ひき（中略）父人にハ（祖父の死因は）痲病といへるを年頃持病にしてやミ玉ひしか、こたひもすてに其やまひより、病床にまし、て遺言玉ひしハ、万事を置いて興廢のこゝろさしを継、再び幕府に仕へて家名を起し累世の望ミを果さんにハ、儉約をつとめて有余を貯へ積よとの外他事無しし、跡の事とふらひなとかたのこたく執行ぬ、」②『石井至毅著作集』（石井至毅著、世田谷区立郷土資料館編、世田谷区教育委員会、1989年）43頁。

ロ【**本人志望**】「然るに享和三亥年はからさりき郷党の訴へに有しより盛時終に憤を發し、祖先累世の宿望し玉へる所なれハとて、江戸に出て御直参に奉仕し、御徒頭坂部善次郎殿の組に被召出たり〔是ハ文化六巳年十一月十二日なり、〕」②同上44頁。

ハ【**発端事件**】「享和三年辛（癸）亥 廿六才 一、正月廿日より大蔵村郷党百五人徒党し、彦根侯上邸桜田館へ有（憂）憤之次第訴出一件追々吟味あり、但、秋二成一件落去、郷党頭取佐野ニ而禁獄、内巻人猪之介と申者出奔行方しらす、」②同上7頁。

ニ【**本姓召出**】「(文化六年) 一、十一月八日深川高橋引移同十二日被召出相済、但、参政堀田撰津守殿御書付、坂部善次郎組也、高並之通七十俵五人扶持被下之旨（中略）一、坂部善次郎組先勤生田庄左衛門養育金相渡証文有之、金二百二十両也、家代連金其外養育料、但、当巳年之高は庄左衛門江被下、十二月分御扶持方より請取之」②同上9頁。

ホ【**本姓召出**】「文化六年（一八〇九）八月一日江戸駿河台、続いて十一月八日深川高橋に移り住み、同十二日宿願の幕臣に召し出された。これは御徒組坂部善次郎組の生田庄左衛門の御家人の株を譲り受けたものである（代金は二百二十両）。これにより同組に属し、七十俵五人扶持を給された。時に三十二歳であった。」②同上297・298頁。

ヘ【**220両・他**】「金二百二十両也、家代連金其外養育料」②同上9頁。

ト【**220両**】「これは御徒組坂部善次郎組の生田庄左衛門の御家人の株を譲り受けたものである（代金は二百二十両）。」②同上297頁。

チ【**着々歴任**】「(文化九年) 八月廿四日古今要覧編集御用被仰付、参政堀田侯差図、屋代太郎弘賢宅ニ而編之」②同上10頁。

リ【**着々歴任**】（以降、西丸御徒目付、富士見御宝蔵番、学問所勤番組頭勤方、同組頭、書物奉行を歴任）②同上298・299頁。

【No.8 桜井 才助 蕉雨 八巢蕉雨】

イ【**名誉挽回**】「元来、蕉雨の数代前までは武士であったのが、時移り人変って町人となったのであるからこれで復帰した訳だ。蕉雨の江戸移住の事由として驕奢な生活振りが時の領主の忌避に触れ、咎められたのを憤ってゝあると云われるより察すれば、富家の驕児としての郷里への意地もあったのであろう」⑧小林郊人『八巢蕉雨』（信濃郷土出版社、1956年版）126・127頁。国会デジタル。

ロ【**知人引立**】「(江戸移住後の寄留先、御徒稲川平次郎宅にて) 稲川が御徒士をしていた関係で、ぶらぶらしている蕉雨にすすめて御家人の株を買わせたのであろう」⑧同上162頁。

ハ【**本姓購入**】「桜井雄次郎 寅歳四十五 高百俵内五十俵三人扶持本高二十五俵御足高外御役扶持五人扶持御役金十両 本国生国共武蔵 養祖父桜井才助死御徒相勤申候 養父桜井財十郎死御徒相勤申候 (中略) 嘉永元申年十二月七日御徒江被召抱 (後略)」⑨熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈桜井雄次郎〉(新人物往来社、1997年) 492・493頁。

ニ【**不詳**】

ホ【**子息継承**】「(文化十一年) 蕉雨は六男財十郎を伴い江戸に上り、御家人の株を買い名を才助と改めて幕府に仕えた。しかし、これは幾何もなくやめて財十郎に家督を譲り、自分は隠退して専ら風月を友としたという (中略) 財十郎には昌右衛門と桑次郎の二男があったが、前者は分家して御徒組頭となり後者は藤田一学政寧と呼ぶ旗本に養子になり、長女とくに幕臣小林雄右衛門から光親が婿養子となっている」⑧同上158頁。

ヘ【**文人的生活**】「蕉雨にして見れば長年気まま勝手の生活をしていたのだから、名義だけとは言え主人持など勤まる筈がなく、また、大名などのお先棒などかついで歩く訳がないのである。小林郊人先生が述べているように、間もなくさりとすてて浮世を外の生活に戻るのは当然と云わなければならない」

⑧同上 162頁。

【No.9 榎本 円兵衛 武規 (榎本武揚父)】

イ【**郷党引立**】「榎本の父円兵衛の秀抜な素質を愛した土地の郡奉行は、遂に円兵衛の請に任せて参勤の序に江戸に伴ふこととなった。出府した円兵衛は、幕府の天文方高橋作左衛門及び天文方手伝伊能忠敬の兩人に師事して刻苦した結果、つひに有数の数学者となり、同じく天文方勤務となった」②田中惣五郎『幕末海軍の創始者勝海舟・榎本武揚伝』(日本軍用図書、1944年) 62頁。国会デジタル。

ロ【**改姓婿養子**】「箱田良助が何時ごろ榎本家に養子として入籍したかについては、一説では文政五年ごろとされているが、榎本家の系図によると文政元年七月十八日になっている。この時、良助は御徒士榎本家の株を千両にて買い、榎本武兵衛武由の娘と養子縁組したのである (中略) 榎本家に入籍した箱田良助(真与)は名を榎本円兵衛武規と改め、別名を左太夫と称し、五人扶持五十俵を給せられる旗本(ママ)の身分になった」③加茂儀一『榎本武揚』(中央公論社、1960年) 9・10頁。国会デジタル。

ハ【**1,000両**】「御徒士榎本家の株を千両で買受け、そして榎本円兵衛武規と称して、五人扶持五十俵を給せらるゝにいたった」② 62頁。

ニ【**着々歴任**】以後、天文方出仕→西丸御徒目付→文恭院御付→右大将御付→御本丸勤務→小普請組③

11頁。

【No.10 佐藤泰然】

イ【父親志望】「祖母田辺氏が祖父君に嫁してより子供四人設け給えるまで、祖父君（藤佐）は全くの下戸なりとのみ思い給いしに、（息子に）御家人の株を買い給いて直参となり身分定まりし時、今より酒を始むべしとて、毎月四斗樽二本ズツの酒を飲み給うを見て、初めて大上戸なりしを知り大に驚き給いしという」⑥「林董伯自叙伝 回顧録」（『後は昔の記他 林董回顧録』、東洋文庫173、平凡社、1970年）7頁。

ロ【父親志望】「祖父君に男二人あり。長を泰然信圭という。我父なり。次を然僕信庸という。祖父の買給いし御家人の跡を相続し給えり」⑥同上7頁。

ハ【改姓購入未遂】「下総佐倉藩の家老渡辺某氏（弥一兵衛）は有識卓見の士にて我父の知人なり、又其主君たりし堀田備中守殿〔正睦〕も明君なる由聞こえたれば、渡辺氏に頼りて佐倉に退去し、祖父君（藤佐）をも伴い往かんとし給いたれども、祖父は畢生の勤勉辛苦を積みて買得たる御家人の株を、我父（泰然）が弊履を棄るが如く思い顧みず、之を弟に譲り、却て蘭学などを学び田舎（佐倉）などに退去せんなど云うを怪しからぬことと怒り給い佐倉に同伴することを肯じ給わず。よりにて父君独り妻子を将て佐倉に行くこととなりぬ。実に天保十四年なり」⑥同上10頁。

ニ【勤勉辛苦畜産】「畢生の勤勉辛苦を積みて買得たる御家人の株」⑥同上10頁。

ホ【権利放棄】「ところが、1843（天保14）年8月、佐藤泰然は和田塾を林洞海に任せて、佐倉に移住した。（中略）泰然が佐倉に移住した理由について、いくつか憶測されているが、決定的な説はない。一つは、泰然が天保10年5月、蛮社の獄で捕らわれた渡辺華山、高野長英らと親しかったために、身の回りが危うかったという説がある。（中略）また、一説は、父、佐藤藤佐が郷里庄内藩の転封事件の重要人物であったことから、老中の水野忠邦の怒りに触れていたことが、泰然が佐倉に行ったことと関係しているという説がある。」（その後、佐倉順天堂開塾）⑦酒井シヅ「佐倉と順天堂の人びと」（『日本医史学雑誌』54-2、日本医師学会、2008年）102頁。機関リポジトリ。

【No.11 佐藤然僕（佐藤泰然弟）】

イ【父親志望】【No.10】ロ同上「祖父君に男二人あり。長を泰然信圭という。我父なり。次を然僕信庸という。祖父の買給いし御家人の跡を相続し給えり」⑥「林董伯自叙伝 回顧録」（『後は昔の記他 林董回顧録』、東洋文庫173、平凡社、1970年）7頁。

ロ【父親志望】「須田古龍氏の酒田聞人録には「……初め喜惣司と称す。藤佐の次子なり。少きより兄泰然と共に蘭学を修む。父為に御家人株を購ふて之に与へ一家を成さしむ。是に於て医方を学び、改めて然僕と称す。門戸を於玉ヶ池に張る。一時大に行はる。酒井侯忠器俸十口を給して医員に列せしむ。……」とある。」④小川鼎三「佐藤泰然伝(5)」（『順天堂医学』11-1、1965年）40頁。機関リポジトリ。

ハ【本姓新規召抱】「小野左太夫組御徒ニ新規被召抱」③村上一郎『蘭医佐藤泰然 その生涯とその一族門流』（房総郷土研究会、1941年）9頁。国会デジタル。

ニ【勤勉辛苦畜産】【No.10】ロ同上「畢生の勤勉辛苦を積みて買得たる御家人の株」⑥10頁。

ホ【畜産】「藤佐が次男喜惣次（然僕）に御家人の株を買ひ与へ本姓佐藤を名乗らしめたのも、泰然に

学資を給して長崎に遊学せしめたのも、みな藤佐が産をなしてからのことであることを忘れてはならない」③ 7頁。

へ【**病氣御暇**】「文恭院様御代文政八酉年十二月廿四日、小野左太夫組御徒ニ新規被召抱、柳沢八郎右衛門組之節天保十三寅年二月晦日病氣ニ付願之通御暇被下置」③ 9頁。

ト【**文人出世**】「隠居後伊藤玄朴に就いて医を学び、然僕と称し神田於玉ヶ池に開業し大いに行はれ、終に酒井侯藩邸の表御医師となり、俸十口を賜はつた」③ 9頁。

【No.12 佐々木 脩輔 信濃守 顕発】

イ【**主君引立・自身志望**】「右佐々木氏ハ壮年の頃、小川町土屋向角、奥御右筆田中唯一方ニ侍奉公致し居り候処、或年の正月、具足祝ひに、家来を召出し御盃を下され申候様ハ、面々出世を望ぬ者ハ無之候得共、此内にも出世を願ひ候者も有之候哉と御尋之処ニ、末席々佐々木脩輔殿進ミ出申候ハ、私事出世を願ひ候得共、差当り金子無之、願ひも叶不申と申上候処、夫ハ何程金子有之候得ば出世致候哉と被尋候処、金三十両有之候へば出世之つるに取付候様申上候」①鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第4巻〈嘉永四年十一月五日〉(三一書房、1988年)495頁。

ロ【**改姓養子**】「然ル処ニ、平常眼鏡に叶ひ候にや、然ば金子貸遣し候間、出世可致とて、金三十両ニ小袖等添て遣し候由、右之仕度にて目白台御徒之家へ養子に参り候由、其節之御徒頭飯田町俎机(板橋三百石榊原隠岐守也)」①同上495頁。

ハ【**30両・他**】「然ば金子貸遣し候間、出世可致とて、金三十両ニ小袖等添て遣し候由、右之仕度にて目白台御徒之家へ養子に参り候」①同上495頁。

ニ【**着々歴任**】「然ル処、佐々木氏、頭之眼鏡ニ叶ひ候にや、無程御勘定へ出役致させ候が、是出世の小口也、右故ニ佐々木氏御役替之度毎ニ、右両家へ礼に参り候よし。」①同上495頁。

ホ【**着々歴任・諸大夫成**】「某年(文政九年〔一八二六〕頃か)主人の(奥右筆田中)龍之助が、正月の具足祝で家来たちに盃を与えて、この中に「出世を望んでいる者がおるか」と尋ねました。(中略)脩輔はその金で、目白台に住む一代抱の御徒の家に養子入して、文政九年(一八二六)十二月に御徒に抱入れられ、職禄七十俵五人扶持(九十五俵)を得ました。(中略)佐々木脩輔は御徒から天保二年(一八三一)、家禄ある御家人高位の支配勘定に移り順調に出世します」(以後、勘定評定所留役(旗本)→勘定組頭(永久旗本)→勘定吟味役(布衣)→奈良奉行(信濃守)→大坂町奉行→小普請奉行→勘定奉行→(御咎差控)→徒頭(格下登用)→作事奉行→町奉行→西丸留守居→町奉行→外国奉行→御役御免寄合と歴任)②小川恭一『江戸の旗本事典』〈三十両から町奉行〉(講談社、2003年)208~210頁。

【No.13 甲斐 記右衛門 (河鍋暁斎父)】

イ【**本人志望**】「(天保)同三年。河鍋記右衛門、故ありて土井氏を辞し、古河を去りて江戸に來り、定火消同心甲斐氏の後を継ぎ、甲斐記右衛門と称し、徳川氏に仕へ、本郷御茶の水の火消屋敷に住せり。記右衛門の土井氏を去る、何の故を詳にせず。一説に、記右衛門は、土井氏に仕へしが、同僚の間相和せざることありて暇になりしといひ、又一説に、夙に青雲の志ありて、小藩に仕ふるを甘しとせず、去りて幕府に仕へたるなりといふ」④飯島虚心『河鍋暁斎翁伝』(日本芸術名著選3、ぺりかん社、1984年)

20頁。国会デジタル。

ロ【改姓跡継】「定火消同心甲斐氏の後を継ぎ、甲斐記右衛門と称し、徳川氏に仕へ、本郷御茶の水の火消屋敷に住せり」④同上20頁。

ハ【不詳】

ニ【子息継承】「万延元年、十月朔日。狂斎の父甲斐記右衛門死す。兄直次郎其の家を継ぐ。記右衛門は、蓋し有為の士ならん。されば、同心より擢き出でられて組頭となり、大に人に尊仰せられたり。其の事跡詳ならざれども、嘗て記右衛門と交はりし古老の話に、品行厳正にして、其の氣象頗る豁達なりきといふ（中略）文久二年、八月。狂斎の兄、直次郎死す。其の子芳太郎家を継ぐ」④同上54・55頁。

【No.14 林 鉄蔵 伊太郎 長孺 鶴梁】

イ【恩師引立】「家貧にして学ぶに資なし、出でて佐波郡玉村駅井田金平（雅号芦坪）の家に寓し詩書を授らる、磊落無頼、鯨飲度無く（述懐に言ふ廿四歳以前の事）往々家人の為に擯斥せらる。只芦坪独り大に見る所ありと称して之を鍾愛す（中略）然れども家計頗る困難にして債主の督促を辨疏するに齷齪たりき、故に芦坪に音信する毎に困難を訴へしとぞ」⑤豊国覚堂「林鶴梁の経歴に就て」（『上毛及上毛人』187、1932年）32頁。国会デジタル。

ロ【本人志望】「侠客の群に這入って、十七八歳よりハ世に跋扈して害をするものがあれば面責を致し、或ハ打倒したと云ふことで、麻布辺で林鉄と云ふと人が恐れたと云ふこととござります。俗に云ふ乾兎の様なもの随分ござりまして、人を驚かした様子とござります、段々将来を考へて二十四歳の時に大に猛省して、逆も斯様な任侠肌のことを致しても国家の爲めにならぬ、日本国は大義名分を明かにせねばならぬといふ考へで、家財一切を売り其金にて任侠社中を饗応して絶好しまして後に長野豊山の門に入り、又松崎慊堂に就いて学問を致しました」②村田清昌「林鶴梁君の事蹟」（『史談会速記録』77、1899年）50・51頁。

ハ【改姓継嗣】「同様に雑誌記事数例に見る、「嗣幕府武庫吏林佐十郎家」一件もほぼ確実視していい。当時売買可能な御家人株は目付以下で一代限りとされる「抱席」を冒したのであろう。察するに中山孫左衛門の便宜立てと井田蘇南の金策で「林」家を買ったと判断される。むろん、これとて確証はないが、林家を嗣いで御先手同心の職務を得たであろうこと、よしんば孫左衛門の許で仲間奉行し「林鉄」の名を麻布辺りに俠気を轟かせたにせよ、この時には林家を冒していたことは私の取材調査で間違いなし」⑧坂口筑母『小伝林鶴梁』一（坂口筑母、1980年）14頁。国会デジタル。

ニ【同心召出】「天保三年の頃、鶴梁は鉄砲箆筒同心で武器庫の看守の役にあつた」⑧同上37頁。

ホ【恩師出資】「家貧にして学ぶに資なし、出でて佐波郡玉村駅井田金平（雅号芦坪）の家に寓し詩書を授らる、磊落無頼、鯨飲度無く（述懐に言ふ廿四歳以前の事）往々家人の為に擯斥せらる。只芦坪独り大に見る所ありと称して之を鍾愛す（中略）然れども家計頗る困難にして債主の督促を辨疏するに齷齪たりき、故に芦坪に音信する毎に困難を訴へしとぞ」⑤同上32頁。

ヘ【恩師出資】「江戸幕府も末になるとこんな馬鹿げたこと（御家人株売買）も公然と行はれてゐた、林家を買って（勿論このときも芦坪先生が金を出した）林鉄蔵となった」⑥毎日新聞前橋支局編『新上毛外史』〈儒者林鶴梁〉（煥乎堂、1943年）295・296頁。国会デジタル。

ト【**着々歴任**】「本は誠に小身でござりまして御筆筒同心と申します小役の家柄でござります、段々登庸されて甲州徽典館学頭となり又中泉の代官となり（中略）後ハ和宮殿下の御附きを勤めまして尋で御納戸頭になって、布衣と云ふ格になりました（中略）其時後任者に鶴梁が学問もあり、あれなればといふことで新徴組の頭にしました」②同上51・52頁。

【No.15 中村 武兵衛 重一（中村敬宇父）】

イ【**本人志望**】「聞く、武兵衛君は、もと、江戸小石川牛天神の近傍に屋敷を構へたる幕臣某氏の領地たりし伊豆の国某村の農民なり。少しく文字有りて農間に老死するを好まず、折も有らば仕官せんものと思へど、山村に住する身の、斯ることに縁あるべき筈無く、江戸に出て、立身の機会を窺ひ居りし」

②石井研堂『自助的人物典型 中村正直伝』（成功雑誌社、1907年）2頁。国会デジタル。

ロ【**本人志望**】「敬宇中村正直は天保三年（一八三二）五月二六日、江戸麻布の丹波谷に生まれた。（中略）敬宇の父は佃武兵衛と言ひ、静岡は宇佐美の豪農の次男であったが、百姓身分に飽き足らず、江戸に出た。そこで御家人の株を買い、中村忠太夫重正の家を継いで、下級幕臣ではあるが二条城交番同心となったのである。敬宇はこの武兵衛のひとり息子であった。」③荻原隆『中村敬宇研究 明治啓蒙思想と理想主義』（早稲田大学出版部〈政治思想研究叢書〉、1990年）80頁。国会デジタル。

ハ【**改姓養子**】「然るに、当時恰も、京都二条城の交番同心とて、隔年京都詰を命ぜらるゝ同心株に売物有り、鈴木某といへる医師の姉なりし人之を購ひ、武兵衛君をその養子としたれば、年に三十俵二人扶持といふ薄禄ながら、始めて両刀を帯する身分とはなれり」②同上2・3頁。

ニ【**改姓購入**】「そこで御家人の株を買い、中村忠太夫重正の家を継いで、下級幕臣ではあるが二条城交番同心となったのである」③同上80頁。

ホ【**同心召出**】「儒職歴任録（中略）御書院番頭池田甲斐守同心中村武兵衛倅中村敬輔 安政二卯年五月三日出役被仰付三人扶持被下、同四巳年六月九日学問所勤番被仰付、同年七月十日出役並被仰付、同年十一月十三日甲府学頭被仰付、同六未年二月帰府、同年十月九日御儒者勤向見習被仰付候、宿麻布丹波谷組屋敷（池田甲斐守は旗本7000石池田甲斐守長頭か。筆者註）」④文部省編『日本教育史資料七 再版』（富山房、1894年）525頁。国会デジタル。

ヘ【**不詳**】「隔年京都詰を命ぜらるゝ同心株に売物有り、鈴木某といへる医師の姉なりし人之を購ひ、武兵衛君をその養子としたれば」②同上2・3頁。

ト【**跡継誕生・子息継承**】「武兵衛君夫妻、初め子無く、以て憂と為せり。一日夫人松村氏、香花院なる大塚本伝寺に詣り、男子を挙げんことを禱る。既にして娠めることあり、月満ちて産みたるは玉の如き男子にして即ち先生なり。夫妻の歡喜如何なりし」②同上3頁。

チ【**跡継誕生・子息継承**】「当時、書家の門に入りて、習字する如きは、中位の資産家ならざれば、中々耐ふる所に非ざりし。されば、先生の両親は、公務の暇毎に、真綿を伸す手内職を勉めて、先生の学資を続け、只管、先生の教育に力尽されき」②同上5頁。

【No.16 真下 専之丞 晩菘（樋口一葉父の支援者）】

イ【**機会取得**】「爰に於て晩菘も、尺蠖の伸びんとして先づ屈せざるべからざるを思ひ節を折って、伝手を求め旗本小原氏の僕となりぬ（中略）偶々代官手代の缺位ありて彼を之に推薦する者ありし

かば、晩菘大に喜び、直ちに小原家を辞し、代官手代の職に就きたり」④阪本三郎『晩菘余影』（1914年）27・28頁。国会デジタル。

口【**機会取得**】「かくて、代官職に居る事五年。晩菘精励能く任を奉せしが、当時、尊王攘夷の徒天下に横行して物情騒然たるにぞ（中略）依て決然其の職を辞し、三度び江戸の人となりぬ、然れど、世は封建階級制度の時代なり、一に家格を重んじ門地を尊び如何に高遠なる学徳を有し、如何に優秀なる技倆を有する者と雖も、門地卑しき者は、登龍の途杜絶せられて又如何ともすべからざるものあり、晩菘深く爰に鑑みる所あり」④同上29・30頁。

ハ【**改姓相続**】「天保七年七月十八日、便宜を得て真下家の家禄を購ひ、其の家格を相続せり。従って、益田の姓を改ためて真下となし、専之丞と改名し、全たく士分としての資格を贏ち得るに至りぬ」④同上30頁。

ニ【**貯蓄**】「天保七年七月十八日三十八歳の時、これまで貯蓄した金子を以て幕臣真下氏の家を買ひ、真下家を相続して専之丞を名乗った」⑧塩田良平『樋口一葉研究 増補改訂版』（中央公論社、1968年）25頁。国会デジタル。

ホ【**着々歴任**】「蕃書調所調役勤番衆、調役肝煎などを務め、慶応二（一八六六）年には五千石の陸軍奉行並支配に昇進する」⑩山梨県立文学館編『樋口一葉と甲州』（山梨県立文学館、2009年）16頁。

【No.17 滝沢 太郎 興邦（滝沢馬琴嫡孫）】

イ【**祖父志望**】「かねて御はなし申候ごとく、わたくし義ハ生涯浪人にてともかくも世をわたり候へ共、こその夏、ひとり子琴嶺を先たて候ひしより、つくゞ、思ひめぐらし候に、嫡孫瀧澤太郎ハなほあげまきにて、よめハいまだみそちを多くすぎす候、しかるにわたくし事七そちにおよびながら、のちの事をおもひはかられ、なほ此まゝに候はゞ、なからんのちに孫どもハ身のたつきあらず母に分離いたし、あるいは所親にやしなはるゝに至らハ、いかなるおひたちにもなりてさこそなんぎにも候はん、いてやわかなからん後も孫に母子の分離せとも、かくもあるべきはかりことをなさばやとて、さる事心得候ものなとたんかうして、小禄の御家人かぶをあかなひ求人事を計り候」①三村清三郎編『馬琴翁書簡集』曲亭書状写（文祥堂書店、1933年）9・10頁。国会デジタル。

口【**本姓購入**】「（前略）「御筒持同心（ママ）は侍品ならねども其株勤相応し」と筒持同心の株を買うことにした。」⑤世川祐多「近世後期の江戸における武家の養子と身分—滝沢馬琴を事例に一」（『比較日本学教育研究部門研究年報』16、お茶の水女子大学、2020年）74頁。機関リポジトリ。

ハ【**本姓明跡抱入**】「去ル七月上旬よりふさハしきもののかぶしきをこかねにてかゑて、ゆつりわたさんといふものあり、やがてだんごうとゝのひて、おほやけへねがひ奉り、十月廿八日に右のあきあとへ御かゝへ入れを被仰渡候て相つとめ候、しかれども太郎はなほ幼年に候へば当分御番をつとめさせかたく候故によめの親の親類なる三男のみなかものを故児琴嶺のかり養子にいたし、瀧澤二郎と改名致させ太郎が十六になり候まで、此ものを差出し候てつとめさせ候也」①同上10頁。

ニ【**こかね**】「去ル七月上旬よりふさハしきもののかぶしきをこかねにてかゑて、ゆつりわたさんといふものあり、やがてだんごうとゝのひて、おほやけへねがひ奉り」①同上10頁。

ホ【**135両**】「扱、談義は速やかに進み、馬琴に135両で家を売るのは、養子久右衛門と不和となった養

父金治が家の売却を決意した御筒持同心30俵3人扶持鈴木家である。同年（天保7年）7月5日、久右衛門宅で鈴木方の親類や小屋頭の石井勘五郎、馬琴・元立と磯が会見し株の購入が決定する。その際、馬琴は手持ちの全財産36両の中から頭金30両を鈴木方へ、磯へ手数料の5両を支払っている。残金が1両になった馬琴は、書肆の文溪堂・甘泉堂から30両を拝借し当座を凌ぐ事にする。ここに馬琴は鈴木方への残金105両と借金30両を負い、早急に資金を集め仮番代を勤める人間を探す必要が生じた。（中略）（天保7年）9月に契約が成り、音重は滝沢二郎と改名の上仮番代を勤める事と相なった。期間は太郎が16歳になる迄の8年間、分け前は内5俵1人扶持を食料費とする15俵1人扶持である。10月28日、晴れて鈴木家の株の売買が滝沢家の上役となる石井勘五郎宅で媒人の磯や証人たる同僚列席の下に成立し、馬琴は残金の105両を鈴木方へ渡した。」⑤同上74・75頁。

へ【嫡孫継承】「それから4年の月日を経た天保11年（1840）1月18日、未だ存命の馬琴は孫の太郎の成長が速い事に目をつけ、「太郎今年十三歳なれども、身材人並より巨大にて、十五歳許に見ゆめり。吾且思ふよしもあれば、当春この義を急たり。」と太郎を元服させた。74歳の馬琴は視力をほぼ失い、文筆は嫁のみちが代筆していたが、存命中に太郎の家督相続を見たい馬琴は元服を急がせ、更に太郎に自分の嘗ての諱興邦を与え、太郎を滝沢太郎源興邦とした。目下邪魔は滝沢二郎こと中藤音重である。「いかで二郎を退けて太郎を世に立ばや」と馬琴は仮番代の契約を半分も残す二郎を追い出す事に決める。」⑤同上75頁。

【No.18 大野 大治郎（白井亨嫡子）】

イ【一家志望】「天保十二辛丑年ノ当り嫡子大治郎へ公儀御徒方ノカブヲ求テ大野大治郎ト名乗セ大野ノ家跡ヲ建給フ也」⑤富山県立図書館蔵「天真伝白井流兵法遣方」26コマ。富山県立図書館館古絵図・貴重書ギャラリー。

ロ【門人援助】「早川省三郎、火消与力也、天保六年頃弟子入也、神明録伝授、此人元小出丈助ト云フ、小出三右衛門ト云フ分限家ノ後見致シテ居リシカ、三右衛門成長故ニ別家スル、又先生嫡子大治郎へ公儀御徒方ノカブ御求ノ時、金子五百両取替シ也、先生御死去後、跡ノ世話ヲスル篤実ノ人也」⑤同上30コマ。

ハ【本姓購入】「公儀御徒方ノカブ」⑤同上26コマ。

ニ【本姓跡継】「大野ノ家跡ヲ建給フ」⑤同上26コマ。

ホ【500両】「金子五百両取替シ也」⑤同上30コマ。

へ【無事勤務】「また、『兵法遣方』には天保14年（1843）に亨が「大野大治郎拝領地西和泉通りノ御徒町山下寄」に家を建て、同時に道場もそこに建てたことが記されている（中略）また、『兵法遣方』によると白井亨は天保14年11月14日に61歳で没し（後略）」②和田哲也「『天真伝白井流兵法遣方』における白井亨の履歴について—その史料学的信頼性の検討—」（『武道学研究』44-1、日本武道学会、2011年）32頁。機関リポジトリ。

【No.19 御家安（三遊亭円朝口述『鶴殺疾刃庖刀』の登場人物）】

イ【一家志望】「兄イさん長い短いを言ずに支度金百両取ってお前に上るから夫で兄弟の縁を斬ってお呉、左様してお前も其百両で身を固めて原の侍ひに成ってお呉、夫をお前が承知ナラ妾も身の固まる事、又

不承知なら不せうちで何とか妾も思案せずバならず、六段目のおかるの様だが遣るものか遣らぬものか篤くり了簡を極めておくれト突然言はれたので安次郎は左右の返辞はなく姑らく考へて居りました」①三遊亭円朝口述・他『鶴殺疾刃庖刀』（薫志堂、1887年）19・20頁。国会デジタル。

ロ【未遂】

ハ【支度金100両】「支度金百両取ってお前に上るから」①同上 19頁。

ニ【浪費失金】「扱お咄し替りまして兄の御家安は、妹の縁切りに百両といふ大金を貰ひましたから直ぐに大名にでも成ツタ了簡で新町あたりへ流連を致し、其間には御城代や定番の大部屋へ這入り込み博奕の揚句は大勢を連て新町へ押出し、今夜は自己の奢りダ江戸ツ子の気前を見るト大風呂敷を広げましたから百両の金も忽ち残り尠なになりました」①同上30頁。

ホ【追加】「扱唯今より殆ど四十二年以前弘化の初年より安政年間に涉り河内の国に於て二万石程を領されました諸侯の御家に起りました事実でござり升が（後略）」①同上 5頁。

【No.20 田口 樫郎（田口卯吉父）】

イ【機会取得】「先生嘗て自ら父の伝を作りて曰く（明治三十二年六月）余が父を樫郎と称す、西山平十郎の子なり、平十郎三子あり、長を平七郎と称す、西山氏を継ぐ、次を東一郎と称す、出で、大島氏を継ぐ、余が父は其第三子なり、其幼なるや、西山氏貧し、諸子教育を受くること能はず、而して余が父最も甚し、乃ち旗下の士某氏の用人と為り、俗事に鞅掌（おうしょう）し、其の余暇を以て剣を学び、書を習い、兼て水泳を学び皆達することを得たり、則ち之を以て世に立たんことを欲せり、当時封建の制厳なり、新に家を興すを得ず、依りて来りて我田口家を継げり」②塩島仁吉編『鼎軒田口先生伝』（経済雑誌社、1912年）1頁。国会デジタル。

ロ【養家志望】「後年我が祖母其の（祖父慎左衛門の）風采を語りしことありき、此の時に方りて田口氏の家財蕩尽して剩す所なし、一斎供給甚だ勉むと雖、補充すること能はざしりなり、慎左衛門死して而して一女あり、町子と称す、即ち余が母なり」②同上 1頁。

ハ【改姓婿養子】「一斎の長子の滉（慎左衛門）は田口可都（カツと読むのどうつか）と結婚して町子を生子、町子は井上耕三と結婚して嘉永元年（一八四八）に鏡子を生子、耕三が早世したために、西山樫郎と再婚して安政二年（一八五五）に卯吉を生子が、樫郎も早世してしまう。なお耕三も樫郎も、共に田口姓を名乗っている」⑦田中佩刀「佐藤一斎先生年譜補遺」（『明治大学教養論集』134、1980年）47頁。機関リポジトリ。

ニ【不詳】

ホ【購入後困窮】「余が父の田口氏を継ぐ当りて、西山大島の二兄は既に徳川の御勘定方として、光采の門戸に発するありき、而して田口氏は赤貧洗ふが如し、故に余が父は子弟を集め、剣と書とを教へて、以て家道を資け、百方周旋榮進を図り、将に成るに至らんとす」②同上 1頁。

へ【購入後早世】【No.6】ト同上【婿養子継承】「一斎の長子の滉（慎左衛門）は田口可都（カツと読むのどうつか）と結婚して町子を生子、町子は井上耕三と結婚して嘉永元年（一八四八）に鏡子を生子、耕三が早世したために、西山樫郎と再婚して安政二年（一八五五）に卯吉を生子が、樫郎も早世してしまう。なお耕三も樫郎も、共に田口姓を名乗っている」⑦同上47頁。

【No.21 郷 策一 純造 (郷誠之助父)】

イ【**機会取得**】「兼而素志の笠松郡代とならんには幕府の直臣とならざるを得ず、其直臣たらんには与力か同心の株を譲受るを近道とす。而して与力の株は金千両、同心の株は三、四百両なれば小身の余等の力にては到底及びもなきことなれど、若し養子となりて行ならば、其の十分の一位にて株を譲受ること出来るなり」(後略) ②郷男爵記念会編『男爵郷誠之助君伝』(郷男爵記念会、1943年)36頁。国会デジタル。

ロ【**改姓婿養子未遂**】「(前略)「種々心を碎き、辛じて金二十両を美濃生家より終身の分まへとて貰ひ受、其外五両は自分より足し二十五両を得しかば、家の良否を問ふに暇あらず、駒込うなぎ繩手に住める先手同心今村市左衛門と云者の養女常へ賀養子に参り、以前の如く牧家に奉公なし居りしが、間もなく件の養女に不都合ありしかば離縁なし、改めて火事場見廻り寄合席蒔田数馬介家老内田角右衛門の女を妻る、即ち現今の妻是也、時に余は二十六歳也」(註嘉永三年) ②同上36頁。

ハ【**本姓番代**】「大坂に居ること三年」純造翁は、幕臣の株を譲受けて素志を貫徹せんが為め、松平家の家老職を辞して江戸に帰った。慶応二年、四十二歳の時である。さて江戸に帰って浪人となった(中略)ところが慶応三年十月になっても幕臣の株の売物がなかった(中略、成田山に参籠して)帰って見ると恰も翁の帰りを待ち構へてゐたかのやうに撒兵隊の園弥平なりものから二百五十円で株の売り物があった。翁はさっそく買ふことにして、番代りの願書を出した(中略、大政奉還後)これが為め二百五十円の撒兵隊の株は百五十円に値下げしたといふ事である—そして大政を奉還した幕府から、翌明治元年正月十七日に純造翁に番代りへの辞令がおりたのである ②同上43~45頁。

ニ【**当初250円→値下150円**】「撒兵隊の園弥平なりものから二百五十円で株の売り物があった。翁はさっそく買ふことにして、番代りの願書を出した(中略、大政奉還後)これが為め二百五十円の撒兵隊の株は百五十円に値下げしたといふ事である」 ②同上44・45頁。

ホ【**着々歴任**】「ところが撒兵となったのが正月で、二月二十六日には御作事方勘定役、三月三日のお節句の夜には西城に召されて大目付平庄七から(中略、徳川慶喜の恭順歎願のため御目付御供を)申渡され、扶持も百俵五人扶持に引上げられた」 ②同上46頁。

ヘ【**着々歴任**】「次いで四十四歳の壮年期には御維新の変革となって、翁は徳川幕府の大御番格工兵差図役頭、次いで明治政府の会計局組頭から累進して次官となり」 ②同上32頁。

【No.22 神田 孝平】

イ【**機会取得**】「1849年(嘉永2)に伊奈が小普請奉行に任じられると、孝平は随従して江戸に赴く。そして、1850年(嘉永3)から孝平は塩谷宕蔭と安積良齋のもとで漢籍を学んでいる。孝平がこの2人を師に選んだのは、学問吟味の受験を視野にいていたからと考えられる。御家人株を入手することができれば学問吟味の受験資格が発生し、この及第者となることで幕臣として出世が可能になる。このことを知った孝平は、その受験対策に有効とされていた「学問所の学風に近いとみられる師匠に就いて、その下で学」ぶことを選択し(橋本1989、20)、両者に入門したと考えられる。」 ⑦南森茂太「神田孝平の伝記的研究—出自と修学過程を中心に—」(経済学史学会第81回大会、2017年6月4日)3・4頁。経済学史学会HP。

ロ【**機会取得**】「嘉永元年一二月二四日（一八四九年一月一六日）、伊奈は小普請奉行に任じられたために江戸へと戻る。これに随従した孝平は、嘉永三年（一八五〇）には、鹽谷甲蔵（文化六年〈一八〇九〉～慶應三年〈一八六七〉）と安積祐助（寛政三年〈一七九一〉～万延元年〈一八六一〉）とに入門し漢籍を学んでいる。この二人のうち孝平が鹽谷を師に選んだのは、鹽谷が頼山陽と交流があったためと考えられる。他方で孝平が安積に入門したのは学問吟味の受験を視野にいていたからと思われる。幕臣の子として生まれなくとも、御家人株を入手することができれば学問吟味の受験資格が発生し、この及第者となることで幕臣として出世する可能性が生じる。このことを孝平は知っていたために、その受験対策に有効とされていた「学問所の学風に近いとみられる師匠に就いて、その下で学」ぶことを選択し、昌平坂学問所の儒者である安積に入門したと考られる。」⑧南森茂太『「民」を重んじた思想家神田孝平—異色の官僚が構想した、もう一つの明治日本』第1章神田孝平の経歴（九州大学出版会、2022年）27頁。

ハ【**立場喪失**】「同年（嘉永三年）一一月に伊奈が急逝したことで、伊奈家の家臣ではなく、忠告の従者という位置にあった孝平は伊奈家を去ることになったからである。さらに嘉永四年（一八五一）には幼少期から父代わりとして孝平を養育し、その仕官に尽力した充もまたこの世を去る。叔父の葬儀のために孝平は江戸を離れて岩手に戻るものの、やはり竹中家では出世することは困難だと感じたためか、嘉永六年（一八五三）には再び江戸に出て、昇平坂学問所の儒者である松崎満太郎（享和元年（一八〇一）—嘉永七年（一八五四））のもとで漢籍の学習を再開した。」⑧同上27頁。

ニ【**未遂**】「同年（嘉永三年）一一月に伊奈が急逝したことで、伊奈家の家臣ではなく、忠告の従者という地位にあった孝平は伊奈家を去ることになったからである。さらに嘉永四年（一八五一）には幼少期から父代わりとして孝平を養育し、その仕官に尽力した充もまたこの世を去る。叔父の葬儀のために孝平は江戸を離れて岩手に戻る」⑧同上27頁。

ホ【**自力出仕**】「ところが嘉永六年（一八五三）にペリー（Matthew Calbraith Perry：1794-1858）が来航したことで、孝平には大きな転機が訪れる。というのは、旧主の竹中重明（文政二年（一八一九）—明治二四年（一八九一））が沿岸警備を命じられたことで、江戸詰の家臣が必要となったためか、孝平は小姓格として竹中家へと帰参しているからである。また、外交・軍事の重要度が増したことで、幕府・諸大名が蘭学者（洋学者）を積極的に登用しようとしており、これを好機と捉えた孝平は修学の方角を一転し、杉田成卿（文化一四年（一八一七）—安政六年（一八五九））のもとで蘭学を学びはじめているからである。（中略）孝平の蘭学は非常に優れており、安政二年（一八五五）には当時設立準備が進められていた蕃書調所の教授候補として名が挙がる。これに選出されるためには幕閣に近い人物に接近するほうが良いと考えてか、孝平は老中の堀田正睦（文化七年（一八一〇）—元治元年（一八六四））に招かれていた手塚の又新堂に移籍する。このときには蕃書調所の教授には選ばれなかったが、すでに孝平は蘭学の指導を担えるようになっていく。（中略）そして文久二年（一八六二）に孝平は、堀田家（下総国佐倉）の家臣として、蕃書調所教授方出役に就任するのであった。」⑧同上27～29頁。

ヘ【**出仕後着々歴任**】「蕃書調所へ出仕した孝平は数学の講義を担当するほか、外字新聞や外書の翻訳などに従事している。その後、蕃書調所は文久二年五月一日（一八六二年六月一五日）に洋書調所、文久三年八月二九日（一八六三年一〇月一日）に開成所と改称・改組されるも、孝平はここに勤務し

つづけ、元治元年一〇月二二日（一八六四年十一月二日）には開成所寄宿寮頭取、慶応二年一二月八日（一八六五年一月一三日）には教授職並へと昇進を果たし、また同日には幕臣に取り立てられる。さらに、慶應四年三月三日（一八六八年三月二六日）、孝平は幕臣としての最高の地位となる開成所頭取に就任した。」⑧同上30頁。

【No.23 川上 万之丞 寛 冬崖】

イ【機会取得】「松代にとどまること約二年、小禄の藩士（「松代町字東条池田ノ宮神職小河原紀伊守の養嗣子」）をもって終わるを潔しとせず、十八歳の夏養家を辞せんことを請いしも、その才智を惜しまれて許されず、ついに意を決して家を脱し、江戸に出た。（中略）ついで東叡山東叡院に移り、小従を勤めつつおよし六年を送った（中略）冬崖若冠（ママ）より絵を好み、郷国時代すでに画作があるが、東叡院にとどまるに及んで、たまたま同院のために制作を委嘱され（中略）ついに椿年に師事して太年の号を与えられた（中略）冬崖また時勢を洞察し、幕府に出仕せんことをかねて希望したが、幕府の家人川上仙之助の養嗣子となり、川上姓を冒すこととなった。時に嘉永四年（一八五一）四月、冬崖二十五歳である。」①隈元謙次郎『近代日本美術の研究』川上冬崖と洋風画（東京国立文化財研究所、1964年）44頁。国会デジタル。

ロ【改姓婿養子】「慎徳院様御代嘉永四亥年六月二十四日養父家督被下置」（川上家：高五十俵三人扶持、内二十俵二人扶持元高・三十五俵一人扶持御足高・他）③熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈川上万之丞〉（新人物往来社、1997年）352頁。

ハ【不詳】

ニ【着々歴任】開成所句読教授出役、開成所絵図調出役、開成所画学出役、開成所調役・同所画学出役 ③同上352頁。

【No.24 村田 謙六（本因坊秀哉祖父）】

イ【事情有・再仕】「二十一世本因坊秀哉の家は代々肥前唐津藩士で、浅原を名乗り、祖父の代には勘定奉行の職を勤めたが、事情あって江戸へ出て…」①村松梢風『本朝名匠伝』〈二十一世本因坊秀哉〉（読売新聞社、1952年）185頁。国会デジタル。

ロ【改姓番代】「村田謙六 亥歳□十四 高□□十石内百俵本高□□俵御足高 本国駿河 生国武蔵 祖父浅原万□郎死小笠原能登守家来 父浅原為五郎死小笠原主殿頭家来 嘉永五子年十月二十九日御先手野間忠五郎組与力村田錠之助跡番代被仰付 安政二卯年四月十六日御徒目付被仰付 同五午年二月二十六日富士見御宝蔵被仰付 文久元酉年二月二十五日増組江組替ニ罷成候」④熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈村田謙六〉（新人物往来社、1997年）1071頁。

ハ【不詳】

ニ【着々歴任】「嘉永五子年十月二十九日御先手野間忠五郎組与力村田錠之助跡番代被仰付 安政二卯年四月十六日御徒目付被仰付 同五午年二月二十六日富士見御宝蔵被仰付 文久元酉年二月二十語日増組江組替ニ罷成候」④1071頁。

【No.25 宮原 寿太郎（江木鱒水同僚）】

イ【機会取得】「況宮原寿太郎買黒鉄之株、為御徒目付、若以百余金、買好株、朱紫可攫、故来帰謀之」

⑤『大日本古記録 江木鰐水日記』上（東京大学史料編纂所編、岩波書店、1954年）所収）310頁。

口【**購入前歴**】「行餘館（出雲崎町）出雲崎町は古く文明年間より、国主上杉家の陣屋を置かれて以来、徳川幕府時代には代官所が置かれ、中越、否裏日本の文化の中心となしてゐた。従って町民武士の子弟を教育するためには深い考慮をめぐらされ、代官所の命によって行餘館といふ学問所が設置されたのであった。行餘館は尼瀬町善勝寺境内にあった。代官篠本彦次郎大いに儒学を尊崇し有志をして修学せしめやうとし、嘉永六年領内有志の醸金を以て校舎を建築し、次で儒者を聘して有志の子弟を教授したが、後三代代官の輔任によって閉校の止むなきに至った。同館の組織は左の如くであった。教師 備後国阿部伊勢守儒臣宮原寿太郎（後略）」③近藤勘治郎編『三島郡誌』教育（三島郡教育会、1937年）541・542頁。国会デジタル。

ハ【**購入前歴**】「（安政3年頃昌平黌書生寮に所属）こゝにまた安政三年に（昌平黌）書生寮に在った人々を、列記して置いて見ることとする。葛西處一（三十四歳）、武井源三郎（四十六歳—安政三年退）、小澤友之助（三十七歳）、高橋誠一郎（二十六歳）、宮原壽太郎（三十歳）、都築藤太（二十四歳）（後略）」⑦森銑三「松本奎堂」（『森銑三著作集』第6巻、中央公論社、1971年）250・251頁。

ニ【**株購入**】「（文久元年以前）買黒楸之株、為御徒目附」⑤同上310頁。

ホ【**100両余**】「若以百餘金」⑤同上310頁。

へ【**不詳**】

【No.26 笠井 伊蔵（清河八郎門人）】

イ【**機会取得**】「（川越の志士西川練造娘すみ子談）それから元三郎さんは江戸に出てから二本差の武士となるためお侍の株を買って笠井伊蔵と名乗ったことを父や母から聞いております」①岸伝平『川越夜話』隠れたる志士笠井伝蔵』（川越叢書第6巻、川越叢書刊行会、1955年）89頁。国会デジタル。

口【**叔父斡旋**】「右（笠井）甲蔵（ママ、伊蔵誤）義は、清川八郎同国羽州庄内出生ニ而、江戸下谷長者町医師木藤来輔は叔父に付、是へ尋来り、右世話にて御先手金田式部組、四谷坂町組屋しき小屋頭同心笠井七之助養子に相成、当時講武所剣術世話心得江出役相勤居候、然ル処八郎ハ元来知り人故、儒者（清河八郎）之弟子に相成、同居致し居候」③鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第10巻〈文久元年6月15日〉（三一書房、1991年）11頁。

ハ【**改姓養子**】「御先手金田式部組、四谷坂町組屋しき小屋頭同心笠井七之助養子」③ 11頁。

ニ【**不詳**】「お侍の株を買って」① 89頁。

ホ【**入牢獄死**】「文久元年（一八六一）五月二十日、かねてから幕吏にねらわれていた清河が路上で行人を無礼討ちにしたことから強制捜索がはじまり、翌二日お玉池の清河宅にいた伊蔵をはじめ清河の弟熊三郎らは一斉に捕縛され、伝馬町の牢に入れられた（中略）不幸にも伊蔵はこの入牢中に獄死している」②『坂戸人物誌1』（坂戸市教育委員会編、坂戸市教育委員会、1980年）49頁。国会デジタル。

へ【**追加**】「紹介する〔史料②〕はその昌平丸の修復が完了し、乗組員の招集を要請する文書である。年度の記載がないので判然としないが、薩摩藩から献納された直後点検整備に廻されたのではないかと思われ、操練所ができた安政四年頃と推定される（〔史料②〕（前略）猶々、廻状御止り之方ハ明

後二日御出勤之節御持参可被成候。笠井伊蔵 印 (後 略)」⑥小野寺裕「幕末に散った若きいのち—笠井伊蔵について—」(地方史研究協議会編『日本の歴史を問いかける～山形県〈庄内〉からの挑戦～(シリーズ地方史はおもしろい3、文学通信、2021年)191頁。

【No.27 五十川 左武郎 淵 訊堂 (江木鰐水義弟)】

イ【**機会取得**】「文久元年八月、江木の親戚五十川家に興味ある事件がおこった。それは、江木の義弟福山藩士五十川淵が立身出世の早道を求めて、御家人株を買おうとしたのである。彼も儒学をもって仕えているのだが、一生を子弟教育につくしても、よくて福山誠之館教授であり、京摂に開業するとしても、基盤がなければ、篠崎小竹の家族のように、小竹死後は零落してしまっている。そこでまず御家人となり、幕廷に人材のない今を好機として、幕府儒官の道を選ぼうとしたのである」⑥大月明「阪谷素とその交友関係について」(『大阪市立大学文学部歴史学 人文研究』18-3、1967年)116頁。機関りボジトリ。

ロ【**機会取得**】「(文久元年八月、このままでは) 終不如為旗下之士特達遇拔擢、是非常之事、古賀三博士(樸・燾・煜)等之事、不可企望、官達捷徑、終出金、買御家人株、由之以文学進士及第、今也、幕廷無人材、及第之事容易」⑤『大日本古記録 江木鰐水日記』上(東京大学史料編纂所編、岩波書店、1954年)所収)310頁。

ハ【**本姓購入**】「(文久元年八月)買御家人之株」⑤同上310頁。

ニ【**相談相手**】「(文久元年八月)乃以百五十金、令遂其志、此間紛乞(冗カ)、謀之笠井(定重)及山路(重濟)」⑤同上310頁。

ホ【**150両**】「(文久元年八月)乃以百五十金、令遂其志、此間紛乞(冗カ)、謀之笠井(定重)及山路(重濟)」⑤同上310頁。

ヘ【**着々歴任**】「又江木鰐水・森田節斎に学び、壯年昌平黌に入り、後其助教となる」②手島益雄『広島県続儒者伝』(江木鰐水・五十川訊堂)(東京芸備社、1925年)20頁。国会デジタル。

【No.28 前島 来輔 密 (郷純造の推挙人)】

イ【**機会取得**】「平岡氏(平岡熈一)曰く、足下の赤心は予之を諒せり(中 略)幕府は今猶旧制に縛せらるゝを以て、儒医等の学芸の大家に非ざれば、新に召命すること無ければ、幕臣外の人にして、君上に直接する如きは企て及ぶ所に非ず。故に足下の志を達せんとせば、一の詭道を取らざる可からず。其方法他無し、幕府小臣の家を継承して先づ臣列に入り、而して後漸次に陞進すること、是れのみ。今在廷の権臣の如きも、多く此進路を取りしと聞くを以て、敢て愧づべき所に非ず。而も其機を得るは一朝の事ならざるを以て、忍耐して長き年月を待たざるべからずと。余は其時同様の忠告を他よりも得て、去就に惑へる際なれば、人事は総て運命なり、余も之に任じて其機を俟つべしと決心し、同氏の忠言に従ひたり」③『鴻爪痕 前島密伝』(自叙伝・他)(財団法人前島会、1920年、改訂再版、1955年)42・43頁。国会デジタル。

ロ【**改姓継承**】「(平岡)氏は吉沢照房(前島家の親族にて其継承者を得るに焦心せし人)の請求を容れ、前島家継承の一切の事に任じ、余も母の許諾を受け、慶応二年三月、公然前島と称し、同時に或事故の為に来輔と改名し、牛込赤城下町(ママ)に僑居せり」③同上43頁。

ハ【改姓養子】「翁が前島姓を名乗らるゝやうになったのは、慶応二年三月のことで、幕府の小吏前島錠次郎の家を継がれたのである。錠次郎の父は、紋左衛門と云って、越後出身で、翁の家とは親戚だった。翁が幕吏の養子となったのは、親戚関係の誼にもあるが、主としてそれによって、志を立て貫かうとする方便とした点もある」①前島男爵談・市島謙吉編『鴻爪痕 前島男爵略歴・郵便創業談』（市島謙吉、1922年）3頁。国会デジタル。

ニ【養家履歴】「前島錠次郎 寅歳三十二 高七十俵一人半扶持 内五十五俵御足高 外三人扶持役扶持（以後、表台所人→別手組出役→御賄頭支配→京都見廻組と歴任）」⑥『江戸幕臣人名事典』（前島錠次郎）（新人物往来社、1997年）948頁。

ホ【不詳】

ヘ【着々歴任】開成所反訳筆記方出仕、開成所数学教授、兵庫奉行所に赴任、兵庫奉行支配調役、（大政奉還）勘定役格御徒目付、（明治維新）⑩井上卓朗「『日本文明の一大恩人』前島密の思想的背景と文明開化」（郵政博物館研究紀要）第11号、2020年）61・62頁。国会デジタル。

【No.29 星 浜吉 亨】

イ【機会取得】「先生の発意か將た両親の立按か、そもそもまた三者合同の評決かは知るべからずといえども、洋医を以って身を起すよりはむしろ洋学を以って立たと期し、さてその手段を按ずれば当時洋学校の優勝なるものは皆官立に係り、官立学校に入るには旗本御家人等土籍に在ることを要す。泰順氏夫妻ひたすらこの事に屈託し居たる折柄、江戸牛込矢来町辺に小泉某と云える幕府の御家人ありてその御家人の株を譲らんとするを聞き、これ奇貨居くべしとなし、すなわち金五十両を持参金とし養子たるの名義を以って先生を小泉家に入れ、以って幕府御家人たる武士となしたり」⑤野沢雞一編著『星亨とその時代』1巻第1回幼少時代・第2回学童時代（東洋文庫437、平凡社、1984年）26・27頁。

ロ【改姓養子】「先生のごときも名においては小泉家の養子たりといえども実は代価金五十両にて小泉家御家人の株を買収したるなり。時に慶応二（一八六六）年の夏にして先生齢十七歳なり。先生未だ小泉家に入らざるうち同年二月九日、泰順氏の旧知にて二本榎高野寺の住職たる亮乗師の説に従い先生の名を亨と改称したり」⑤同上27頁。

ハ【弟子衆助成】「安藤金蔵（荏原郡碑文谷村向原の人）後妻談話/その時（浦賀より亨十四歳と来た）おたかさん（松子誤か）の言わるるには、自分は二本榎に旧知の者あればこれにも話すべけれど、当地にももとの弟子衆あればこれに話して幾分の助成を得たし、その為大勢に饗応したければ座敷を借りたしとの事なり。よって座敷を貸し与えたればもとの弟子等を集め幾分かの醸金を得て帰ったり」⑤同上35頁。

ニ【50両】「覚/御先手組久留島修理組同心 高三十俵二人扶持 先養子 小泉八十吉 小泉亨 十七歳 慶応二寅六月三日遣す*/別株 吹上奉行支配御普請方相勤申候 高十俵一人半扶持 養父 木本利八郎 五十四歳 養母 五十三歳 持参金七十両/宿所牛込矢来下組屋敷（後略）」（*同上イの通り「五十両の持参金」のこと。筆者註）⑤同上34・35頁。

ホ【代金不払・養家不和】「先生の小泉家に養子となりたる頃幕府御家人は挙げてこれを散兵隊（ママ、撒兵隊）に編成せられたれば、操銃、射撃、歩練、調練はこれ御家人本分の勤務たり。されば先生も日々

深川越中島に赴き射撃調練に従事したりしも瘦軀短身、体力微弱にして労働に任えざるのみならず、志望は武伎に在らず文学に在るを以って操銃調練は厭う所なり。たまたま小泉老夫婦の親交者に前島密あり。君は幕府官立の英学校たる開成所の官員にして英学者たりしかば、小泉夫婦の請求を容れ先生に英学を教授したり（中略）前島君先生のかくのごとくなるを見て、慶応三（一八六七）年の春先生に勤めて開成所に通学せしめ、かつこれを推挙し同校英語世話役心得の役目を得せしめれば、操銃練兵の勤務はここに免れ、もっぱら学事に身を委することを得たり（中略）小泉家に養子になりてよりすでに一年余を経過するも泰順氏なお未だ持参金を納れず、先生はまた志気漸く高く洒掃対応ないし小買物使い等末節小用に服し、以って養父母の意を承くることを肯せず、あまつさえ松子刀自のごときしばしば小泉家に詣り豪飲爛酔する等、いずれも小泉老夫婦の悪感を買わざるものなし。ここにおいて小泉老夫婦は泰順氏を以って違約者となし、先生を以って世間不向の者となし、しばしば前島君に訴え先生を離縁せんと請う。君ことごとくに誨諭せるも用いられず、慶応三年六、七月頃ついに離縁に決したり。前島君は先生を以って他日有為の学生と認め廃学せしむるに忍びざりしか、離縁後先生を自宅に収容し依然開成所に通学通勤せしめたり。もっとも先生は離縁後といえどもなお小泉姓を冒し開成所に入入りし、しこうして星に復姓したるは明治元（一八六八）年の首なり」⑤同上27・28頁。

へ【代金減額不調・離縁】「男爵前島密君の先生談（中略）しかるに余もまた行掛りの事情黙して止むべきに非ず、何とか金策をなしせめて五十兩の半額を得るならば、かの老婆（養母）を説伏するの手段あるべしと、余が家に來たれる旗下の士等を始め知人を説いて、いわゆる無尽頼母子講を設けんと周旋したるも、当時の微力ついにその意を達せざりしは残念なりし。右の次第にてその議は熟せず、ついに離縁となりたる」⑤同上36～39頁。

【No.30 樋口 為之助 則義（樋口一葉父）】

イ【生業忌避】「則義生來農ヲ不好、経書ニ心ヲヨセ、同村ナル浄土真宗法正寺ノ隱居養善坊東靄翁ニ修行シ、年廿八ニシテ思處アツテ家ハ弟喜作ニ譲リ、妻モ俱ニ江戸ニ出ス、当時飯田町九段坂下ナル蕃書調所勤番真下専之丞方ニ依頼ス、此人ハ元同郷人ニシテ父南喬ノ親友タルヲ以テ厚ク世話致呉、其始蕃書調ノ小遣トナリ」⑩山梨県立文学館編『樋口一葉と甲州』（山梨県立文学館、2009年）22頁。

ロ【途中履歴】「同年（安政六）十一月中、神田佐久間町二丁目御勘定組頭菊池大助方江中小姓トナル、給料一ヶ年四兩一人フチ、但内番（後、公用人）」⑩同上27頁。

ハ【収入増加】「この（慶応三年）三月九日といふ日付は、八十之進の為之助が菊池家を辞した時か、その前後であると推定される。恐らく仕官をやめて直ちにであろう。前年十一月二十日菊池が禁裏付を辞任し、間もなく寄合となると、為之助は後図を考へる必要に迫られた。寄合は元來三千石以上の旗本の無役が集まる組であるが、諸大夫でも加入したと見える。表高だけで役収がないから、為之助としても、時世と睨み合せて自立を考へたのであろう。従って西村との問題（親類関係となる）は在勤中に起り、具体化してから、仕官をやめたとも見られる」⑧塩田良平『樋口一葉研究 増補改訂版』（中央公論社、1968年）41頁。国会デジタル。

ニ【購入手続】「慶応三（一八六七）年七月、則義は同心浅井竹蔵から金子百両でその株を買い、南町奉行支配の同心として勤務、念願の武士の地位を得る。その折に作成の親類書は、自分が農民の出身で

はなく、武家出身であることを示すために、架空の血縁・姻戚関係で構成されている」⑩同上28頁。

ホ【**購入手続**】「樋口為之輔（則義）が慶応3年（1867）6月に作成した親類書。「則義記録一」。妻が旗本稲葉家家来森良之進の姉、祖母は森家の亘の姉、兄が西村熊次郎（甲州出身の上野丘蔵、当時西村家の家督を継いで直参）、伯母が真下専之丞の妻、従弟に菊池家の家来安達礼輔の息子安達金弥（後の安達盛貞）とある。樋口家はこれらの人々と則義亡き後も深い親交を持った」⑩同上28頁。

ヘ【**本姓番代抱入**】「（慶応三年）私儀、去七月十二日、駒井相模守組同心浅井竹蔵跡江御番代御抱入被仰付、則、御番方相勤申居候、尤、苗字之儀、只今之处ニ而者樋口為之輔与申、追而浅井与相改申候対談ニ御座候事」⑩同上28頁。

ト【**未改姓理由**】「浅井姓に改める旨が記されているが、維新をはさみ結局、樋口姓のままとなった」⑩同上28頁。

チ【**382両**】「事実表向き為之助が引きうけた金額は、現存する左の明細書によってわかる（明細書略）以上の中、養育料百両を除いた二百八十二両余が当時（浅井）竹蔵の持つ負債であり、勿論父五助の代から引きつがれたものもあろうが、これをも引きうけて、「追々御返納可被成候事」とある。この借金は一部返したかも知れないが、（大部分は維新の瓦解で結局有耶無耶になってしまった。）当時としては為之助には大きな負担であったに違ひない」⑧同上43頁。

リ【**努力蓄積**】「尚、この證書で注目すべきことは真下専之丞が一役買ってあることである。当時陸軍奉行並の配下にあり、家格声望も他を押し、この存在が陰に陽に、為之助を引立てて、事柄を円満に処理せしめたことは疑はれない。徳川末期で如何に綱紀が紊乱せりと雖も、一見して作為にみちた幾種類もの願書が事もなく受理されて行った背後には、為之助夫婦が孜々営々と努力して蓄積した金力以外に、この晩菘真下専之丞の強力な後押があったことは忘れられない」⑧同上44頁。

ヌ【**譲渡者→商人**】「さて、（浅井）竹蔵は離籍して町人となり、本家から別居したといふ形になる。事実竹蔵夫婦は百両を受領すると同時に拝領長屋を去って浅草古谷鋤助方に移り、商人となったが、その後思はしくなかったらしい。前期の古谷は親類筋とあり竹蔵の従弟ともいはれるが、同心仲間であろう。後為之助と同じく東京府に入った。明治二年公武司集覧によれば、東京府捕亡方古屋鋤助とある。又飯田一蔵も同心であろう」⑧同上44頁。

ル【**着々歴任**】「南町奉行支配の同心として勤務した則義（当時為之輔）は、新政府への移行の中で、慶応四（一八六八）年一月には、蕃書調所勤務や外国奉行の家来の経験から、外国人居留地掛の下役に抜擢された。五月、新政府に採用され、引き続き外国人居留地掛を務めることとなった」⑩同上29頁。

【No.31 山崎 正助（真下晩菘門人）】

イ【**同門引立**】「翁（晩菘）のもとに、数ある食客中に、山崎正助なる者があった。甲州の出身で、仙台藩のある御代官に仕へて在任中、ある上役と議が合はないで再び江戸に出で、翁の厄介になってみた。その男は、当時はまだ年齒若く、眉目秀麗の好男子だったが、然かも質素堅実で、将来有為の青年であった（中略）翁（晩菘）の門人等、その山崎家で養子を探す由を伝え聞き、我が正助こそ最も適当だらうといふので、吉日を選んで見合をさせた、当人同志は一見して意気投合したが、扱て此の縁談を成就させるには、尠くとも千両位の持参金が要る。正助は食客の身の上とて斯かる大金を調達

する事が出来ず、彼を媒介した門人等も此の上、如何に藻掻いても及ばないので頭痛鉢巻の躰でゐた」

④阪本三郎『晩菴余影』(1914年)66頁。国会デジタル。

ロ【改姓婿養子】「当時、小石川伝通院の表右角に、山崎といふ十五俵五人扶持の御家人があった。家格高からず、禄とてもさして多くなかったが、家頗る富裕で、少からぬ資産を有つてゐた。ところが、その家に一人の娘があつて、綺量美しの評判高く婿養子を申し込む者門前市を為すとも言つた躰なので、家人は兎角家の富を自負して結婚の約を容易に結ばず、多額の持参金があるものでなければ応じなかつた(中略)(真下曰く)「私が今日斯うして参上したのは、かの縁談の件に就いてゞ御座る。本人同志が見合の上意気相投合した以上は、もう根本の条件が纏まつたものと言つて宜しかろうと存ずる。此の上は世間普通の儀式に従つて結納を取替しさへすれば可いので、その件は不肖此の専之丞が一切の責任を負ひませう。併し、各自家柄相当と云ふ事もあり、お組の作法と云ふものもあるから万事それに準じた程度で行ふのが最も正しい儀式では御座らぬか」と呵々大笑に紛らし(中略)「さう御承諾して下さる上からは、自分も満足至極善は急げと申せば結納を御受納下さい」といつて懐中から金二十五兩入りの包みを取りて、差し出したところ、山崎家でも事此に到つては否応言へた訳にもあらず、洪々ながら承諾をして、やがて目出度く結婚が成立した」④同上66～69頁。

ハ【25兩】「(前略)善は急げと申せば結納を御受納下さい」といつて懐中から金二十五兩入りの包みを取りて、差し出した」④同上69頁。

ニ【家門繁栄】「斯くして新夫婦の間琴瑟相和し家門榮え今の予備海軍造船大監山崎甲子次郎は其の長男である」④同上69頁。

【No.32 田村 保永 (本因坊秀哉父)】

イ【一家志望か】【No.32】ニも参照「私は明治七年生れ、今年六十三になるが、これでも生粋の江戸っ子なんだ。父田村保永は旧幕府時代の旗本で、当時は内務省の官吏をしてゐたが、棋は下手の横好きといふやつで、友人達を自宅に集めてはよく棋を打つてゐた」⑨本因坊秀哉『本因坊棋談』(岡倉書房、1936年)3頁。国会デジタル。

ロ【本人履歴】「本因坊秀哉(中略)君は本名田村保寿、旧幕臣田村保永の長男、明治七年六月東京市芝区に生る」⑥『大衆人事録』〈本因坊秀哉〉(帝国秘密探偵社・他、1927年)32頁。国会デジタル。

ハ【本人履歴】「(本因坊秀哉)氏は幕府旗下ノ土田村保永ノ子ニシテ貴族院議員村田保君トハ叔甥ナリ、氏ハ明治七年東京芝ニ生ル」③安藤如意(豊次)編『坐隠談叢』5〈田村保寿〉(安藤豊次、1904年)42頁。国会デジタル。

ニ【改姓購入】「二十一世本因坊秀哉の家は代々肥前唐津藩士で、浅原を名乗り、祖父の代には勘定奉行の職を勤めたが、事情あつて江戸へ出てから、祖父の没後父保永が家を継ぎ、御家人株を買つて田村氏を名乗るようになった。兎角するうち幕府は瓦解となり、秀哉は明治七年に生れた。本名は田村保寿である。後に貴族院議員となつた村田保は彼の母方の伯父である」⑩村松梢風『本朝名匠伝』〈二十一世本因坊秀哉〉(読売新聞社、1952年)185頁。国会デジタル。

ホ【不詳】

へ【子息文化人】【No.32】口の通り。

ト【維新失意】「名人の実名は田村保寿、巖父は水産翁として有名なる田村（ママ）保氏の舎弟、田村保永氏にて、明治七年六月二十四日、芝桜田町に生まる。保永氏は旧幕旗下の士であったが、明治維新に当り、反政府方に立ち、彰義隊に投じたるため令兄と反対に失意の境遇にあり、わずかに内務省の一属僚に過ぎなかった。」^⑫瀬越憲作編『明治碁譜』〈第二十一世本因坊秀哉名人略歴〉（日本経済新聞社、1959年）553頁。国会デジタル。

【No.33 中川 亀三郎（本因坊丈和三男）】

イ【不詳】

ロ【改姓購入】「亀三郎は本因坊第十二世名人丈和の第三子にして、車阪の邸に生る、幼名を長三郎と云ひ、後亀三郎と改む、蓋し亀の字將軍の諱字を忌みたるなり、伯兄は井上家第十二生道因碩にて、姉は秀和の跡目秀策の配花子なり、本姓は葛野氏、叔父の家を相続して中川姓を冒す（或曰御家人株を相続したるなりと）幼児囲碁を以て身を立つるの念なく、従って石を手にししことなし、十一歳父を失ひ十三歳（正月）始めて秀策に伴はれ秀和の門に局を試む、是れ斯道に入りし第一歩なり、爾来天授の異材磨くに従うて光彩を發揮し、十六歳初段となり、二十歳三段に進み、安政四年四段に昇る、幕府瓦解に際し之を廢すること五六年、大に進歩を妨げしが文久二年五段に進み慶應二年六段に累進す」^⑬安藤如意編・他『坐隠談叢:囲碁全史』三〈中川亀三郎〉（平凡社、1933年）90・91頁。国会デジタル。

ハ【不詳】

ニ【不詳】

【No.34 鼻山人 東里山人（戯作者）】

イ【余暇創出】「待て、ゝなんぼ居酒屋の滑稽だと言って、流行に遅れて書ゝれるものか、どりやゝゝゝ表の内田へ行って、四文一合湯豆腐、辛味たっぷり飲みながら、なんぞいい種を聞きだして来やせう、なんにしてもこんなに気無精になっちゃあいかねえ、これからむくゝゝしゃっきりして一番うがちやあせう、年あとつてもまだゝゝ強い所があるよ、どっこいゝゝゝゝ、近年、隠居株となって体が暇かと思もやあ、戯作を商売にするからやっぱり忙しいゝゝゝ（原文仮名。適宜、漢字等に直した）」^⑭鼻山人誌「浮世酒屋 喜言上戸」3冊内1（天保7年刊、東京都立中央図書館東京誌料478-44、『浮世酒屋喜言上戸』（東京都立中央図書館所蔵）、<https://doi.org/10.20730/100216072>）5丁目。

ロ【余暇創出】「しかし天保に入ると彼はまもなく御家人たることを辞していると思われる。天保七年刊の滑稽本「喜言上戸」は、居酒屋を舞台として、その態度、方法ともに式亭三馬の「浮世風呂」の亜流にすぎないが、この作品でも彼は彼の人情本の多くに見られるように、凡例につづく半丁に自画像を載せていた。自画像であったが、そこには次の詞が書きつけてある（中略）「近年隠居株となってからだがひまかとおもやあ」とあるから、天保七年に近い時期、天保三、四、五年、五、六年ごろに幕府与力の職を辞し、御家人の株を他に譲ったと考えてよいわけであり」^⑮神保五彌「中本作家鼻山人について」（『近世文藝』6、日本近世文学会、1961年）31頁。国会デジタル。

ハ【隠居】「近年隠居株となってからだがひまかとおもやあ」とあるから、天保七年に近い時期、天保三、四、五年、五、六年ごろに幕府与力の職を辞し、御家人の株を他に譲ったと考えてよい」^⑯同上31頁。

二【不詳】

ホ【余生零落】「口絵には、四方の銘酒で名高い内田酒店の図もあるから、鼻山人は幕府与力として麻布三軒屋に住んでいたが、与力を辞して後、晩年芝切通しに住むまでの一時期を、神田和泉町の裏店に住んでいたことが判明する（中略）それが鼻山人を晩年には伝授屋と称して手品の種本を売って生活したと伝えられるほど落魄させた原因でもあり、作家としての生命をも奪ったわけであった」⑧ 同上32頁。

へ【余生零落】「東里山人 九陽亭と号し又鼻山人と号す、麻布三軒家に住す、公の典事なり、通称を細川浪次郎といふ、(印章図有)如斯印章あり、俗に京伝鼻と云ふ、山東庵が門人なり 著述 ○娼妓美談籬の花 ○契情肝粒志 ○此外数多あり略す ○活東子云、吾師無物老人話に、浪次郎晩年漂白して芝の切通しにて伝授屋といひて奇方妙術などを小さき紙にしるして売れり、予も流離して曝書僧となり、俱に相隣りて活計せしが、後に江戸橋四日市の小店に移りてより声聞せざれば其淵瀬をしらすと云々」②本間光則『新增補浮世絵類考・戯作者略伝』〈東里山人〉(須原鉄二、1889年)104頁。国会デジタル。

【No.35 浅井 竹蔵 (樋口為之助売り手)】

イ【生活困窮】「為之助はこの竹蔵に金子百両を与へて、その名跡を樋口氏のままで襲った。恐らく竹蔵は金に窮しての事であろうが、これに関しては竹蔵、為之助両者によって取交された證書写しが現存してゐるが、ここでは為之助側から提出されたものを左に掲げる。(中略)「為取替証文之事(中略)一、此度御従弟浅井竹蔵殿御事御病身二付御奉公相勤難被成候二付(中略)一、御母御事御引請申候上者衣類其外共差支無様為致可申候事(中略)」「(中略)事実表向き為之助が引きうけた金額は、現存する左の明細書によってわかる。「高金三百八十二両二分銀十二匁 内金百両・竹蔵養育料、同二百三十七両一分銀十一匁・町会所金(五十ヶ年賦)、同十六両・御役所拝借金、同二十一両二分・蔵宿借、同七両三分銀一匁・尾州殿御貸付」以上の中、養育料百両を除いた二百八十二両余が当時竹蔵の持つ負債であり、勿論父五助の代から引きつがれたものもあろうが、これをも(為之助が)引きうけて、「追々御返納可被成候事」とある。」⑧塩田良平『樋口一葉研究 増補改訂版』(中央公論社、1968年)41～43頁。国会デジタル。

ロ【起業資金】「さて、竹蔵は離籍して町人となり、本家から別居したといふ形になる。事実竹蔵夫婦は百両を受領すると同時に拝領長屋を去って浅草古谷鏑助方に移り、商人となった」⑧同上 44頁。

ハ【起業資金調達】「さて、竹蔵は離籍して町人となり、本家から別居したといふ形になる。事実竹蔵夫婦は百両を受領すると同時に拝領長屋を去って浅草古谷鏑助方に移り、商人となったが、その後思はしくなかつたらしい。前期の古谷は親類筋とあり竹蔵の従弟ともいはれるが、同心仲間であろう。後為之助と同じく東京府に入った。明治二年公武司集覧によれば、東京府捕亡方古屋鏑助とある。」⑧ 同上 44頁。

ニ【382両】「事実表向き為之助が引きうけた金額は、現存する明細書によってわかる(明細書略)以上の中、養育料百両を除いた二百八十二両余が当時(浅井)竹蔵の持つ負債であり、勿論父五助の代から引きつがれたものもあろう」⑧ 同上43頁。

ホ【**商売不調**】「商人となったが、その後思はしくなかったらしい。」⑧同上44頁。

【No.36 深川屋（外神田明神下 神田川）】

イ【**起業資金**】「文化2年（1805）にやっちゃ場のあった現在の万世橋付近で、茶屋のようなよしず張りの屋台で鰻の割き売りをしたのが始まりである。もともとこの地で仕事をしていたが、幕末になって武士株（刀を二本させる権利。相撲の親方株などと同じ）を売ってそれを元手に当時流行していた鰻の店をだした。明治維新で現在地が売りに出ていたときに、場所が近いので購入し、店を建てた。以来、ずっとこの場所で営業を続けている。台所町という名はいくつかあるが、御がつくのはここだけで、幕府のまかない方が住んでいたためのようだ。神田川という名前は、初代が相州・神田村の出身の宇田川氏であったため、この村名と名字からとったとされる」①草山瑠美「食の老舗から読む江戸東京の場所性」（『自然が育んだ江戸東京の都市文化』（法政大学大学院エコ地域デザイン研究所歴史プロジェクト・陣内研究室、2007年）56頁。

ロ【**起業資金調達**】「創業は文化2年（1805）で、江戸幕府の賄い方に勤めていた初代三河屋茂兵衛氏が武士から転身して、「深川屋」といううなぎ屋を開業したのにはじまるとされる。創業当時は万世橋のたもとで屋台を開いていたが、明治維新後、御家人時代に住んでいた現在の土地に移り、店名もその時の店主の母方の出身地である神奈川県「神田村」と、姓の「宇田川」からとって、「神田川」と改名している。」③東京都教育庁地域教育支援部管理課編『東京都の近代和風建築 東京都近代和風建築総合調査報告書』（明神下 神田川本店）（東京都教育庁地域教育支援部管理課、2009年）40頁。

ハ【**起業元手**】「幕末になって武士株（刀を二本させる権利。相撲の親方株などと同じ）を売ってそれを元手に当時流行していた鰻の店をだした。」①同上56頁。

ニ【**商売繁盛**】「明神下神田川本店は、（千代田区）外神田の明神下通り沿いにある、うなぎ料理屋である」③同上40頁。

【出典編】御家人株売買の諸事例 主な史料・文献・論文一覧

〈凡例〉

*【No.】 および丸数字は【図表編】【史料編】のNo.と丸数字に相当。基本的にNo.順に列記したが、関連する人物の場合は合わせて列記した。

*①②③等、黒字白抜き数字は、各事例における主な史料。【史料編】に引用文がある。

*次の略表記はそれぞれ次のデジタル版を表す。国会デジタル(国立国会図書館デジタルコレクション)、機関リポジトリ(各発行機関リポジトリ)。

【No.1 村瀬 領蔵 為信（山県大弑父）】①安藤菊二「八丁堀雑記 七」7異色の学人○山県大弑（『郷土室だより』47、東京都中央区立京橋図書館、1985年）。中央区立図書館HP②今村亮『山県大弑伝』（敬業館、1887年）国会デジタル。③広瀬広一・保坂量一編『山県大弑先生事蹟考資料』（山県大弑先生事蹟考資料）

蹟考資料研究会、1933年) 国会デジタル。④村松志孝編『山県大弐先生の勤王』(山県神社奉賛会、1934年) 国会デジタル。⑤飯塚重威『山県大弐正伝 柳子新論十三篇新釈』(三井出版商会、1943年) 国会デジタル。

【No.2 加藤 宇万伎 美樹】 ①丸山季夫「加藤宇万伎」(1)～(3) (『日本及日本人』380～382、政教社、1940年) 国会デジタル。②井上豊「建部綾足の文学活動と賀茂真淵の周囲」(『弘前大学人文社会』22、1960年) 機関リポジトリ。

【No.3 鈴木 彦助 安旦 (後の会田安明)】 **【No.4 内海 左平太 (会田安明甥)】** ①大木善太郎編『会田安明翁事跡並山形県の和算家』(大木善太郎、1933年) 国会デジタル。②会田安明著/平山諦・松岡元久編『自在物談』(抜刷、1966年) 国会デジタル。③平山諦・松岡元久編『会田算左衛門安明』(富士短期大学出版部、1966年) 国会デジタル。④オープンキャンパス特別展「没後200年記念 山形の算聖「会田安明」の軌跡」(山形大学附属図書館・他、2017年) 機関リポジトリ。

【No.5 馬場 源二郎 右源次 寛蔵 正通】 ①滋賀県教育会編『近江人物志』〈馬場正通〉(文泉堂、1917年) 国会デジタル。②「馬場正通の生涯及其の著書」「馬場正通の生涯及其の著書」補遺「新に発見せられたる馬場正通の一遺著に就きて」(内田銀蔵『日本経済史の研究』、同文館、1924年) 国会デジタル。③滋賀県高島郡教育会編『高島郡誌』第1編第6章人物〈馬場正通〉(滋賀県高島郡教育会、1927年) 国会デジタル。④『国史大辞典』第一巻〈馬場正通〉(吉川弘文館、1990年)。

【No.6 田口 慎左衛門 滉 (田口卯吉祖父)】 **【No.20 田口 樞郎 (田口卯吉父)】** ①巖本善治『木村鏡子小伝』(女学雑誌社、1887年) 国会デジタル。②塩島仁吉編『鼎軒田口先生伝』(経済雑誌社、1912年) 国会デジタル。③『河田烈自叙伝』(河田烈自叙伝刊行会、1965年) 国会デジタル。④尾崎ムゲン「田口卯吉における「論策」と「学問」」(『史林』54-1、史学研究会〈京都大学〉、1971年) 国会デジタル。⑤田中佩刀「改稿・佐藤一斎先生年譜」(『明治大学教養論集』69、1972年) 機関リポジトリ。⑥田中佩刀「補正・佐藤一斎先生年譜」(『明治大学教養論集』99、1976年) 機関リポジトリ。⑦田中佩刀「佐藤一斎先生年譜補遺」(『明治大学教養論集』134、1980年) 機関リポジトリ。⑧大屋専五郎編『現今名家記者列伝』上巻〈伴直之助〉(春陽堂、1889年) 国会デジタル。

【No.7 石井 内蔵丞 至毅】 ①『柳堂補任』四〈卷之十八書物奉行〉(大日本近世史料、東京大学出版会、1964年)。②『石井至毅著作集』(石井至毅著、世田谷区立郷土資料館編、世田谷区教育委員会、1989年)。③『続石井至毅著作集』(石井至毅著、世田谷区立郷土資料館編、世田谷区教育委員会、1992年)。

【No.8 桜井 才助 蕉雨 八巢蕉雨】

①平林鳳二・大西一外『新撰俳諧年表 附俳家人名録』(書画珍本雑誌社、1923年) 国会デジタル。②三浦圭三『日本文学辞典』〈せうう 桜井蕉雨〉(文教書院、1928年) 国会デジタル。③市村咸人『江戸時代に於ける南信濃』(信濃郷土出版社、1934年) 国会デジタル。④小林郊人『後藤三右衛門』〈年譜〉(信濃郷土出版社、1935年) 国会デジタル。⑤村沢武夫『伊那歌道史』〈鎮西清宣〉(山村書院、1936年) 国会デジタル。⑥長野県誌編纂所編『躍進長野県誌』(本所出版部、1939年) 国会デジタル。⑦小林郊人『水戸義軍と信濃路』(豊国社、1943年) 国会デジタル。⑧小林郊人『八巢蕉雨』(信濃郷土出版社、1956年版) 国会デジタル。⑨熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈桜井雄次郎〉(新人物往来社、1997年)。

⑩山崎真克「椎の本花叔編『雲陽人物誌』にみられる自伝的部分の意義」(『山陰研究』8、島根大学法文学部山陰研究センター、2015年) 機関リポジトリ。⑪二村博「関本如髮集成来翰集(第一巻)」(常磐大学人間科学部紀要『人間科学』38-2、2021年) 機関リポジトリ。

【No.9 榎本 円兵衛 武規(榎本武揚父)】①一戸隆次郎『榎本武揚子』(高山房、1909年) 国会デジタル。②田中惣五郎『幕末海軍の創始者勝海舟・榎本武揚伝』(日本軍用図書、1944年) 国会デジタル。③加茂儀一『榎本武揚』(中央公論社、1960年) 国会デジタル。④井黒弥太郎『榎本武揚伝』(みやま書房、1968年) 国会デジタル。⑤熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』(榎本釜次郎)(新人物往来社、1997年)。

【No.10 佐藤泰然】【No.11 佐藤然僕(佐藤泰然弟)】①『飽海郡誌』卷之10〈佐藤藤佐〉(山形県飽海郡役所、1923年) 国会デジタル。②村上一郎「蘭医佐藤泰然伝補遺」(一)～(六)(『中外医事新報』1277・1279～1283、日本医史学会、1940年) 国会デジタル。③村上一郎『蘭医佐藤泰然 その生涯とその一族門流』(房総郷土研究会、1941年) 国会デジタル。④小川鼎三「佐藤泰然伝(5)」(『順天堂医学』11-1、1965年) 機関リポジトリ。⑤小川鼎三「佐藤泰然伝(6)」(『順天堂医学』11-3、1965年) 機関リポジトリ。⑥「林董伯自叙伝 回顧録」(『後は昔の記他 林董回顧録』、東洋文庫173、平凡社、1970年)。⑦酒井シヅ「佐倉と順天堂の人びと」(『日本医史学雑誌』54-2、日本医師学会、2008年) 機関リポジトリ。

【No.12 佐々木 脩輔 信濃守 顕発】①鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第4巻〈嘉永四年十一月五日〉(三一書房、1988年)。②小川恭一『江戸の旗本事典』〈三十両から町奉行〉(講談社、2003年)。③菅良樹「嘉永・安政期の大坂町奉行川村修就」(『日本研究』46、国際日本文化研究センター、2012年) 機関リポジトリ。

【No.13 甲斐 記右衛門(河鍋暁斎父)】①飯島虚心「河鍋暁斎翁伝之一」(『暁斎 河鍋暁斎研究会会誌』5、1981年) 国会デジタル。②吉田漱石「暁斎の父は甲斐喜右衛門か記右衛門か」(『暁斎 河鍋暁斎研究会会誌』8、1981年) 国会デジタル。③吉田漱「甲斐記右衛門の墓石について」(『暁斎 河鍋暁斎研究会会誌』20、1984年) 国会デジタル。④飯島虚心『河鍋暁斎翁伝』(日本芸術名著選3、ぺりかん社、1984年) 国会デジタル。⑤「シリーズ沼津兵学校とその人材21 甲斐直次郎」(『沼津市明治史料館通信』通巻22、1990年) 機関リポジトリ。

【No.14 林 鉄蔵 伊太郎 長孺 鶴梁】①高橋周楨『近世上毛偉人伝』〈林鶴梁伝〉(成功堂、1893年) 国会デジタル。②村田清昌「林鶴梁君の事蹟」(『史談会速記録』77、1899年)。③石橋絢彦「贈正五位林伊太郎伝」(『江戸』36、1919年) 国会デジタル。④群馬県群馬郡教育会編『群馬県群馬郡誌』(群馬県群馬郡教育会、1925年) 国会デジタル。⑤豊国覚堂「林鶴梁の経歴に就て」(『上毛及上毛人』187、上毛郷土史研究会、1932年) 国会デジタル。⑥毎日新聞前橋支局編『新上毛外史』〈儒者林鶴梁〉(煥乎堂、1943年) 国会デジタル。⑦『柳営補任』6巻〈学問所頭取〉(大日本近世史料、東京大学出版会、1965年)。⑧坂口筑母『小伝林鶴梁』一(坂口筑母、1978年) 国会デジタル。⑨『寛政譜以降旗本家百科事典』第4巻〈林伊太郎(鶴梁)〉(東洋書林、1998年)。⑩保田晴男『ある文人代官の幕末日記—林鶴梁の日常』(吉川弘文館、2009年)。

【No.15 中村 武兵衛 重一 (中村敬字父)】①安西敏三「『書評』 儒学と英学の間—李セボン『「自由」を求めた儒者 中村正直の理想と現実』(中央公論新社、二〇二〇年)を読む」(『甲南法学』第63巻1・2号、2022年) 機関リポジトリ。②石井研堂『自助的人物典型 中村正直伝』(成功雑誌社、1907年) 国会デジタル。③荻原隆『中村敬字研究 明治啓蒙思想と理想主義』(早稲田大学出版部〈政治思想研究叢書〉、1990年) 国会デジタル。④文部省編『日本教育史資料 七 再版』(富山房、1894年) 国会デジタル。⑤遠藤道子「中村正直の生涯—留学願書を軸として—」(『法政史学』18、法政大学史学会、1966年) 機関リポジトリ。⑥中村敬字『自叙千字文』(中村一吉、1887年) 国会デジタル。⑦高橋昌郎『中村敬字』(吉川弘文館〈人物叢書〉、1966年、新装版1988年)。⑧小川恭一編著『寛政譜以降旗本百科事典』第1巻〈池田長休・長顕〉(東洋書林、1997年)。

【No.16 真下 専之丞 晩菘 (樋口一葉父の支援者)】【No.30 樋口 為之助 則義 (樋口一葉父)】【No.31 山崎 正助 (真下晩菘門人)】【No.35 浅井 竹蔵 (樋口為之助譲渡者)】①「[官省府県官員録]東京府職員録 明治11年1月21日改」(東京府、1878年) 国会デジタル。②『日本現今人名辞典 第3版』〈山崎甲子次郎〉(日本現今人名辞典発行所、1903年) 国会デジタル。③『人事興信録第2版 明41年6月刊』〈山崎甲子二郎〉(人事興信所、1908年) 国会デジタル。④阪本三郎『晩菘余影』(1914年) 国会デジタル。⑤維新史学会編『幕末維新外交史料集成』第1巻〈外国人埋葬に関する雑件〉(財政経済学会、1942年) 国会デジタル。⑥塩田良平『人物叢書 樋口一葉』(吉川弘文館、1960年)。⑦東京都編『東京市史稿』市街編50〈東京運上所諸御入用仕上書〉(東京都、1961年) 国会デジタル。⑧塩田良平『樋口一葉研究 増補改訂版』(中央公論社、1968年) 国会デジタル。⑨星野尚文「樋口一葉と明治の菊坂」(『文京ふるさと歴史館だより』10、2003年) 文京区ふるさと歴史館HP。⑩山梨県立文学館編『樋口一葉と甲州』(山梨県立文学館、2009年)。

【No.17 滝沢 太郎 興邦 (滝沢馬琴嫡孫)】①三村清三郎編『馬琴翁書簡集』曲亭書状写(文祥堂書店、1933年) 国会デジタル。②小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第3巻〈滝沢佐太郎〉(東洋書林、1997年)。③熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈滝沢喜太郎〉(新人物往来社、1997年)。④世川祐多「近世後期の江戸における武家の養子と身分～滝沢馬琴を事例に～」(お茶の水女子大学第14回国際日本学コンソーシアム、2019年) 機関リポジトリ。⑤世川祐多「近世後期の江戸における武家の養子と身分—滝沢馬琴を事例に—」(『比較日本学教育研究部門研究年報』16、お茶の水女子大学、2020年) 機関リポジトリ。

【No.18 大野 大治郎 (白井亨嫡子)】①白井亨『兵法未知志留辺拾遺』(1843年、綿谷雪『稀本叢刊第四巻』、武芸帖社、1972年) 国会デジタル。②和田哲也「『天真伝白井流兵法遣方』における白井亨の履歴について—その史料学的信頼性の検討—」(『武道学研究』44-1、日本武道学会、2011年) 機関リポジトリ。③氏家幹人「『諸向地面取調書』人名索引について」(『北の丸』48、国立公文書館、2016年) 公文書館デジタル。④富山県立図書館蔵「兵法未知志留辺」(天保六年、請求記号T022-34) 富山県立図書館古絵図・貴重書ギャラリー。⑤富山県立図書館蔵「天真伝白井流兵法遣方」(弘化三年、請求記号T399-4-3) 富山県立図書館古絵図・貴重書ギャラリー。⑥「諸向地面取調書」巻23〈火消与力同心〉(安政年間、国立公文書館所蔵「内閣文庫」151-0246) 公文書館デジタル。

【No.19 御家安（三遊亭円朝口述『鶴殺疾刃庖刀』の登場人物）】①三遊亭円朝口述・他『鶴殺疾刃庖刀』（薫志堂、1887年）国会デジタル。

【No.20 田口 櫻郎（田口卯吉父）】※【No.6】に併記。

【No.21 郷 策一 純造（郷誠之助父）】【No.28 前島 来輔 密（郷純造の推挙人）】①前島男爵談・市島謙吉編『鴻爪痕 前島男爵略歴・郵便創業談』（市島謙吉、1922年）国会デジタル。②郷男爵記念会編『男爵郷誠之助君伝』（郷男爵記念会、1943年）国会デジタル。③『鴻爪痕 前島密伝』〈自叙伝・他〉（財団法人前島会、1920年、改訂再版、1955年）国会デジタル。④野田礼史著・後藤罔彦校閲『人間郷誠之助』（今日の問題社、1939年）国会デジタル。⑤『平成新修旧華族家系大成』上巻〈郷濬一〉（霞会館、1996年）。⑥熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈前島錠次郎〉（新人物往来社、1997年）。⑦神奈川県立図書館・他編『社史と伝記にみる日本の実業家—人物データと文献案内—』〈郷誠之助・安田善次郎〉（神奈川県立図書館、2012年）機関リポジトリ。⑧田原啓祐「幕臣前島密がみた文明開化の礎」（『郵政博物館研究紀要』第10号、2019年）国会デジタル。⑨石井寛治「文明開化の担い手たち—前島密の位置」（『郵政博物館研究紀要』第11号、2020年）機関リポジトリ。⑩井上卓朗「『日本文明の一大恩人』前島密の思想的背景と文明開化」（『郵政博物館研究紀要』第11号、2020年）機関リポジトリ。

【No.22 神田 孝平】①「伝記・東京学士会院会員神田孝平ノ伝」（『東京学士会院雑誌』12-4、1890年）国会デジタル。②神田乃武編『神田孝平略伝』（神田乃武、1910年）国会デジタル。③橋本昭彦「江戸幕府学問吟味受験者の学習歴—天保改革期以降を中心として」（『日本の教育史学』32、1989年）機関リポジトリ。④熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈神田孝平・神田八郎〉（新人物往来社、1997年）。⑤熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈矢口浩一郎〉（新人物往来社、1997年）。⑥石井耕「日本の人事政策の起源—江戸幕府後期御家人の人材登用と昇進」（『北海学園大学学園論集』156、2013年）機関リポジトリ。⑦南森茂太「神田孝平の伝記的研究—出自と修学過程を中心に—」（経済学史学会第81回大会、2017年6月4日資料）経済学史学会HP。⑧南森茂太「『民』を重んじた思想家神田孝平—異色の官僚が構想した、もう一つの明治日本』第1章神田孝平の経歴（九州大学出版会、2022年）。

【No.23 川上 万之丞 寛 冬崖】①隈元謙次郎『近代日本美術の研究』川上冬崖と洋風画（東京国立文化財研究所、1964年）国会デジタル。②原正敏「明治初期の図学教育（I）—東京大学を中心に」（『図学研究』4-2、日本図学会、1970年）機関リポジトリ。③熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈川上万之丞〉（新人物往来社、1997年）。

【No.24 村田 謙六（本因坊秀哉祖父）】【No.32 田村 保永（本因坊秀哉父）】【No.33 中川 亀三郎（本因坊丈和三男）】①『人事興信録 明治三十六年四月刊行』〈村田保〉（人事興信所、1903年）国会デジタル。②安藤如意（豊次）編『坐隠談叢』4（安藤豊次、1904年）国会デジタル。③安藤如意（豊次）編『坐隠談叢』5〈田村保寿〉（安藤豊次、1904年）国会デジタル。④安藤如意『坐隠談叢 囲碁宝典 訂正版』〈本因坊丈和〉（関西囲碁会、1910年版）国会デジタル。⑤大日本水産会編『村田水産翁伝』（大日本水産会、1919年）国会デジタル。⑥『大衆人事録』〈本因坊秀哉〉（帝国秘密探偵社・他、1927年）国会デジタル。⑦安藤如意編・他『坐隠談叢 囲碁全史』三〈中川亀三郎〉（平凡社、1933年）国会デジタル。⑧村松梢風『人間苦闘史』〈本因坊秀哉〉（千倉書房、1934年）国会デジタル。⑨本因坊秀哉『本因坊棋談』（岡

倉書房、1936年) 国会デジタル。⑩秀哉会編『本因坊秀哉全集』1〈小伝〉(博文館、1941年) 国会デジタル。⑪村松梢風『本朝名匠伝』〈二十一世本因坊秀哉〉(読売新聞社、1952年) 国会デジタル。⑫瀬越憲作編『明治碁譜』〈第二十一世本因坊秀哉名人略歴〉(日本経済新聞社、1959年) 国会デジタル。⑬影山昇「関沢明清と村田保」(『放送教育開発センター研究紀要』12、1995年) 機関リポジトリ。⑭熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈村田謙六〉(新人物往来社、1997年)。

【No.25 宮原 寿太郎 (江木鰐水同僚)】 【No.27 五十川 左武郎 淵 訊堂 (江木鰐水義弟)】 ①干河岸貫一編『近世百傑伝』〈阪谷朗廬・江木鰐水〉(博文館、1900年) 国会デジタル。②手島益雄『広島県続儒者伝』〈江木鰐水・五十川詔堂〉(東京芸備社、1925年) 国会デジタル。③近藤勘治郎編『三島郡誌』教育(三島郡教育会、1937年) 国会デジタル。④伊東多三郎「庶民文化試論」(『史苑』15-3(通巻70)、立教大学、1943年) 機関リポジトリ。⑤『大日本古記録 江木鰐水日記』上(東京大学史料編纂所編、岩波書店、1954年) 所収。⑥大月明「阪谷素とその交友関係について」(『大阪市立大学文学部歴史学 人文研究』18-3、1967年) 機関リポジトリ。⑦森銑三「松本奎堂」(『森銑三著作集』第6巻、中央公論社、1971年)。

【No.26 笠井 伊蔵 (清河八郎門人)】 ①岸伝平『川越夜話』〈隠れたる志士笠井伝蔵〉(川越叢書第6巻、川越叢書刊行会、1955年) 国会デジタル。②坂戸市教育委員会編『坂戸人物誌1』(坂戸市教育委員会、1980年) 国会デジタル。③鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第10巻〈文久元年6月15日〉(三一書房、1991年)。④熊井保編『江戸幕臣人名事典 改訂新版』〈笠井七之助〉(新人物往来社、1997年)。⑤「廻り方手控」六(15)(千代田区立四番町歴史民俗資料館編『原胤昭旧蔵資料調査報告書(3) 江戸町奉行所与力・同心関係史料』、千代田区教育委員会、2010年)。⑥小野寺裕「幕末に散った若きいのち—笠井伊蔵について—」(地方史研究協議会編『日本の歴史を問いかける—山形県<庄内>からの挑戦』、シリーズ地方史はおもしろい3、文学通信、2021年)。

【No.27 五十川 卓介 左武郎 淵 訊堂 (江木鰐水義弟)】 ※【No.25】に併記。

【No.28 前島 来輔 密 (郷純造の推挙人)】 ※【No.21】に併記。

【No.29 星 浜吉 亨】 ①伊藤仁太郎『伊藤痴遊全集 第9巻 星亨』(平凡社、1929年) 国会デジタル。②前田蓮山『星亨傳』(高山書院、1948年) 国会デジタル。③篠田敏造『明治百話』(角川選書24、角川書店、1969年)。④有泉貞夫『星亨』(朝日評伝選27、朝日新聞社、1983年) 国会デジタル。⑤野沢雞一編著『星亨とその時代』1巻第1回幼少時代・第2回学童時代(東洋文庫437、平凡社、1984年)。⑥野沢雞一編著『星亨とその時代』2巻解説(東洋文庫438、平凡社、1984年)。⑦中村菊男『星亨 新装版』(人物叢書、吉川弘文館、1988年)。

【No.30 樋口 為之助 則義 (樋口一葉父)】 【No.31 山崎 正助 (真下晩菘門人)】 ※【No.16】に併記。

【No.32 田村 保永 (本因坊秀哉父)】 【No.33 中川 亀三郎 (本因坊丈和三男)】 ※【No.24】に併記。

【No.34 鼻山人 東里山人 (戯作者)】 ①『日本古典文学大辞典』第4巻〈東里山人〉(岩波書店、1984年) 国会デジタル。②本間光則『新增補浮世絵類考・戯作者略伝』〈東里山人〉(須原鉄二、1889年) 国会デジタル。③関根只誠編『名人忌辰録』上巻〈東里山人・鼻山人〉(吉川半七、1894年) 国会デジタル。④尾崎久弥『江戸軟文学考異』〈東里山人の業績〉(中西書房、1928年) 国会デジタル。⑤三田村鳶魚校訂・他『未刊隨筆百種』第16〈真佐喜のかつら—〉(米山堂、1928年) 国会デジタル。⑥『本所区史』〈本

所区市附録 文政十一年町方書上 本所永倉町〉(東京市本所区、1931年)国会デジタル。⑦木村黙老『戯作者考補遺』(国本出版社、1935年)国会デジタル。⑧神保五彌「中本作家鼻山人について」(『近世文藝』6、日本近世文学会、1961年)国会デジタル。⑨神保五彌『為永春水の研究』〈鼻山人〉(白日社、1964年)。⑩尾崎久弥「東里山人の業績」(『江戸軟派研究』13、1927年、復刻版、柏書房、1987年)。⑪永井啓夫『日本芸能行方不明』〈人情本作者鼻山人の終焉〉(新しい芸能研究室、1987年)。⑫『国書人名辞典』第4巻〈鼻山人〉(岩波書店、1998年)。⑬東里山人(2ヶ所)(曲亭馬琴『近世物之本江戸作者部類』、岩波文庫、2014年)。⑭神保文夫「近世法律文書の戯文」(『名古屋大学法政論集』255、2014年)機関リポジトリ。⑮鼻山人誌「浮世酒屋 喜言上戸」3冊内1(天保7年刊、東京都立中央図書館東京誌料478-44、『浮世酒屋喜言上戸』(東京都立中央図書館所蔵)、<https://doi.org/10.20730/100216072>)。

【No.35 浅井 竹蔵(樋口為之助譲渡者)】※【No.16】に併記。

【No.36 深川屋(外神田明神下 神田川)】①草山瑠美「食の老舗から読む江戸東京の場所性」(法大陣内研究室編『自然が育んだ江戸東京の都市文化』、法政大学大学院エコ地域デザイン研究所歴史プロジェクト・陣内研究室、2007年)。②川本勉「資料紹介『東京名物百人一首』清水晴風著」(『参考書誌研究』69、国立国会図書館、2008年)。③東京都教育庁地域教育支援部管理課編『東京都の近代和風建築 東京都近代和風建築総合調査報告書』〈明神下 神田川本店〉(東京都教育庁地域教育支援部管理課、2009年)。④清水晴風著『東京名物百人一首』〈外神田明神下 神田川〉(1907年8月序、国立国会図書館所蔵さ-50)国会デジタル。